

No	事務事業名	課	事業概要	成果目的(誰をどのような状態にしたのか)	目標達成状況	H28年度事業の実施結果、改善内容等の説明	町民、議会、その他からの指摘事項・ニーズ	問題・課題	事業の方向性	取組み方針(改善方針)	次年度以降の方向
1	職員及び非常勤特別職の任免及び定員管理事務	総務課	必要最小限の職員で最大限の行政サービスを提供できるよう、職員の退職に関する事、採用試験に関する事、非常勤職員等の給与・採用に関する事務を行い、適正な職員定数の管理を行う。	町民に対する行政サービスの確保を図るため優秀な人材確保と適正な人員による業務執行体制を維持し経費の抑制を図る。	目標程度	正職員数は目標値を下回った職員数で管理できた。宇都宮大学で実施の就職説明会において募集を実施(H29採用に向けてのもの)	特になし	正職員、嘱託職員の採用試験を実施	このまま継続	採用試験の周知、PRを十分にを行い、追加での実施を避ける。	社会情勢の変化があれば採用試験実施日の前倒し、通年採用等が考えられる。
2	職員給与・旅費支給事務	総務課	例月給与、6月・12月の期末勤勉手当、年末調整、職員人件費予算、給与実態調査関係、職員共済費及び退職手当負担金に係る計算を行う。	給与支給事務を公平公正に行うことで、職員が自己の職務に専念できるようにする。	目標程度	例月給与、賞与、旅費の支給。旅費について、総務課での出張命令簿の再確認の事務を省き、各課局が責任をもって明細書を作成するように改善を行った。また、給与システムと会計システム間で連携が取れるようになり、給与等の支給が効率的になった。	職員給与と透明性・公平性のための公表について、公表媒体(広報ましこ)における誤解のないわかりやすい公表が求められている。	給与システムでの処理を行っていない臨時職員について、システム処理を行い効率性を向上すること。	このまま継続	給与システムでの処理を行っていない臨時職員について、システム処理を行い効率性を向上すること。	給与システムと連動した人事システムの導入を検討し、人事発令書・職員台帳の整理などの効率化を検討する。
3	職員の退職手当、共済、福利厚生に関する事務	総務課	職員を対象に健康診断の実施。益子町研修協議会への補助:協議会では職員個人の資質向上を図るためにグループによる研修等を実施。	職員一人ひとりが心身共に健康を保つことによって住民へのサービス向上に繋がる。	目標程度	健診については職員を対象に2回実施した。再検査不要の職員数は目標以下であった。また、判定C以上の職員については産業医による健康相談を受けるよう指導した。	健診の実施時期について、夏休み期間だと生涯学習課職員が受診しづらいため、今後も2回のうち1回は夏休み期間を外してほしいとの要望あり。	健診の結果を踏まえ、再検査が必要な職員について、再検査を行ったかどうかは把握していない。職員の健康維持のため再検査の実施状況を確認することが必要である。	このまま継続	健診の内容については継続して実施するが、成果指標として受診率の向上を目標とし、職員の健康維持に努めていく。	健診の受診率向上のため職員への積極的な周知を継続して行う。
4	職員研修に関する事務	総務課	職場外研修を通して職員の勤務効率向上を図る目的で、町主催の研修の実施や、芳賀地区広域行政事務組合、栃木県市町村振興協会、市町村中央研修所及び全国市町村国際文化研修所主催研修へ職員を推薦する。	公務効率の向上および自己啓発の補完という意味でも被推薦者である職員が自発的にそして進取性を持って研修に臨むようになり、職員の能力向上を図り、住民への適切なサービス提供を行う。	目標程度	定例的な広域・市町村振興協会主催研修のほか、町単独研修として民間企業経験者による人材育成研修(発想力・提案力向上研修)を行った。また、全職員を対象に人事評価制度に関する研修を実施し、より実効性の高い評価制度の運用に向け、職員の人事評価制度への理解を深めた。	職員から、クレーム対応のスキルアップ研修、メンタルヘルス研修、地方創生に係る具体的な事例に係る研修を実施して欲しいなどの要望があった。	新未来計画策定や土祭など一時的な業務の多忙により出席率が低下した平成27年度に比べ、出席率が上がった。引き続き推薦者各自の効率的な事務運営により、できる限り欠席しないよう働き掛ける必要がある。また、職員から要望の多いクレーム対応のスキルアップについては、一度きりの研修では十分でなく、継続的にトレーニングすることが必要であるため、その機会の充実を図る必要がある。	このまま継続	平成28年度から義務付けられた人事評価及びその給与・賞与への反映に向け、より公正・公平な評価が行えるよう評価者及び被評価者に向けた研修を実施すると共に、評価結果を人材育成・自己啓発につなげていく職員のスキルアップを図る。	多様化する行政課題などに臨機応変対応できるための政策立案能力向上研修の実施について、検討をしなければならない。
5	行政改革推進事務	総務課	市町の行政改革の状況等資料の収集や庁内組織である行政事務合理化委員会や外部委員による行政改革推進委員会を開催する。	事務事業の見直し、民間委託の推進等行政の見直しを実施することにより、行政経費の削減を進め、町民サービスの充実向上を図る。	目標程度	第5次行政改革大綱の1年目にあたり、進捗状況について行政改革推進委員会において報告し、今後の取り組みについて審議。	特になし。	前年度が新ましこ未来計画の策定期間であり、未来計画に盛り込む職員提案を募集したが、未来計画の策定期間の関係もあり行政改革についての募集は実施できなかった。そのため、行政改革としてのH28の取り組み事項が設定できなかった。	改善して継続	職員提案制度単独で、職員提案制度の周知と提案件数の増加を図る。	職員提案制度の周知を行い、職員の意識付けを図る。
6	庁舎管理事務	総務課	施設の維持管理業務に関する契約の締結及び庁舎の補修・修繕等を行う。	庁舎を常に良好な状態に保ち、町民が快適に庁舎を利用できるようにする。	目標程度	庁舎が昭和52年築であり間もなく40年を経過するため、設備や建具、駐車路面など多くに不具合が発生しており、一時的な補修で対応するのも難しい部分も出て来ている。平成28年度においては、空調の配管修理及びポンプ交換などを行った。	現在使用不能には至っていないが、駐車場の路面や庁舎空調など、来庁者に迷惑をかけている部分もある。	計画的な補修、設備交換など計画的なメンテナンスを行うに至っていない	このまま継続	定期的に庁舎内を巡回し、修繕箇所の早期発見、修繕に努める。また、耐震診断及び駐車場の舗装修繕を実施。	耐震診断の結果を見て庁舎の耐震改修や修理などの検討

7	叙勲・表彰に関する事務	総務課	叙勲該当者を国に推薦する。各課からの推薦により、永年地方自治に貢献された町民を表彰すること(表彰状・記念品の贈呈)。	町民の地方自治(行政)への参加意欲の向上を図る。	目標程度	叙勲1、自治功労等15、町民栄誉特別表彰3	特になし	特になし	このまま継続	叙勲、褒章に関する栄典事務については特に精通するようにする。	継続して実施する。
8	選挙管理委員会運営事務	総務課	町民(選挙人)の参政権の行使について、公平公正な立場で執行する。選挙啓発では常時としてHPの利用や年1回「芳賀の白ばら」を発行、選挙時としてHPに加え「広報ましこ」「お知らせ版」に選挙時啓発の記事を掲載する。	広報媒体や各種選挙を通じて、町民(選挙人)の選挙に対する投票率・関心度を向上させ、公平公正な明るい選挙の実現を図る。	目標未達成	定例の選挙管理委員会の業務、選挙啓発ポスター募集・展示及び芳賀の白ばらの共同発行を行った。選挙執行経費については、参院選・知事選を合わせると前回から2.4%(474,174円)削減できた。投票率については、目標値には届かなかったものの、参院選及び知事選共に前回は上回った(参院選:5.64ポイント、知事選:1.94ポイント)。また、新有権者向けの啓発として、リーフレットの個別送付を行った。	投票事務の合理化のため、投票可能時間を短縮できないか。一方で、投票機会を減らすべきではないとの意見もある。	投票率の向上は、選挙人である町民の投票行動次第であり、学校教育における政治教育が十分に行われていない現状から、今後も若年層の投票率が飛躍的に伸びることは考えにくいところであるが、18歳選挙権の成立をきっかけに、若年層への積極的な働きかけを行わなければならない。	改善して継続	入場券の個人別配付について引き続き実施し、選挙人の便宜を図る。若年層への啓発活動を積極的に行う。事務の合理化を図り、選挙経費の縮減に努める。投票機会の確保に向け、先進事例を研究し、実現の可否について検討する。	選挙経費の縮減と投票率の向上をバランスよく実現できる手段について、先進事例を研究し、実現の可否について検討する。
9	自治会支援事務	総務課	広報等行政文書の配布を依頼し、報酬を支給する(年1回)。自治活動推進事業補助金(運営補助金)、地域整備推進事業補助金を交付する。年3回自治会長会議を開催する。	地域リーダー(自治会長)の育成や自治会加入率の向上、自治会組織の活性化を図り、地域と行政の連絡を円滑に行えるようにするとともに、地域におけるまちづくりを推進する。	目標程度	自治会加入率の低下	自治会への加入促進につながるような取り組みの実施	自治会加入のメリット(加入しないことのデメリット)を未加入世帯に示すことが困難	改善して継続	自治会加入率を上げるため、周知等を行う。	自治会の意義等を周知して自治会加入率の低下を防ぐ。
10	広報ましこ、お知らせ版などの発行等事業	総務課	「広報ましこ」を月1回発行し、自治会加入者には自治会長を通じて配布するほか、公共施設に配置。「お知らせ版」は月2回発行し、新聞折込で配布。	町民がまちづくりに参加できるよう、町政や町民生活に関わる情報を町民に広報する。	目標程度	広報ましこ・広報ましこお知らせ版の発行。町ホームページへの記事転載。広報ましこ発行部数6,650部、広報ましこお知らせ版発行部数6,300部。	特になし	多くの人に読んでもらうための工夫に努めたが、さらなる追求が必要。また、有料広告を毎号で掲載したいところである。人名、電話番号、自治会名などの誤りがあった。今後このようなことがないように注意したい。	改善して継続	さらに読みやすい紙面づくりに努めるとともに、有料広告の掲載による収入増を図る。校正を十分に行う。	係内ミーティングや各課広報委員との編集会議で、紙面づくりを研究していく。
11	条例・規則等の審査事業	総務課	各課で起草した条例や規則等の制定や改正にあたり、文言の整理や審査を行う。業者委託によりホームページの例規データを更新する。	条例・規則等の審査・整理により、だれでもホームページなどで検索できるようにする。	目標程度	例規の審査については、各担当課で精査した後、秘書広報係で審査する二重のチェックを行っている。	特になし	条例は法律に違反しない限り町民の権利を制限したり義務を課したりできるものであるから、内容や表現について慎重に審査する。	このまま継続	例規執務サポートシステム「スーパー例規ベース」を各課の職員が使いこなせるように研修等を実施していく。	このまま継続していく。
12	ホームページ運営事業	総務課	各課のお知らせ事項やイベント情報などの更新を行う。	住民に町政の情報を発信するとともに、他市町の住民にも情報を発信することにより、観光客や交流人口の増加につなげる。	目標程度	町政に関する情報や観光案内などを町ホームページに掲載する。更新は各課において行っている。	特になし	バナー広告は、単発的には申し込みがあるが、継続的な申し込みは少ない状況である。各課でページ作成を行っているが、技術がまだ十分ではない。	改善して継続	バナー広告を継続的に掲載できるようにする。町のPRのため、写真及び動画の掲載数を増やす。	ホームページの内容をさらに充実させる。
13	文書・公印管理事務	総務課	益子町文書取扱規程及び益子町公印規程に基づき、文書及び公印を管理している。	取り扱うすべての文書及び各種公印が適切に管理されている。	目標程度	文書番号は、総務課に備えてある文書件名簿により付し、秘書広報係長が確認する。公印を使用するときは、秘書広報係長が審査をする。	文書件名簿を総務課に備えておく現在の方法では、効率が良くないのではないかと。	各課において文書番号を取得することができない。	改善して継続	文書件名簿を総務課に備えておく現在の方法がどうか検討するとともに、各課において文書番号を取得できるシステムの導入を検討する。	効率の良い文書管理方法を研究する。
14	文書の收受及び発送業務	総務課	毎日送られてくる文書を課別に分けて各課へ配布する。また、発送するすべての郵便物をとりまとめ、種類ごとに区分けして郵便局へ運送する。	送られてくる文書を遅滞なく各課に配布するとともに、各課から発送する文書をとりまとめて、市内割引等の制度を利用して発送する。	目標程度	毎日届く多くの文書を担当課へ配布。発送する文書は、市内特別郵便利用等のため、総務課でまとめて発送している。	特になし	正確な文書の收受及び発送をするため、各課の職務の内容を正確に把握する必要がある。	このまま継続	文書の收受、発送が効率よく行えるように、引き続き研究する。	このまま継続していく。
15	印刷業務	総務課	町民に配布する平易な文書や内部の会議資料等の印刷を行う。「広報ましこ」などのカラー印刷するものは外注している。	文書等の印刷の経費削減及び迅速化を図る。	目標程度	各課からの依頼により印刷、製本等を行った。	特になし	高度な印刷を行うには、高機能の印刷機が必要となる。	このまま継続	印刷の知識・技術を習得することにより、仕上りの良い印刷を行えるようにする。	引き続き嘱託職員により印刷業務を行う。
16	提出議案等の整理事業	総務課	議会の議決を経る議案の整理及び議案書の作成を行う。	議案を作成し議会に上程することで議会が円滑に行われる。	目標程度	町議会定例会及び臨時会の議案を整理し、議案書を作成。	特になし	特になし	このまま継続	各課及び議会事務局との連絡調整を密にし、議会が円滑に開会できるようにする。	このまま継続する。
17	国際交流事業	総務課	友好都市への訪問、友好都市からの訪問者受け入れを行う。	イギリスのセント・アイヴス町、アメリカのダブリン市との交流を深める。	目標程度	ダブリン市との交流について、副町長、教育長及び関係者が訪米し、今後の交流について打ち合わせを行った。	交流を深める事業の計画が必要。	町民対象のセント・アイヴスへの訪問ツアーを計画したが、応募者が少なく、中止となってしまった。	このまま継続	7月10日から17日まで、ダブリン市の高校生が来町。益子芳星高校で生徒同士の交流や町内でのホームステイを行う。	セント・アイヴス、ダブリンとともに交流を深める事業を計画する。

18	儀式的開催事業	総務課	新年を迎える会等の準備及び開催をする。	町で行う式典等を円滑に執り行う。	目標程度	毎年開催の新年を迎える会のほかに、鶴見平氏の叙勲祝賀会を開催した。	祝賀会の日程は、暦上の日の良い日を選ぶ。	特になし	このまま継続	新年を迎える会等を開催するにあたり、招待者に満足してもらえようように準備する。	毎年の反省点を改善して、年々より円滑なものにしていきたい。
19	情報公開に関する事務	総務課	町民等から情報公開等の請求があった時には、条例等に基づき情報の提供を行う。	町と町民との情報の共有化を図り、開かれた行政の実現を目指す。	目標程度	町民等から情報公開請求があった時には、関係課に繋げ、公開の可否を15日以内に通知してもらい、情報公開可能名ものは、開示する。	特になし	保存年限等の関係で、情報開示等の請求を受けても情報開示できないものもある。	このまま継続	情報開示請求があったときには、担当課に至急繋げ適切に対応できるようにする。	前年度と同様に適切に対応していく。
20	秘書用務・交際に関する事務	総務課	町長の日程を調整、管理し、それを庁内LANに掲示し、職員への情報共有化を図る。町長の日程に基づき、町長車を運行する。町長交際費を管理し、HPに公開する。	町長の公務がスムーズに行えるようにする。	目標程度	町長日程の管理、町長交際費の管理、町長車の運転業務を実施。	特になし	課・係内の連携の体制を見直す。	このまま継続	組織内部のほか、外部機関とも協力体制を確立する。	前年度の実績を参考に継続していく。
21	消防団の組織運営事業	総務課	消防団の適正な定員管理・任免・報酬を支払うとともに、団員の被服装備品の管理を行う。各種会議・研修会を開催するとともに、常備消防、国、県、支部消防協会との連絡調整を図る。	消防団の組織機能を維持することにより、有事の際に住民の生命・財産を守る。	目標程度	消防団定数219名の定員を確保できた	自治会等と協力し、各地域の消防団員を確保する必要がある。	職業の多様化、厳しい経済状況等により消防団への参加ができない人が多くなってきている。	このまま継続	継続的に災害・点検等に必要な消防団員の確保に向けて、年間を通して消防団への参加を呼び掛ける。	地域の安全を確保するため、有事の際に対応できるよう、時代に対応した消防団の組織を構築していく。
22	消防団員の訓練事業	総務課	新入団員・新幹部団員訓練の開催、ポンプ操法競技会の開催、文化財防火訓練の実施、消防学校への参加。	各訓練を通して、消防団員に消防に関する知識及び技能の習得を図る。	目標以上	ポンプ操法の平均点数が5ポイント上昇し、底上げが出来てきた。芳賀支部操法大会では、小型ポンプ・自動車ポンプの部でも優勝し、県大会では、自動車ポンプの部で2-1が初出場で4位入賞した。小型ポンプの部は、県大会で優勝し、全国大会も8位入賞できた。	特になし	町民の生命財産を守る訓練であるとともに、消防団員自身の安全を確保するための訓練であるが、消防団員の職種が多様化により全団員そろって実施することが難しい状況である。	このまま継続	消防団員各位はそれぞれ多忙であるが、消防団全員で実施する訓練を引き続き実施するとともに、各部隊で行う訓練も充実させていく。	各種訓練は、有事の際の活用に必要不可欠であるので、継続して実施していく。
23	消防施設整備事業	総務課	消防力の整備指針に基づき、消防ポンプ自動車、消防団拠点施設、消防水利施設の適正な配備を行うとともに必要な維持管理を行う。	有事の際に町民の生命財産を守るように必要な施設を整備する。	目標程度	予定していた消防団拠点施設(生田目)1棟の整備した。防火水槽については、七井・長堤に1基ずつ設置した。消防ポンプ車は、4台(1-6,2-1,2-3,2-4)に配備した。	消防団拠点施設については、老朽化や駐車場がない状態であること。また機材等の充実もあり、消防活動の効率も向上が見込めるため早期の整備が求められている。	消防ポンプ自動車については20年更新としているが、真空ポンプ等機材の老朽化が進んでいる。	このまま継続	消防ポンプ自動車、防火水槽、詰所の計画的な更新・設置のため、財源を確保するため県と連絡を密にする。また、詰所の更新は東田井、ポンプ車の更新は、1-3,3-2,3-3を予定している。	消防水利の更なる充実を図るとともに、消防ポンプ自動車を更新していく。
24	防災計画の策定管理事業	総務課	毎年、地域防災計画等の検討を行い、必要に応じ見直しを行う。	災害に係る予防、応急、復旧対策に関し、町・防災関係機関が処理すべき事務や業務の大綱をまとめ、災害対策を計画的に推進することにより、町民の生命・身体・財産を守る。	目標程度	栃木県地域防災計画がH28.12に改定されたことを受け、H29.3に改定した。	避難生活が長期化した場合、避難者のプライバシー保護や資機材の輸送経路の再確認。	行政として災害に備えることも重要であるが、住民自らも災害に備える必要性を浸透させていくことが課題である。	改善して継続	小貝川の浸水想定区域の改定が平成29年度上期に予定されているので、ハザードマップの更新を検討する。	多様化する災害に備えるために、随時計画の見直しを行っていく。
25	防災施設整備事業	総務課	同報系防災無線、移動系防災無線、サイレン等の設備の維持・点検を行うとともに、防災に関する物資及び資器材の整備を行う。	住民の生命財産を災害から保護する。	目標程度	災害時用石油ストーブの購入及び機器の点検を実施した	特になし	現場等での移動系を使用することが少ないため、使用方法に不慣れな部分がある。	このまま継続	引き続き、移動系防災無線の操作については、消防団・関係課職員を対象に定期的に訓練を行い、非常時に使えるようにする。	災害時における多様な情報伝達手段により住民にわかりやすい方法を検討する。非常食の賞味期限がH30年度から到達するものがあるため、更新を行う。
26	交通安全啓発事業	総務課	春秋の交通安全運動時の街頭広報活動、交通安全指導員による幼児・児童に対する交通安全教室の開催等を行う。	交通安全に対する住民の意識向上を図ることにより、交通事故を抑制し、交通死亡事故の減少を目指す。	目標程度	交通安全啓発の統一行動を春・秋2回実施した。	特になし	交通事故件数は年々減少しているものの、事故件数0達成は困難である。	このまま継続	交通安全運動時の統一行動日や交通安全教室を中心に啓発活動を実施していく。	交通安全意識の向上は、長期的・持続的な活動が必要であることから継続的に実施していく。
27	防犯灯設置事業	総務課	町が自治会からの要望により、防犯灯の設置工事を行う。その後の管理については自治会が行う。	防犯灯を設置することにより、安全に通行できる環境を整える。	目標程度	要望があった個所についてすべて設置できた。	犯罪等を抑止するために防犯灯を設置していくことは、住民の安全安心のために必要である。	通学路等への設置個所について、学校と連携を深める必要がある。	このまま継続	必要箇所について、各自治会、学校、警察等と相談しながら決定していく。省電力のために防犯灯のLED化を進める。	LED化を進めながら、防犯灯の設置を継続して実施していく。

28	まちづくりの推進事業	企画課	栃木県わがまち協働推進事業交付金事務については、事業担当課と内部調整し県に申請を行う。	まちづくりのための制度を活用するなどして、町を活性化させる。	目標程度	栃木県わがまち未来創造事業(広域連携:1事業、住民協働:1事業)を申請し、担当課で実施した。	特になし	本事業は現在、ほぼ県わがまち未来創造事業のみとなっているが、本事業は企画係の重要事業なので事業の再構築、引き続き積極的な情報提供が必要。	改善して継続	県の新規助成事業の積極的な活用のほか、マシコットを活用したイベントへの積極的な参加を行う。 また、本事業が「まちづくり」において重要な事業となるためにも、地域活性化センター補助事業等に採用されるような事業計画を固めていきたい。	新ましこ未来計画の内容を考慮し、各課で行っている「地域振興」「まちづくり」「コミュニティ」等同種事務・事業について、ワンストップ化を図るなどの横断的な再編を見据えた各課との協議を行い、効率化を図りたい。
29	土地利用関連事業	企画課	土地利用対策委員会、幹事会を事務局として執り行い、会を開催し協議者に土地利用についての回答を行う。また、国土法に基づく土地関連の調査事務を行う。	協議者から申請された土地の適正利用を検討し、個別法令への手続きを円滑に行う。	目標程度	土地利用事前協議件数は、11件であったが5,000㎡を超える委員会案件が3件あり、何れも土砂搬入を伴う土地利用であった。	27年度に事前協議を行った太陽光発電施設設置に関して、情報公開請求が1件あった。	実施結果に記載した、建設残土を利用した土砂搬入埋立をする案件は、県環境部門から指導が必要となり調整のためすぐに事業開始が出来ない場合がある。	このまま継続	現状どおり適切な指導を行っていくとともに、現地確認の際に改めて法律・制度の周知徹底を行っていく。 太陽光発電施設においては買取価格の低下から、今後は大規模な会社しか参入できないという話もあるが大規模、小規模な会社問わず形質変更が大きい場合は周辺への影響も大きいと予測されるため、細かい指導が必要と考える。	形質変更の大きい案件には、より細やかな対応に努める。
30	情報管理事業	企画課	情報収集、管理及び総合行政ネットワーク(LGWAN)の業者委託、設置管理を行う。	情報化を推進することにより、役場内部の情報伝達の迅速かつ安定運営を図る。	目標程度	セキュリティ強靱化のための方策を多くの業者と打合せを行い、セキュリティ強靱化・二要素認証及び外部デバイス制御等の設計や物品の手配、運用方法を定めた。	特になし	セキュリティ強靱化については平成29年6月からの稼働に向け、各課へのヒアリング・設計を進めていく必要があるが、強靱化により職員の業務に多大な不便を強いるため、それを運用でいかに解消するかが問題となっている。	改善して継続	セキュリティ強靱化が主になるとの思われ、①セキュリティ担保に職員の事務的負担のバランスを考慮しながら進めていく必要がある。運用支援等を効率的に活用しながら、少しでも職員の負担軽減ができるよう協議していく必要がある。	現時点では、H29.6までのセキュリティ強靱化以降は業務量、事業費ともに若干縮小の傾向に向くと考える。
31	行政評価事務事業	企画課	新ましこ未来計画(以下「新未来計画」)実施計画計上の事業及びその他の事業等について事務事業評価によるPDCAサイクルを実施し、計画の効果的な進捗を図る。	町民への説明責任及び行政事務の効率化を図り、住民サービスの向上を図る	目標程度	各事業における労働力の把握、重点事業の評価会の実施。行政評価システムを27年度から導入するため業者との打ち合わせ。行政評価システムについては、新ましこ未来計画(以下「新未来計画」)のPDCAサイクルの実施に伴い、実施計画の作成>当初予算の入力>評価までを一気通貫できるシステムを採用し、行政評価の効率化とともに職員の負担軽減を図ることを目的としている。	議会質問で早めのホームページ結果公表掲載要望有り。	新未来計画の実行及び行政評価システムの導入に伴い、既存の事務事業の見直しが必要。29年度から新システムに入力するため、この移行期間システムに慣れるため職員の労力は増加してしまう。	改善して継続	行政評価システムと公会計システムの連携により、各課関連入力作業を軽減を図る。 PDCAサイクルの明確化により、事業の確実な進捗を図る。 新未来計画事業と既存事務事業の整理を行う。 3~5月:内部評価、10月:次年度実施計画、11月:当初予算入力	前年度のスケジュール・実施内容を基本とし、実施において齟齬があれば改善を図っていく。
32	統計調査事業	企画課	各種統計調査実施に係る事前準備、調査員の推薦、調査員への説明・指導等を行う。	町政運営や民間企業など、幅広い国民生活の基礎資料となる各種統計データを収集・整理し、実態を明らかにする。	目標程度	調査実施にあたり「調査の重要性、調査協力へのお願い」を広報、防災無線等で周知し、調査対象者(事業所)への理解を得られるよう努めた。	統計調査結果を町のホームページに掲載しており、町内外からの問い合わせがあり利用されている。 職員の施策研究資料としても活用されている。	調査員の確保が困難な状態。新たな調査員の確保も必要だが、職員の協力も不可欠。	このまま継続	オンライン調査が主流になり、市町や調査員の事務軽減につながることから、回答率の向上に努める。 統計調査が確実に実施できるように継続して新規の登録調査員を確保できるよう、引続きHP等で募集を行う。 事務効率化が図れるので職員の協力を呼びかける。また、町内の実情や地理を把握するきっかけとして、若手職員の積極的な参加を依頼する。	継続して調査員の確保に努め、適正に実施する

33	地域公共交通事業	企画課	地域公共交通会議の運営、デマンドタクシーの運行、県央地域公共交通利活用促進協議会への参加等	公共交通空白地域及び交通弱者の移動手段を確保する	目標程度	利用登録者数 目標達成。地域公共交通網形成計画策定。住民への更なる周知活動と、利用者を増やすための調査・分析の実施。	協議会 町外への運行、及び12時便の要望があった。	デマンドタクシーの真岡日赤等の他市乗り入れや、乗り継ぎが課題。	改善して継続	次期計画の策定に伴う、既存の公共交通機関やまちづくりとの連携強化。高齢人口増加に伴う、デマンドタクシーへの誘導に努める(免許返納者への優待チケット配布)。H28道の駅(小さな拠点として)との交通インフラの検討を関係課と進める。	デマンド交通の町外乗り入れの検討
34	マイナンバー事業	企画課	マイナンバー導入に関する国・県及び関係各課との調整・報告・進行管理をする。	受益者が番号制度(マイナンバー)を制度開始に合わせて活用できるようにする。	目標程度	県から示されるアクションプランをもとに、とりまとめ課として進行を管理し、一部遅滞はあったものの概ね計画通り進行された。企画課として中間サーバ接続に関わる準備を行った。	特になし	事務は、今までは準備段階であったため、調整事務や法整備などが中心であったが、今後は現場レベルでの運用に関するものが増えてくるとされる。その場合のとりまとめ課としてこのまま企画課がふさわしいかは課題である。	改善して継続	とりまとめ課としての業務量は変わらない見込みだが、企画課としての業務は無くなると思われる。一方マイナンバー導入が具体的になり、マイナンバーを扱う業務課の業務量は増加すると思われる。来年度以降はマイナンバーを扱う業務課を中心に進めていく必要があると思われる。	現在のところ未定だが、H29.7の情報連携開始以降は、とりまとめ課としての業務は終了すると思われる。
35	真岡鐵道運営支援事業	企画課	真岡鐵道に負担金や補助金を支出する。株主総会等・各種会合への出席により運営支援を行う。	真岡鐵道株式会社が地域の公共交通機関として、安定して経営できるように財政支援することにより住民・観光客等が利用出来るようにする。	目標程度	鐵道関係会議出席数は、定期的な会議のため目標どおりとなった。天候不順による緊急対応対応を図っていくなどの、サービス水準の向上がなされた。	特になし	少子化や車社会の発展により、鐵道利用者が減少する中、鐵道に対しての補助金・負担金は今後増加する傾向にある。	このまま継続	少子化や車社会の発展により、鐵道利用者が減少する中、鐵道に対しての補助金・負担金は今後増加する傾向にある。真岡鐵道・関係機関と鐵道利用者等をどう確保するか連携し、検討していく。	少子化や道路網の発達により、鐵道利用者が減少する中、鐵道に対しての補助金・負担金は今後増加する傾向にあると考える。
36	財政事務事業	企画課	財政計画の策定、予算書、決算書等の作成。財政指標の分析や適切な予算執行のチェック。地方交付税に関する庁内の調整。ふるさと納税の推進。	新たな財源の確保や町の財政状況の把握、将来見通しを立てることにより、安定した財政運営を行い、町民サービスの向上を図る。	目標以上	平成28年度の財政運営については、財政調整基金からの繰り入れや臨時財政対策債の発行など資金不足は否めない状況である。平成28年度より、新たな地方公会計の基準に対応するため、日々仕訳けを開始した。ふるさと納税については、3,770万円の寄附をいただいた。	議会から統一的な基準による財務書類の作成・公表の早期の実施の要望があった。	健全な財政運営のため新たな財源の確保が必要となっている。新たな自主財源のひとつとして、ふるさと納税推進事業を推進している。しかし、制度自体全国的な広がりを見せ寄付者の選択肢が増えているため、寄付を増やすためには魅力ある返礼品の充実、欲しくなる返礼品の開発が求められている。	改善して継続	財政計画(計画期間:平成28年度から平成37年度)に基づき財政運営を行う。統一的な基準による財務諸表の作成を行う。ふるさと納税推進事業における返礼品目の追加。(道の駅での新商品開発) 公用車や施設等の保守委託料等の削減。	財政運営の基本方針に基づいた財政運営を行い、新たな財源の確保を図っていく。
37	起債事務事業	企画課	地方債の借入や既発行債の元金償還を行う。	各年度における建設事業等の財源を確保することにより、町民サービス経費の確保を図る。	目標程度	起債残高が計画額を若干上回ったが、七井小学校プール整備事業(36,300千円起債)を国庫補助の調整により1年前倒しで実施したためである。	特になし	毎年度予算編成において、臨時財政対策債の借入に頼らざるを得ないのが現状である。	改善して継続	ふるさと納税等の新たな一般財の確保に努め、財政計画(平成28年度から平成37年度)の目標額を遵守する。	後年度負担を常に意識した借入期間、据置期間、償還方法により適正な起債管理を進める。
38	財政関係情報公開事業	企画課	予算、決算などを広報紙へ掲載している。また、予算説明書、決算に基づく財政健全化比率及び資金不足比率の状況、貸借対照表などの財務書類をHPで公開している。	住民が町の財政状況を把握できるようにする。	目標程度	平成28年度予算額、平成27年度決算額を公表した。また、予算の執行状況を上下半期にわけて公表した。国の統一的な基準による決算時における財務書類を作成できるよう日々仕訳けを実施した。職員を対象とした複式簿記研修会を実施した。	国の統一的な基準による財務書類を早期に作成するよう要請があった。	国の統一的な基準による財務書類を作成するためには、従来から町で採用してきた単式簿記に加え、経済取引の記帳を借方と貸方にわけて行う複式簿記も導入することとなったが、職員の複式簿記に対する知識・理解が少ない。	改善して継続	職員の複式簿記に対する知識・理解が少ないという課題解決のため、引き続き研修会を実施する。	財務書類の随時における公開が可能となるよう、職員の知識の向上と、システムの成熟度をあげていく。また、複式簿記の採用による資産などのストック情報の公開を目指す。
39	公有財産の取得、管理、処分に関する事業	企画課	公有地の取得に至るまでの用地交渉・登記事務を行う。公有地として利用している民地の土地所有者に対し賃借料を支払う。公有財産の管理業務(一部シルバー人材センター等に委託)を行う。法定外公共物、遊休町有地の売却及び買付を行う。	公有財産の有効活用を図る。また、町民との協働により、公有財産を管理する。	目標以上	町有地(宅地)の売却が一件、消防ポンプ自動車4件の売却があった。公共施設総合管理計画の策定を行った。	特になし	公共施設等管理計画を策定後、各施設毎に長寿命化を図っていくため、より具体的な方針を定め適正に公共施設のマネジメントを実施する必要がある。	改善して継続	各施設所管課毎に中長期的な修繕計画を立て、全体的な公共施設の削減に向けた取組を行っていく。町有地の売却を引き続き行う。	財政負担の軽減に向けて、町有地の有効活用や公共施設の適正な管理を検討していく。

40	公有財産の登記及び確認、台帳整備に関する事業	企画課	公有地として取得した財産の登記を行う。必要に応じて隣接地と境界を確認し、公有財産な適正な把握を行う。財産台帳の記録整備を行う。	公有財産を正確に把握し、登記し、安全に保管するため	目標程度	財産台帳の加除訂正については、登記簿謄本・公図との照合や現地調査を行い適正に行っている。公会計と連動する固定資産台帳システムを利用し、取得価格・耐用年数・減価償却費等を網羅したデータの管理を適正に行った	特になし	平成28年度から固定資産台帳システムが稼働となったが、日々仕訳を採用しているため、支払いの都度担当課から資産情報の登録の仕方に関して問い合わせが多く、コンサル会社による簿記の研修を実施した。今後はそれらの情報を共有し円滑に事務が行われるよう指導が必要となる。また資産の登録から始まり、決算を経て作成される財務諸表を理解することにより財政コストに対する意識を高めることが今後の課題である。	改善して継続	平成28年度から固定資産台帳システムが稼働となり初めての決算による統一的な基準の財務書類の作成を行うが、検証を確実にし効率的な財政運営に役立てるよう分析を適正に行う。	固定資産台帳のシステムを適正に管理するとともに、データを有効活用し今後の公共施設のマネジメントを強化し財政の効率化を図る。
41	町有物件及び公の施設の災害共済に関する事業	企画課	町有物件・公の施設について、新規加入・解約・変更の手続きなどを行うほか、事故や災害が起きたときに早急に対応し共済金の請求事務を行う。	町有物件・公の施設について、加入・解約の手続きを適正に行い、事故や災害があったとき町が適正に補償を受けられるよう事務を行う。	目標程度	建物共済では突風により破損した七井中学校ダグアウト、台風で破損した田野中学校更衣室の計2件について請求した。自動車共済では、対物1件、車両4件を請求した。	特になし	特になし	このまま継続	事故や災害が起きたときは、速やかに事務処理を行う。	継続して実施する。
42	入札、契約及び資格審査に関する事務事業	企画課	入札参加資格申請の登録から選考委員会の開催・公告・入札通知の発送等、入札に至るまでの事務と落札後の契約事務	適正・公平な入札を行い、効果的な契約がスムーズに締結できるようにする	目標程度	改正品確法を踏まえ低入札基準価格と最低制限価格の率の改正を実施した。社会保険未加入対策として入札参加資格申請時に社会保険加入の確認を行った。	特になし	法律等を踏まえ、実情に応じ適切に処理を行っていく必要がある。	改善して継続	公共工事の円滑な施工確保のため、国や県の対策を参考に実情に合った範囲で規則を改正していく。	近隣市町と連絡を密にとり、入札契約事務の効率化を図る。
43	新未来計画推進事業	企画課	新ましこ未来計画進行管理及び外部検証委員会の開催	新未来計画の進行管理を適切に行い、総合的、計画的な行政運営を進め、成果指標・重要業績評価指標(KPI)の達成により、まちの将来像である「幸せな共同体・ましこ」の実現を図る。	目標程度	外部検証委員会(全体会:1回、分科会:5回)のほか、内部検証として毎月の進捗管理、四半期・半期ごとの内部検証を行う。	上半期事業分として行った外部検証委員会では、新未来計画1年目の半期までの実績であることから、今後の展開に期待している旨の発言が多かった。	具体的なスケジュールが不明確なものもあるため、適宜担当課の進捗状況を確認・支援の必要がある。外部評価を含めたPDCAサイクルにより新未来計画・実施計画を毎年度見直ししていくこととなるが、評価実施方法等についても、外部検証委員・庁内の意見を聴取しながら改善を図る必要がある。	他事業と統合	4～6月に成果指標・KPIを捕捉するための町民アンケート、前年度事業の各課内部評価及び外部評価を行い、その内容については当年度事業へ反映できるのは反映を行う。また、10～11月に各課内部評価及び外部評価を行う。また、統合した「地方創生推進事業」で行っていた国の地方創生支援制度の効果的な活用を継続し、成果指標・KPIの達成を図る。	PDCAサイクルにより、同様のスケジュールにより進行管理を行う。31年度には、次期計画の策定に向けて取り組む。
44	移住定住推進事業	企画課	移住・定住の推進に向け、住まいづくり奨励金の交付、情報発信、体験ツアー、空き家の活用等を行う。	本町での暮らしを望む方の移住・定住の希望を叶え、人口の社会動態を±0とする。	目標未達成	地域再生計画により、本事業の一部がH28～30の3力年の認定となった(H29.11)。移住定住奨励金(H28.4)、空き家バンク制度開始(H29.1)、首都圏での移住相談会(2回:H29.1)、移住ワンストップサイトの公開・移住ガイドブックの作成(H29.3)等、本事業の基盤整備を行った。	議会では、道の駅ましこにおける移住サポート体制の充実・強化などについて指摘があった。	空き家バンクを利用して空き家を買いたい・借りたいという相談が多いことから、登録に向けた積極的な取組が必要である。	改善して継続	移住定住を「町民運動」とするため、町民とともに「移住定住計画」を策定する。空き家バンク制度の周知案内の配布のほか、空き家の2次調査を行い、空き家バンクへの物件登録へとつなげる。移住を検討する方をサポートする「お試し住宅」整備のほか、ワンストップサイト・冊子・体験ツアー等の情報発信・体験事業の充実を図る。	H30は地域再生計画の最終年となることから、計画における重要業績評価指標(KPI)の達成に向け、空き家の2次調査を活用した周知徹底による空き家バンクの充実のほか、移住体験ツアー等移住情報の発信を引き続き行う。
45	地域おこし協力隊事業	企画課	担当課及び隊員との相談・打ち合わせ、隊員の定住・定着に関するサポート、起業制度の実施。	地域おこし協力隊員間の融和により、隊員活動の活性化と分担事務の達成とともに隊員の本町での起業等を含めた定住・定着を目的とする。	目標以上	地域おこし協力隊関係課との協議、隊員との話し合いを踏まえ、地域おこし協力隊員設置要綱及び地域おこし協力隊補助金交付要綱を改正。起業支援を含む定住・定着の支援体制が可能となり、本起業支援制度を活用した隊員の支援を行った。	特になし	移住者でもある隊員は生活面での不安も多いため、定住・定着を図るためには隊員一人ひとりに合った支援体制の必要である。複数の担当課が採用及びその後の支援を実施しているため、支援内容に差が生じやすいことから、隊員に対するサポートのほか、各課への支援も必要となる。	このまま継続	地域おこし協力隊の定住・定着支援のための個別相談等の活動を今後も一人ひとりの活動内容や年齢、起業の希望等の状況に合わせて実施していく。新規採用がある場合は、生活面の支援も実施できるよう担当課と連携を取りながら支援を行う。	採用や起業する隊員の有無等、状況に合わせた支援で隊員の定住・定着の支援を継続する。

46	地方創生推進事業	企画課	新ましこ未来計画進行管理及び外部検証委員会の開催	国の地方創生関連支援制度を効果的に活用して新未来計画事業を実施し、成果指標・重要業績評価指標(KPI)の達成する。	目標程度	地方創生加速化交付金を活用した前年度の繰越事業である「スポーツを活用した地方創生事業(ツール・ド・とちぎ)」「陶の里「益子・笠間」ブランディング事業」「とちぎの器」海外販路・誘客推進による地場産業振興事業」、地方創生推進交付金を活用した「移住定住推進事業」の実施・進捗管理のほか、地方創生拠点施設整備交付金を活用した2事業の申請を行う。	特になし	新ましこ未来計画の重要業績評価指標(KPI)を達成するに当たり、推進交付金を活用できる事業を洗い出しすることが課題である。	改善して継続	継続する「移住定住推進事業」、第1回拠点施設整備交付金を活用した「平成館改修」「子育て支援施設」の実施・進捗管理を行う。また、拠点施設整備交付金(第2回)の申請のほか、次年度申請に向けた推進交付金を活用した事業の洗い出しを行う。	推進交付金を活用した事業の洗い出しを行い、国交交付金の有効活用を図る。
47	個人町県民税賦課事業	税務課	2月中旬から3月中旬にかけて申告相談等を行い、個人町県民税を決定したうえで賦課する。また、減免や納期限の延長をしたり、国・県等から調査依頼されたものについて回答する。	納税義務者に対して適正課税をすること。	目標程度	健康福祉課から発送した臨時福祉給付金の申請通知に申告書を含め確実に処理し、適正に法人町民税を課税する。	特になし	特になし	改善して継続	給与特別徴収の徹底に伴い、新規特別徴収義務者からの事務取り扱いに係る問い合わせが増加すると見込まれるため、その対応に備える。収納率にも影響するため、給与からの天引きから納付までの流れについて、当初課税時に改めて広報などで周知していく。	年金特別徴収における徴収額算定方法の変更や、ふるさと納税による寄附金税額控除の限度額の変更など、税制改正に関する事項を周知していく。
48	法人町民税賦課事業	税務課	町民税を申告納付する義務のある法人の申告に基づき税を賦課する。法人町民税確定申告は、事業年度の日(決算期日)から2か月以内に行う。予定・中間申告は、事業年度開始6か月を経過した日から2か月以内に行う。	納税義務者に対して、適正な申告指導をする。提出させた申告書を的確に処理し、適正に法人町民税を課税する。	目標程度	法人町民税のホームページを新たに作成した。未申告法人に対して、申告納付してもらうよう通知を送付した。	特になし	変更届、廃止届の提出がないため、事業の実態が不明な法人がある。各種届出を速やかに提出させ、適切に処理していく必要がある。	改善して継続	未申告法人に対し、現地調査を行い申告納付する。	未申告法人をなくすことで、法人町民税を公平に賦課する。
49	軽自動車税賦課事業	税務課	関東運輸局、栃木県軽自動車協会で受付したデータをシステムに再入力する。また、窓口で直接受付したものを入力し、軽自動車税を賦課する。また、減免、課税保留の処理、報告等を行う。	納税義務者に対して、軽自動車税を適正に課税する。	目標程度	転出、死亡届出時に軽自動車に関する異動手続きの方法についてのリーフレットの配布、当初納税通知書への同封を実施した。来年度の賦課にあたって、課税保留の車両について、現地調査を行った。	特になし	特になし	このまま継続	町で標識を交付する場合は、住所変更や譲渡する場合の注意事項を説明し、課税取消、課税保留を減少させる。また、県外者への名義変更者からの「軽自動車異動申告書」の未提出による誤賦課があるので、引続き対象者向けのリーフレットを配布する。	今後も、課税取消、課税保留を減少させていくために、引続きリーフレットを配布し周知、徹底を図っていく。
50	国民健康保険税賦課事業	税務課	加入世帯の構成員や収入、資産等を的確に把握し、国民健康保険税の賦課、減免及び更正を随時行う。	納税義務者に対して国民健康保険税を適正に課税する。	目標程度	当初発送時に同封する年金特徴者(年金から国民健康保険税が天引きされる方)向けのパンフレットの見直しを行い、年金特徴について理解を深めてもらうようにした。また、益子町ホームページの国民健康保険税のページを新しく作成し、国民健康保険税の概要について周知を図った。	特になし	国保税の概要について、ホームページやパンフレットなどで周知はしているが、理解されていないことが多い。	改善して継続	国保の課税根拠についてリーフレットを作成し、納税義務者へ周知を図る。未申告者に対して訪問や電話などで連絡をとり、未申告者を減らし適正課税を図る。	国保の課税根拠についてリーフレットを作成し、納税義務者へ周知を図る。訪問や電話で未申告者を減らし適正課税を図る。
51	固定資産税賦課事業	税務課	土地・家屋を適正に評価し、申告による償却資産を含め価格を決定し賦課する。減免処理、諸報告等を行う。また、3年毎の評価替に合わせて、地目や家屋の現況調査や償却資産の実地調査を計画的に実施することで、課税客体の把握に努める。	土地・家屋・償却資産に係る固定資産税を適正に課税する	目標程度	事務の効率化と民間委託の活用により、コストを抑制しながら課税すべき家屋と、現況地目及び償却資産を把握し適正な課税に努めた。また、平成30年度の評価替に向け他市町や関係機関との協議も行った。納税通知書の発送枚数も昨年と同程度であり、町の誤りによる誤賦課件数も無く目標を達成した。	法令等により町に実施が義務付けられている。	賦課のさらなる適正化のためには、評価替毎に航空写真や家屋配置データなどの資料を更新したいが、財政的な負担が大きく、資料更新の間隔が長くなりがちである。	このまま継続	固定資産評価審査委員会で審議する案件が生じないよう、引き続き現況地目の認定や適正な家屋評価、償却資産については申告対象物件の把握に努める。また、未評価の家屋については不公平とならないよう確認と課税を進める。	前年度と同様とする
52	収納管理事業	税務課	各窓口や口座振替などで納付された税金の収納消込の処理をし、その結果に基づいて過誤納された税金等は還付、充当の処理を行い、また口座振替不能者や税金の未納者に対しては振替不能通知や督促状送付、催告等の処理を行う。	課税決定された税金を適切かつ確実に収納する。	目標程度	自動振替制度を導入し、ゆうちょ銀行で収納された分について納付確認が早期に出来るようになった。	特になし	納税者の納付の行違いや更生により還付・充当処理が発生しているため、その部分を減らす必要がある。	改善して継続	期限内納付、口座振替の推進	特になし

53	滞納整理事業	税務課	滞納者に対して、文書、電話、訪問などによる催告をし自主納付を促進する。また、納税誠意がない滞納者に対しては、法に基づき財産状況を調査し、財産の差押え等を実施し、税に充当する。	滞納者の的確な実態把握に基づいての納付指導、滞納者への催告及び滞納処分により、滞納町税を完納してもらう。	目標程度	預金等の通常債権差押の実施と並行して、給与等の継続債権の調査・差押を強化した。相続人不存在の滞納案件についての処理を見直した。	特になし	今後相続人不存在の案件が増加すること見込まれるので、適切な処理が必要。捜索および動産の差押を実施できなかった。捜索は調査の一環としても有効なため、今後積極的にやっていく必要がある。	改善して継続	幅広く調査を行い、換価手続の複雑なものも積極的に処分する。また、調査を通して案件ごとの実態を見極め、法律に基づき適正に処理する。	複数年度にまたがる滞納案件について、法律に基づいた適正な処理を行い、現年度滞納への着手を早期に行えるようにする。
54	窓口受付事業	税務課	請求者の必要とする証明書を正確かつ迅速に交付する。	町民の生活上必要な税務証明書類の交付や事務手続きの速やかな運用を図る。	目標程度	一部の税務証明書については、総合窓口関係事務事業として住民課において交付事務を実施。また、平成24年度から土曜開庁がはじまり、金曜日の窓口延長と合わせて納税しやすくなったと思われる。	特になし	請求者が必要な証明書を把握できず、事後になって差し替えを求められることがあった。	改善して継続	過去、差し替えになった例を参考に、必要に応じ請求者が必要とする証明書の内容の確認を十分に行う。	特になし
55	戸籍事務事業	住民課	届出書の審査・受理後、システム入力により、戸籍記載・移記等を行う。これら一連の事務処理を行いながら、住民の身分事項を管理することにより、戸籍交付請求に応じて、戸籍謄本・抄本等の証明書発行を行う。	住民の身分事項を適正に管理することにより、住民が必要に応じて(戸籍届、相続手続き、パスポート取得等)、自分の戸籍に係る情報公開請求をすることができる	目標程度	出生届等報告的届出以外のものについては、事前説明を十分に行い実際に窓口で受理する際の審査時間の短縮に努めた。また、研修会や参考文献等により知識の習得に努めた。	特になし	職員同士情報の共有をすることにより、正確且つ事務処理ができるように事務処理ができるようになる。	このまま継続	通達や指示等を把握し、特徴的な届出(涉外関係)及び不正届出(虚偽の養子縁組届出)に即対応できるようにする。円滑な窓口対応のため、係り内での情報共有に努める。	事務の共通理解が図られるよう研修会等に参加し、職員の資質向上を図る。
56	住民基本台帳事務事業	住民課	申請(窓口・郵送)を受け、住基システムにより住所等の異動を行い、これらにより管理しているデータに基づき、証明書の発行を行う。	住民記録の異動処理を正確に行い、データ管理を適切に行う。これより住民は諸手続きに必要な証明書の交付を受けることができる。	目標程度	事務処理は正確に短時間でを行い、住民の待ち時間の短縮に努めた。	特になし	事務効率向上のため職員の意見交換及び情報交換を行える体制を整える。	このまま継続	事務処理は正確かつ迅速に行い、窓口での対応は親切・丁寧に行う。	法改正等に伴う専門知識の習得に努め、正確な事務処理を行う。
57	印鑑登録事務事業	住民課	本人の申請に従い、印鑑登録・廃止、及び証明書の交付を行う。	住民の実印を登録、管理をすることにより、住民が必要に応じ、財産管理等の手続き等に使用するため、印鑑証明書を交付請求できる。	目標程度	事務の効率化に向け、登録及び交付に対する正確性を高めながら、時間短縮に努めた。	特になし	住民の財産に関わる部分もあるため、登録や発行には本人確認を含め正確な事務処理に努める必要がある。	このまま継続	免許証等での本人確認ができない場合や、本人が来庁できない場合等の対応を正確、迅速に行うことにより、窓口対応をスムーズにする。	事務の効率化を心がけ、常に処理の正確かつ迅速化を目指す。
58	住基ネット関連事務事業	住民課	住民基本台帳を専用の通信回線でネットワーク化し、市区町村間の住民基本に関する共通の事務を行う。	住民基本台帳をネットワーク化することで、市町村間共通の住民基本台帳に関する事務ができる。また、住民は全国どこからでも住民票の取得ができる。	目標程度	社会保障・税番号制度の施行に伴い、住民カードが廃止となり個人番号カードの交付が開始されたため、個人番号カードの普及啓発に努めた。	特になし	個人番号カードの交付について、係員がすべて対応できるように、内部研修と実践を重ねていく。	このまま継続	社会保障・税番号制度の施行に伴い、事務の取扱等の誤りがないよう、国県からの情報収集や研修会への参加を積極的に行う。	個人番号カードの普及促進のため広報誌等を利用してPRに努める。
59	自動車臨時運行許可事業	住民課	自動車臨時運行許可証の交付及び臨時運行許可番号票(仮ナンバープレート)の貸与	自動車臨時運行許可を受けようとする者が、栃木県陸運支局ではなく最寄りの市町村で貸与手続きが可能になる。	目標程度	未登録の自動車を車検、回送等のため臨時的に運行しようとする者から申請を受付し、迅速、正確に申請内容を確認し、許可証を交付し臨時運行許可番号票を貸与した。	特になし	返納延滞者への指導強化のため根拠法令による事務処理について理解を深める。	このまま継続	交付時の指導を強化することにより、返納延滞数を減らす。	正確かつ迅速な許可及び貸し出しを行う。
60	犯歴、身上調査、後見、準禁治産者関係事務事業	住民課	裁判所、検察庁の通知により、見出帳、名簿の調製、選挙管理委員会への通知をする。検察庁へ犯歴者の戸籍異動を通知する。	当町が該当者の犯歴等を管理することにより、各警察、県が許可業務の際、当町にて照会をかけ資格調査をすることができる。また、検察庁は犯歴者の戸籍異動を把握できる。	目標程度	手引き書に基づき知識の習得に努めた。また、疑問点が生じた場合にはコールセンターに確認し正確かつ迅速に入力した。	特になし	情報の保護、秘密漏洩のないように徹底する。	このまま継続	官公署からの照会に迅速に回答する。また、住所地選管への公選通知、新本籍地へ本籍転属通知、検察庁への刑の消滅照会を正確に行う。	データ入力を迅速、的確に行いその後の犯歴事務の流れに遺漏がないようにする。
61	総合窓口関係事務事業	住民課	住民票、戸籍等に係る各種問い合わせや相談の他に、税務課の諸証明を住民課窓口で行い、ワンストップサービスの構築を推進する。	町民にとって利用しやすい行政窓口とする。	目標程度	情報の共有に努め接客対応がスムーズにできるようにした。	特になし	幅広い知識習得のため。他課との情報共有に努める	このまま継続	待ち時間の短縮を更に図り、また税関係の内容の理解に努め正確な対応ができるようにする。	他課との情報共有に努める。
62	旅券事務	住民課	窓口で旅券の申請を受付け、審査後、旅券センターへ申請書を送付。センターから旅券が届いたら、申請者への交付を行う。	住民が、戸籍謄本・抄本の取得と併せて町窓口で旅券申請や、受け取りができる。	目標程度	申請受付時に写真の規格、へボン式表記の確認、二重発行のチェックに重点をおいた	特になし	申請者への適切な案内に努め、申請受付から旅券交付までスムーズに申請受付をする。	このまま継続	旅券申請者の本人確認における厳格な審査により、不正取得防止に努める。	県旅券センターとの連携等で、申請書の審査や旅券の交付を正確かつ迅速に行う。

63	国民健康保険の資格管理事業	住民課	国保から社保または、社保から国保などの資格の異動を適切に処理する。	資格の取得漏れで医療機関で10割負担とならないように、また社会保険等との二重登録がないようにする。	目標程度	年金事務所への照会・確認により、退職被保険者該当者に対して職権による切り替えを実施したことにより、被保険者が来庁して届出する手間を省いた。退職者被保険者適用13件、年金事務所からの資格異動者リストを活用し、社会保険加入者へ国保喪失手続きの勧奨通知を送付89件	特になし	保険税を納付したくないという理由で、加入手続きを拒否する方への対応。社会保険に切り替わったことの手続き漏れによる二重保険加入者への対応。	このまま継続	退職者医療制度が平成26年度で廃止になったことにより、基本的には退職被保険者の新規加入者はいないと考えているが、遑って加入した場合は退職被保険者になるかどうかの確認が必要。保険切り替えの手続き方法の広報は従来の広報紙を活用するほか、フェイスブックによる周知を実施し、若い世代へも働きかける。20歳の国民年金加入届け時を活用し、就職・退職した場合に必ず届け出が必要であることを周知する。	税・社会保障番号制度により手続き等の制度改革についての的確に把握し、対応する。平成30年度の国保制度改革に伴い、県や他市町と情報交換を密にし、制度への理解を深める。
64	国保給付事業(療養諸費)	住民課	医療機関でかかった医療費について医療機関からの保険請求に基づき審査を行い、国保連合会を通して保険者負担分の支払いを行う。	適正に医療費の保険者負担分を支払うことで、被保険者が医療を受ける機会を確保する。	目標程度	レセプトの二次点検の実施(900件、医療費減額45万円)社会保険加入にもかかわらず、国民健康保険で医療の給付を受けた不当利得者に対し、医療費返還請求(60件)頻回受診者調査(6件)	医療費の上昇を抑える。	被保険者の資格の適正化とレセプトの点検による過払いの抑制	このまま継続	ジェネリック医薬品の利用率を上げ、医療費の上昇を抑える。柔整師の受診についての広報を実施し、保険適用と適用外について周知する。24時間電話健康相談事業の周知を図り、夜間、休日診療についての適正受診を図る。	適正な給付を実施していく。
65	国保補助金等交付申請事業	住民課	負担金や補助金等の算出根拠となる資料を作成し、国や県などに対し申請及び受領を行う。また、国民健康保険に関する事業報告書を作成し県に報告する。	国や県などの負担金・補助金の適切な算定及び受領を行い、国保事業会計の安定化を図る。	目標程度	年金事務所への照会・確認により退職被保険者該当者に対して職権による切り替えを実施(13件)	特になし	補助金制度の正確な知識の習得	このまま継続	平成30年度に都道府県広域化することにより制度改革についての知識を深めることが必要である。また、交付申請時には複数職員による点検を実施する。	研修会・説明会への参加や、県や他市町と情報交換を密にし、制度への理解を深める。
66	国保運営協議会	住民課	公益代表4人、被保険者代表4人、医師・薬剤師4人で構成され、国保事業運営に関する重要事項を審議する。	制度改正や国保税率改正、予算や決算など重要案件を諮問し、意見を基に国保事業を円滑に進める。	目標程度	予算・決算、国保税限度額、条例改正、制度改革、特定健診受診率向上のための取り組みについて審議した。	特になし	国保運営について、健全な運営ができるよう審議していく。	このまま継続	国保の都道府県広域化を視野に入れ、町国保の健全な運営を審議するため協議会を開催する。	協議会の運営により、国保事業運営の健全化を図っていく。
67	国保保健事業	住民課	健康教室の開催、24時間健康相談事業の実施、特定健診の実施、人間ドックの助成及びジェネリック医薬品普及事業等を行う。	国民健康保険被保険者の健康維持・増進を図り、医療費削減を図る。	目標未達成	人間ドック・特定健診案内通知を自治会加入全世帯及び国保被保険者証の切替発送時に配布。また、特定健診を昨年実施した方には、受診予定日をハガキでお知らせをした。受診日当日予約したが、検診に来られなかった方に対して電話で受診日の調整を実施。10月までに特定健診未受診者に対して、再勧奨通知を発送。24時間電話健康相談の案内を広報誌や各種通知へ記載、名刺サイズの電話案内配付及び窓口での説明。ジェネリック医薬品希望カードを被保険者全員へ配布及びジェネリック医薬品差額通知発送(年3回)	受診率の向上、医療費の適正化	・医療機関受診中との理由で受診を拒む方への受診勧奨の工夫 ・勤務先で健診実施者への対応方法 ・24時間電話健康相談の周知方法	改善して継続	データヘルス計画を策定したことにより被保険者の検診結果や疾病などを把握し、効率的な保健指導・予防教室の実施。糖尿病予備群の者を抽出し、医療機関と連携し適切な保健指導・予防教室を実施することで、糖尿病性腎症重症化を予防し、人工透析患者の増加を抑える。24時間健康相談については、携帯電話からも利用できることを広報紙や案内カードの配付により周知する。ジェネリック医薬品差額通知を年3回発送。医療費適正に向けたレセプト点検の強化。	高度な医療を要する疾病や高額な治療薬の増加により、医療費は年々増大している。特定健診の受診率を上げ、疾病の予防と早期発見を促し、また特定保健指導の実施率を上げ生活習慣病等の予備軍を減少させ、ジェネリック医薬品の広報をさらに継続することにより利用率を上げる。また、レセプト点検を強化することで医療費の上昇を抑える。
68	国民年金資格管理事業	住民課	国民年金への加入、脱退の手続き年金関係書類の受理進達、国民年金制度の広報、国からの交付金について申請等を行う。	町民が適切な国民年金を受給できるようにする。	目標程度	国民年金への加入脱退、年金関係書類の受理進達、国民年金制度の広報、国民年金事務委託金交付申請書等の提出。免除申請が2年前から申請できることになったため、窓口来庁者が増加した。フェイスブックによる若い世代への年金制度周知を実施した。また、後納制度の周知。被保険者の実情に合わせた個別納付相談会の実施。	年金受給に関して、国民年金以外の年金手続きに関する知識	年金の必要性を理解しない若年層に対して、年金制度の普及と納付意識の向上に対する取り組み	このまま継続	改正される年金制度に対する的確な事務及び年金制度への知識を高め、個人の状況に合わせたきめ細やかな対応をする。システム会社とデータ抽出のためのマニュアルを作成するための年金受給資格期間短縮(10年年金)の対応。	年金制度への知識を高め、個人の状況に合わせたきめ細やかな対応をする。被保険者の老後の安定した生活を維持できるように、制度の周知、窓口での相談等で年金制度の理解を広げる。

69	後期高齢者医療に関する事業	住民課	賦課決定された保険料を徴収して広域連合に納付する。資格異動等届出、給付費等申請書の受理・審査、広域連合へ進達を行う。	高齢者が安心して医療を受けられるようにする。	目標程度	新たに被保険者となった方で、納付が確認出来ない方に対し、督促状を送付する前に電話による納付勧奨を行い、新規滞納者を防いだ。また、電話催告のほか、臨戸訪問により納付指導を行い、滞納額の減少に努めた。税務課と滞納者の情報を共有し、納付勧奨を行った。	特になし	高齢者に分かりやすい広報等の工夫	このまま継続	口座振替納付の勧奨や、滞納者に対する電話・訪問徴収の強化	国保税滞納者が後期高齢者になることにより、新規滞納者となることが予想されるため、個々に応じた納付指導を実施することにより、新規滞納者の増加を防ぐ。
70	環境基本計画の策定・推進事業	環境課	環境基本計画推進委員会、環境審議会を開催する。益子町第2次環境基本計画を実行する。	益子町が目指す環境像「自然を慈しみ、安らぎはぐくむ、陶の里」を町民と共に実現する。	目標程度	事業の実施結果は、活動指標及び成果指標のとおり。益子環境Weeksの参加団体数はH27.H28とも17団体であり、目標人数を超える参加者があった。	環境ボランティアとしての地元学生の参加	既存団体及びその会員等にとどまらず、新たな活動人材の掘り起しが必要である。	改善して継続	地元学生の環境ボランティア学校の参加を募るなど、町内の環境活動の環(わ)を広げる。	益子町第2次環境基本計画の目標年次が平成34年度であるため、目標達成に向け計画の遂行に当たる。
71	ごみの不法投棄対策事業	環境課	清掃監視員並びに環境保全協力員による不法投棄監視パトロール等を行う。不法投棄防止の看板を設置する。年2回全自治会において清掃・美化運動に取り組む。	町民が快適に暮らせるように、ごみが落ちていない美しい町を維持する。	目標程度	環境保全協力員や住民からの通報をもとに不法投棄の早期発見に努め、迅速に対応した。行為者を特定した際は警察と連携し、適切な指導により再発防止にも務めた。	防犯カメラの設置(増加)	人の目が届きにくい、山林や林道の監視。	改善して継続	清掃監視員並びに環境保全協力員のパトロールを強化するほか、投棄の多い場所には監視カメラを設置し注意していく。	清掃監視員並びに環境保全協力員のパトロールの効率化。啓発活動の実施。
72	ごみの減量化・資源化事業	環境課	・資源物回収団体に奨励金交付。 ・生ごみ処理機等の補助金交付。 ・生ごみ堆肥化事業。 ・小型家電、廃食用油の拠点回収。	ごみの減量化及び資源化に対する町民・事業者の意識が高まって、資源化率向上に積極的に取り組む。	目標程度	・資源物回収団体は、本郷東自治会の新規登録があり、現在未実施自治会は4自治会である。回収量はごみ処理広域化の影響が昨年増加に転じ、今年は伸び悩みの傾向である。 ・生ごみ処理事業はステーション回収量が減少している一方、事業系生ごみが増加してきている。 ・町独自の事業として、小型家電及び廃食用油の回収を開始した。	夏場の生ごみ置き場の臭い対策。小型家電の定期回収の実施。	・自治会の資源物回収品目を増やせないか。 ・町民自治会未加入者の資源物回収の機会を設ける。 ・生ごみ置き場の臭い対策。 ・エコステーションに搬出される資源物(紙類)の町内資源化。	改善して継続	・資源物回収については、回収品目の増加をよびかけ、未実施自治会の参加を促す。 ・分別対象品目を増やし、ごみ減量と分別意識の向上を図る。 ・自治会未加入者でも資源物を出せるように、そして住民の資源物排出の利便性向上をはかるため、毎月第2土曜日に役場での資源物回収(多品目)を実施する。 ・生ごみ処理事業については、処理量を目標の500tを維持できるよう住民・事業所に生ごみの分別を働きかける。また、自家処理についても推奨し、補助金や普及促進事業のPRをする。	資源の分別について定期的にPRし、住民のリサイクルへの関心を高める。
73	公害対策事業	環境課	公害苦情の原因者を指導し解決に向け対処する。併せて工場・事業所などの監視を行う。大気汚染防止のため野焼き禁止の指導を行う。定期的に河川等の水質検査を実施する。	町民や事業所での公害に対する意識が高く、公害のない河川の水質も適正に保全された生活環境を維持する。	目標程度	公害苦情処理には、成果指標実績見込み58件のほかに相談や情報提供程度の軽微なもの(敷地の適正管理、スズメバチ等)が28件あった。	特になし	野焼きに対する理解(野焼きをする側、被害を感じる側)を深める必要がある。また、土地の所有者や河川、用水路等の管理者、排水者(排出者)の、土壌や水質の汚染防止等に対する管理責任について理解を高めなければならない。	このまま継続	広報紙等を活用し、野焼きなど公害防止への啓蒙強化を図る。盛土などの情報収集及び現場確認を行う。苦情内容等による分類を明確にした台帳整備し、事案の完結に努める。	公害防止の啓発及び指導の徹底。
74	畜犬登録及び狂犬病予防事業	環境課	犬を取得した時の登録及び狂犬病予防注射集団接種。ペットの正しい飼い方のPR。野犬捕獲。避妊手術費の補助金交付。	ペットが正しく飼養され、狂犬病の発生も無く、町民が安全で快適に暮らせるよう維持する。	目標程度	注射頭数は1001頭見込み。避妊手術費補助金交付件数は、犬16頭、猫62頭見込み。狂犬病予防注射未接種犬を中心とした台帳整理を実施した。	避妊手術補助金について、雄も対象にしてほしい、複数対象にしてほしいとの声があった。のら猫の捕獲などの対策を求められた。	未登録犬の登録勧奨及び狂犬病予防接種の啓蒙が必要。のら猫問題への対策。	このまま継続	広報紙等を利用し、飼い主の適正飼養の周知に努め、未登録・未接種を減らしていく。定期的に台帳整理を実施する。飼養の指導については動物愛護指導センターと連携して行う。	飼い主の適正飼養の周知に努め、未登録・未接種を減らす。動物愛護指導センターと連携する。
75	ごみの収集及びし尿処理に関する事業	環境課	各機関と連携し、一般廃棄物を計画的かつ効率的に収集・処理する。ごみステーションの設置を推進し、ごみ収集用コンテナの使用を徹底する。	ごみが適切に処理され、町民の衛生的な生活環境を維持する。	目標程度	ごみ処理広域化によるごみの分け方・出し方などについては、ほぼ周知が図られてきている。資源物である衣類については、従来より資源化不適の割合が多い。	ごみステーションへの不適正排出(自治会員以外のものによる)問題。	不適正排出者に対する効果的対策。	このまま継続	衣類については、資源化できていない現状を町民に理解してもらうため広報により周知を図る。粗大ごみ個別収集事業のPRや内容の検討。不適正排出者に対する効果的な対策を検討。	分別区分や排出方法で発生した問題点を解決し、円滑に事業を進める。
76	放射線環境対策事業	環境課	町民の空間放射線量を定期的に測定して公表する。町民に空間線量測定器の貸出を行う。町内産の食品の放射性物質を測定し、結果を公表する。	町民が放射能に怯えることなく、安心して暮らせる。	目標程度	空間線量については調査地点を整理し、定期的に測定して結果を公表した。食品放射性物質についても専用の測定機器により検査の実施(一般及び学校給食)し、検査結果を公表した。	食品放射性物質簡易検査のニーズについては、減少傾向にある。	これまでの測定値を踏まえ、測定箇所数、回数を見直し。	このまま継続	住民ニーズの把握。職員のスキルアップにより測定の効率化を図る。	住民ニーズを探りながら、必要に応じた制度運営を行っていく。

77	小規模特定事業	環境課	益子町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例に基づき、土砂の埋立てが適正に実施されるよう必要な規制を行う。	土砂等の埋立て等による土壌の汚染、災害の発生防止を、住民の生活の安全を確保するとともに生活環境の保全を図る	目標程度	産業廃棄物に該当するおそれのある改良土による埋立てを防止するため、益子町行政手続条例に基づく審査基準を設け、対策を講じた。	有害物質を含んだ土砂の搬入がなされないよう、監視の強化を望む声があった。	実測図等の図面や地質及び水質検査における計量証明書などの書類の確認、埋立ての構造計算など、専門的な知識が必要であり、一般事務職では対応に限界がある。	このまま継続	土砂の不適正搬入等を防ぐため監視を強化するとともに、県東環境森林事務所から専門的な助言・指導を仰ぎ事業に取り組んでいく	不適正搬入を防ぐとともに、発生した場合は迅速に対応できるよう平時から県東環境森林事務所や近隣市町と情報交換を行うなど連携を図っていく。
78	鳥獣保護管理事業	環境課	猟友会に委託して有害鳥獣を捕獲して個体数調整を図る。	鳥獣の適正な個体数調整を図り、農作物被害や農地等における鳥獣被害を軽減する。	目標程度	昨年度から国の補助事業である「緊急捕獲事業」が実施されたことにより捕獲従事者の士気向上につながり、また本年度は2月1日(昨年度は3月14日)から有害鳥獣の捕獲許可を出した。	引き続きイノシシ捕獲対策を強化してほしい。	有害鳥獣の捕獲が主となる事業であるが、防護柵の設置、やぶの草刈や放任果樹の排除等が農家をはじめ住民の防護も重要である。	このまま継続	有害鳥獣の捕獲については猟友会に委託しているため、事務としては鳥獣捕獲許可等の事務処理が中心となるが適切な許可書類の発行に心がける。また、環境課が町猟友会の事務局となっているため適正な事務処理を心がける。	緊急捕獲事業内容が平成27年度に一部変更予定なので、猟友会会員へ周知し捕獲への士気が維持できるようにする。
79	森林計画・経営事業	環境課	森林計画に基づく伐採等届出の適正な運用に努める。また、とちぎの元気な森づくり事業を活用した里山林の整備及び管理を行う。	森林機能保持・保全のため、森林計画に基づく健全な森林を育てる。	目標程度	とちぎの元気な森づくり里山林整備事業を活用し、予定どおりの面積の整備を行うことができた。	事業の実施期間が平成29年度までとなるが平成30年度以降も引き続き継続されたい。	とちぎの元気な森づくり里山林整備事業への参加集落の掘り起こし、管理費の交付が終了した箇所継続的な維持管理。	このまま継続	森林計画に基づいた各種届出の適正な運用を行い、健全な森林管理に努める。また、とちぎの元気な森づくり里山林整備事業についても、目標以上の成果を上げられるよう関係者との協議の上、迅速かつ適正な事業実施を図る。町木であるアカマツの復活を目指し29年度よりアカマツ復活プロジェクトを実施する。	とちぎの元気な森づくり里山林整備事業が平成29年度に事業参加集落の掘り起こしを行い、引き続き整備箇所の拡大を図る。
80	町有林・林道管理事業	環境課	町有林管理委員会の開催、森林国営保険の加入、町有林管理(伐採、下刈り)、前沢町有林に駐車場を設置、林道5路線の維持管理	民有林道5路線の維持管理や町有林の整備・管理を行うことにより、益子の貴重な資源である自然景観を維持する。	目標程度	前沢町有林に来訪者のための駐車場2箇所を設置した。また、高峠町有林の伐採搬出を行い、道の駅に活用する木材として提供した。	前沢町有林の整備を含めた今後の活用等	前沢町有林については整備に向けての計画策定が必要。他の町有林についても利活用の方向性について検討が必要。	改善して継続	前沢町有林について、今後の整備活用計画について検討する。また、他の町有林に対しても、森林経営計画に基づいた伐採、木材の活用の方向性を検討する。	林道については継続的な維持管理に努める。町有林については、森林経営計画に基づいた間伐や下刈り等を行い機能維持に努めるとともに、木材の有効利用も推進していく。また、前沢町有林については、整備活用計画を策定する。
81	鳥獣害対策事業	環境課	県、鳥獣管理士及び地元農家と被害調査のための集落点検や学習会を実施し、防護柵の設置後にそれらを検証等をする。	獣害に強い集落づくりのためのモデル事業の実施	目標以上	西明寺地区農家代表者との打合せや意見交換から始まり地元説明会で合意形成が得られモデル地区事業が実施できた。	地域での被害対策の取り組みも重要である。	高齢者の農家があり、電気柵設置等の労力が要する活動の場合は参加ができない場合も想定される。	このまま継続	ソフト事業からハード事業になる防護柵や電気柵を効果的設置に向けて検討する。また、補助金等の事務を適切に処理をする。	設置した防護柵や電気柵が効果が得られているかなど、事業全般にわたり検証をする。
82	地球温暖化対策事業	環境課	再生可能エネルギーの普及啓発を行うとともに、太陽光発電システム設置家庭に補助金を交付する。	地球温暖化防止のために住民一人ひとりが率先して参画し、温室効果ガスの排出削減に向けた活動を行う。	目標程度	太陽光発電システム設置費補助金は目標の達成件数となったが、これはシステム設置の価格が下がっただけでなく、町民の再生可能エネルギーに対する意識が高いことと考えられる。町の事務事業に対する二酸化炭素排出量の増加については、原子力発電停止により電気使用量の排出係数が増加したため目標を達成できなかったため、今後も温室効果ガスの削減にむけ、庁内で積極的に省エネルギーに取り組む。	特になし	今後も町民の再生可能エネルギーに対する関心は深まると思われるので、太陽光発電だけでなくペレットストーブ等、別なエネルギーの普及。	このまま継続	温室効果ガス削減に向け、公共施設の屋根貸し事業や避難所となっている公共施設に太陽光発電システムの設置を図るとともに、町民に対して太陽光発電システムだけでなく、木質バイオエネルギー等、他の再生可能エネルギーについての利用・普及に向け検討。	設置金額が低下しているため、太陽光発電システムの補助金額については見直しを考える。
83	障害者支援事業	健康福祉課	障害者自立支援給付、障害程度区分認定審査及び審査会の運営、補装具費・日常生活用具費の給付、地域生活支援事業費給付、障害者手帳の交付事務。	障がい者(児)が住み慣れた地域で自立して生活できるようにする。	目標程度	障がい福祉サービスは、障がい者の職業その他日常生活の能率の向上を図ることを、また、障がい児においては、将来社会人として自立・独立するための下地を育成・助成することを目的とするため、必要不可欠である。	特になし	事業費については給付件数、給付額とも増加が見込まれる。	このまま継続	障害者総合支援法についての正しい理解、研修会や事務説明会への参加を通して職員能力の維持向上を図りながら、このまま継続する。事業費については給付件数、給付額とも増加が見込まれる。	障害者総合支援法についての正しい理解、研修会や事務説明会への参加を通して職員能力の維持向上を図りながら、このまま継続する。

84	生活保護費受給支援事業	健康福祉課	生活保護相談の受付及び芳賀福祉事務所への保護申請書の進達、要保護者の通告や保護費の支給事務、芳賀福祉事務所の調査等への協力。	生活に困窮している住民に対してその困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活の維持を図る。	目標程度	法により義務付けられている事業なのでこのまま継続する。	特になし	特になし	このまま継続	法により義務付けられている事業なのでこのまま継続する。芳賀福祉事務所と連携を図り、要保護者の保護に努める。生活保護法の理解や研修会や事務説明会の参加を通して職員能力の維持向上を図りながら、このまま継続する。	芳賀福祉事務所と連携を図り、要保護者の保護に努める。生活保護法の理解や研修会や事務説明会の参加を通して職員能力の維持向上を図りながら、このまま継続する。
85	旧軍人・戦没者遺族関連事業	健康福祉課	益子町戦没者追悼式の開催、法に基づく軍人恩給、特別弔慰金、各種給付金及び関係団体が行う事業の制度周知や申請書作成の援助、町遺族会連合会が行う会議や諸会務の援助。	旧軍人、戦没者遺族の生活の安定を図るとともに、住民の戦没者追悼の念と平和を祈念する心を醸成する。	目標程度	戦没者追悼式に多くの方が参加してもらえるように遺族会の役員に働きかけた。追悼式に用いる献花の数などを精査して経費削減に努めた。	戦没者追悼式にもっと多くの参加者が集めるようにと話をしている。また、いつまで開催していくのか問われる。	遺族会会員の高齢化や会員数の減少。世代交代による戦没者追悼式への参加意識の低下。	このまま継続	国や関係団体が行う事業の制度周知や申請書作成の援助については、法律に基づいて実施している事業なので町単独で改善は難しい。恩給制度、特別弔慰金及び給付金制度の正しい理解、事務説明会への参加を通して、職員能力の維持向上を図りながら、戦没者追悼式に多くの方が参加してもらえるように遺族会の役員に働きかける。	恩給制度、特別弔慰金及び給付金制度の正しい理解、事務説明会への参加を通して、職員能力の維持向上を図りながら、戦没者追悼式に多くの方が参加してもらえるように引き続き遺族会の役員に働きかけていく。
86	心身障害者医療事業	健康福祉課	高度かつ継続的な治療を要する身体障害者児に自立支援医療費(更生医療・育成医療)給付。重度心身障害者に医療費の助成をする。在宅で通院する精神障害の治療を行う方の自立支援(精神通院)医療の認定申請を受付、進達を行う。	心身障害者の経済的支援を図るため	目標程度	自立支援医療に関する更生医療、育成医療、精神通院医療については、障害者総合支援法に基づく支援義務がある。重度心身障害者医療費助成事業については市町の事業であるが、重度心身障害者の経済的支援を図るため必要不可欠。申請に対して迅速かつ正確に事務を行う。	特になし	生活保護費受給者の入院で年間700万、通院で年間400万の更生医療助成額の増加が見込まれる。	このまま継続	障害者総合支援法についての正しい理解、研修会や事務説明会への参加を通して職員能力の維持向上を図りながら、このまま継続する。申請に対して迅速かつ正確に事務を行う。	障害者総合支援法についての正しい理解、研修会や事務説明会への参加を通して職員能力の維持向上を図りながら、このまま継続する。申請に対して迅速かつ正確に事務を行う。
87	町営住宅運営事業	健康福祉課	住宅及び敷地内の維持管理、入居者管理、住宅使用料の算定・収納を行う。	住宅に困窮する低所得者に住居を確保する。	目標程度	低所得者の住宅不足が認められる場合は、公営住宅法により実施義務がある。安全性の確保や老朽化による修繕料の増加傾向を踏まえ、東田井住宅(昭和50年～昭和55年築)と星の宮住宅(旧住宅 昭和44年～昭和48年築)の募集を控え、星の宮住宅1号棟・2号棟の空き分を入居募集対象とする。	監査委員より、悪質な滞納者については退去してもらうような対策をするように指摘される。	老朽化による修繕料の増加傾向。住宅使用料の未納額の増加(徴収率の低下)。	このまま継続	低所得者の住宅不足が認められる場合は、公営住宅法により実施義務がある。安全性の確保や老朽化による修繕料の増加傾向を踏まえ、星の宮住宅1号棟・2号棟の空き分を入居募集対象とする。未納世帯への戸別訪問を実施し、収納率の向上に努める。	低所得者の住宅不足が認められる場合は、公営住宅法により実施義務がある。安全性の確保や老朽化による修繕料の増加傾向を踏まえ、東田井住宅(昭和50年～昭和55年築)の募集を控え、星の宮住宅1号棟・2号棟の空き分を入居募集対象とする。
88	福祉バス管理運行事業	健康福祉課	福祉関係団体、老人クラブの活動を活性化するため福祉バスの運行・管理を行う。	福祉関係団体、老人クラブの活動を活性化させる	目標程度	安全運行や修繕費抑制のため、より入念な日常点検を行う。また、安全運転に努め、事故防止を図り、利用件数の増加を目指す。	特になし	福祉バスは平成10年8月の登録で老朽化が見受けられる。運転手の労務管理に細心の注意が必要。	このまま継続	運転技術、車両管理の知識の習得や運行経路の道路事情などの情報を的確に把握することで、安全運転に努め、事故防止を図り、利用件数の増加を目指す。	運転技術、車両管理の知識の習得や運行経路の道路事情などの情報を的確に把握することで、安全運転に努め、事故防止を図り、利用件数の増加を目指す。車両の一元管理などを検討していく。
89	福祉関係団体・各種委員活動支援事業	健康福祉課	社会福祉協議会、民生委員協議会補助金の申請受付、補助金の支出、民生委員の選考、民生委員協議会の開催、民生委員・児童委員の研修会のとおりまとめ、民生委員・児童委員の相談対応。	民生委員・児童委員や福祉関係団体等が円滑に活動できるようにする。	目標程度	民生委員・児童委員、及びその活動に関わる担当部署との連携が良好に行われていたこともあり無事に運営ができた。	特になし	民生委員・児童委員の担い手を確保することが年々難しくなっており、今後の改選については厳しくなっていく予想が出来る。高齢化・核家族化により民生委員・児童委員の活動量や負担が徐々に増えているため、積極的な支援が必要。	他事業と統合	地域の福祉活動の拠点である社会福祉協議会や、民生委員協議会への補助は必要であり、また、住民の相談に応じ必要な援助を行う民生委員・児童委員への支援にも積極的に取り組んでいく。	地域の福祉活動の拠点である社会福祉協議会や、民生委員協議会への補助は必要であり、また、住民の相談に応じ必要な援助を行う民生委員・児童委員への支援にも積極的に取り組んでいく。
90	母子家庭・遺児家庭・ひとり親家庭支援事業	健康福祉課	児童扶養手当認定請求書及び変更届・現況届等の受付。ひとり親家庭医療費受給資格申請の受付及び医療費の助成。遺児手当の認定請求書の受付及び遺児手当の支給。	母子家庭の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉を増進すること。ひとり親家庭の生活基盤の安定と心身の健康増進に資するため、医療費の自己負担分を公費で助成し、経済的な軽減を図る。	目標程度	国・県のマニュアルに従い、速やかに事務処理をし、各受給資格者の届出や申請漏れのないよう、周知・啓発を促していく。	特になし	特異なケースが発生した場合など、マニュアルにないのでも県などとの連携が必要になるため、時間がかかってしまう場合がある。	このまま継続	国・県のマニュアルに従い、速やかに事務処理をし、各受給資格者の届出や申請漏れのないよう、周知・啓発を促していく。	国・県のマニュアルに従い、速やかに事務処理をし、各受給資格者の届出や申請漏れのないよう、周知・啓発を促していく。

91	児童虐待・DV対策事業	健康福祉課	虐待や要保護児童の通告先として市町村が追加されたことによる、通告時の初期対応。要保護児童対策地域協議会の運営。虐待やDVについて、支援・助言・情報提供を行う。	保護を要する児童や配偶者を早期発見し、適切な保護を図り、虐待等の被害抑制と生活環境の健全化を図る。	目標程度	虐待や要保護児童の通告時の初期対応や、児童相談所・県東健康福祉センターなどと連携をし、支援・助言・情報提供を実施。	特になし	虐待や要保護児童ケースの援助方針・進行管理に努めてはいるが、児童福祉士のような専門的な知識や技術があると、さらに難しいケースに対応できるのではと思われる。	このまま継続	虐待や要保護児童の通告時の初期対応や、児童相談所・県東健康福祉センターなどと連携をし、支援・助言・情報提供を実施していく。	虐待や要保護児童の通告時の初期対応や、児童相談所・県東健康福祉センターなどと連携をし、支援・助言・情報提供を実施していく。
92	児童手当支給事業	健康福祉課	児童手当の支払、現況届の発送・処理、各申請の受付・審査を行う。	児童手当は中学校修了前の児童を対象とし、家庭生活の安定、児童の健全育成のため、また次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを応援する。	目標程度	国の方針に従い実施。	特になし	特になし	このまま継続	国の方針に従い実施していく。	国の方針に従い実施していく。
93	子育て応援手当【新未来】	健康福祉課	該当者の抽出と申請書の送付。申請の受け付け、手当の支給。	18歳以下の児童を持つ保護者に対し児童1人当たり1万円分の手当を支給する。	目標程度	支給率が目標の100%には届いていないため、周知方法等について再検討する。	特になし	未申請者対策	このまま継続	平成28年度同様の方法で実施していく。周知方法等についての検討を行う。	特になし
94	保育所運営事業	健康福祉課	保育所入退所受付事務 保育所運営費の支弁 特別保育事業等の補助	保護者の労働又は疾病等の理由により、保育に欠ける就学前児童に対し、保育所において保育を行う。	目標程度	過年度の滞納整理を行ったが、保育料の滞納額を0円にできなかった。また、現年度分の未納者については督促などを行い納入を促した。	特になし	保育料の算定を行うに当たって、住民税・所得税に関する知識が必要となる。	このまま継続	引き続き過年度の滞納整理を行い、保育料の滞納額を減少させる。また、現年度分の未納者についても督促などを行い納入を促す。	過年度の滞納整理を行い、保育料の滞納額を減少させる。また、現年度分の未納者についても督促などを行い納入を促す。
95	学童保育事業	健康福祉課	放課後児童クラブに対して委託金を交付する。事業に対する国・県補助金の交付申請をする。	保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、健全な育成を図る。	目標程度	昨年同様、障がい児に対する専門的知識を有する職員を養成したことにより、専門的かつ柔軟に対応ができるようになった。	特になし	全国的に少子化の波が押し寄せ町も例外なく減少しており、今後の学童の利用者数が減少していくことが考えられる。	このまま継続	国・県のガイドラインに従い、適切な運営を促すとともに、各学童クラブと連携を図りながら、よりよい子育て支援の提供を実施していく。	国・県のガイドラインに従い、適切な運営を促すとともに、各学童クラブと連携を図りながら、よりよい子育て支援の提供を実施していく。
96	感染症予防事業	健康福祉課	・定期接種：BCG、4種混合、ヒブ、肺炎球菌、B型肝炎、麻疹・風疹混合、水痘、日本脳炎、2種混合、子宮頸がん、高齢者インフルエンザ、高齢者肺炎球菌 ・任意接種：おたふくかぜ、水痘、インフルエンザ、高齢者肺炎球菌、成人風しん(麻疹・風疹混合)	予防接種を実施することにより、伝染性疾患の発生やまん延を予防し、住民が健康的な生活をおくることができる。	目標程度	・法改正に伴い、B型肝炎ワクチンを開始した。 ・任意インフルエンザワクチンの助成回数を13歳以下1回→2回へ変更。助成者数が増加した。効果について3月の状況 報告を待ち、検証予定。 ・引き続き積極的接種勧奨見合わせ：子宮頸がん(H25.6月～現在)	特になし	引き続き、新興感染症に対する対応等、社会情勢の変化に即応した対応が望まれている。	このまま継続	・安全に事業が実施されるよう、対象者への情報提供や法改正に伴う実施体制の整備を促すとともに、各ワクチンの接種率の維持、向上に努める。	引き続き、安全な事業の実施、運営に努める。制度の改正や新興ワクチンに関する情報の収集、分析をし、事業の展開に活用する。
97	食育推進事業	健康福祉課	食生活改善を基本とし健康づくりのボランティア食生活改善推進員による栄養普及活動の推進の支援	食生活改善推進員を養成し食育の推進を図り町民の意識の改革を促し、町民の心身の健康増進に努める。	目標程度	健康まつりにやさいのおやつを提供した。また県の減塩推進スキルアップ事業で家庭訪問を実施した。食生活推進委員の養成講座を実施する。	食生活改善推進員の活動の場は広く、期待度も高い。	食生活改善推進員への県からの期待は大きく疾病予防の教室までも期待されておりその知識の獲得が今後の課題	このまま継続	会の運営に協力しながら自主性を育成していく。	健康増進のためには食生活は欠かすことのできないものであり今後も活動普及していく。
98	保健センター維持管理事業	健康福祉課	施設点検と修繕、施設管理業務委託、消防訓練などを実施する。	利用者が安全かつ快適に施設を利用できるようにセンターの管理や設備の充実を図る。	目標程度	施設内の事故を未然に防ぐとともに施設設備の故障については素早い対応で修理し来所者には快適に施設を利用してもらえるよう努めた。2階トイレの手洗いの漏水、1・2階トイレのドアの修繕をする。1階フロアエアコン取り換え工事をする。	特になし	屋根改修、外壁補修、調理室の壁のクロス張替え工事が必要である。	改善して継続	改修により、利用者が安全で快適に施設を利用できるようにセンターの管理に努める。	保健センターは昭和61年竣工現在30年目であり汚れや傷みも出てきており補修工事の予算化が必要
99	健康づくり意識啓発事業	健康福祉課	町事業の企画、実施と各自主団体活動を支援する。また、意識調査を実施し各種事業に反映する。	町民が自発的かつ健康づくりの意識を高めとくむために場所の提供を行う。	目標未達成	歩け歩け大会は県外で実施、参加者数は、年々減少傾向である。平成27年度より健康まつりは産業祭と同時に町民のまつりとして開催する。会場・開催時間の変更により内容を縮小して実施、参加者数も減少している。	歩け歩け大会は、町内・県内・県外と要望がある。健康まつりは、骨密度測定の要望が多かった。	歩け歩け大会については計画実施に時間を要する。行き先の選定が難しい(35回実施している)参加者の年齢が高齢化している。健康まつりは内容の検討が必要である。	改善して継続	H29年度は、歩け歩け大会は、名称を健康ウォークに変更し県内を予定、コースを距離の長短により2コース選定。参加者の状況により身近な場所でのウォーキングの推進を検討する。健康まつりについては、骨密度測定、体組成計測定を実施、次年度も継続する。会場や開催時間が変更となり内容等を検討し実施する。	歩け歩け大会については内容を要検討

100	子ども・妊産婦医療費助成事業	健康福祉課	医療費助成申請があった者に対し、医療費(保険診療分の自己負担分)のうち、1レセプトあたり500円を控除した額を助成する。所得制限なし。未就学児は現物給付(500円自己負担なし)	医療費の支出を公費で負担することにより、疾病の早期発見と治療を促進する。出産・育児にともなう経済的負担の軽減を図る。	目標程度	医療費申請方法をひとり親医療費と併せて広報、お知らせ版等で周知し、未提出者に申請を呼びかけた。また、各申請時に振込口座、保険証等の確認を徹底した。助成処理中、振込先の確認と正確な入力を徹底した。	現物給付対象者(現在:0歳~未就学児)の年齢引き上げの要望あり 受給対象者(中学生まで)を高校生まで拡大の要望あり	子ども医療費助成制度について、県制度では対象年齢は小学生までで、未就学児までは現物給付、小学生は償還払いだが、市町単独で助成範囲を拡大または現物給付年齢を拡大している市町が増えている。今後、各市町の実施状況を踏まえたうえで、同様の助成内容とすべきか今後検討していく必要がある。また自己負担500円についても廃止している市町が増えているため、廃止について今後検討していく。	このまま継続	変更に来た方に関して、資格者、保険証、口座等、変更が他にも及ばないか確認する。また、現在、紙媒体・PCで来所予定者を整理しているが、入力漏れが無いよう徹底していく。	事業を継続することで、疾病の早期発見と治療を促進し、出産・育児にともなう経済的負担の軽減を図る。助成内容について各市町の実施状況を踏まえたうえで、同様の助成内容とすべきか検討していく。
101	出産準備手当・不妊治療費助成事業	健康福祉課	出産準備手当:胎児1人につき3万円を支給する。 不妊治療費助成:不妊治療に要した費用の1/2以内(限度額15万円、4年度まで)を補助する。 なお、どちらも所得制限なく、町税滞納者は不支給。	妊婦や、不妊治療を受ける夫婦の妊娠や出産に伴う経済的負担の軽減を図り、安心して産み育てる環境を整える。	目標程度	引き続き出産準備手当、不妊治療費補助金等、住民意識への定着を図るため、母子手帳交付時の説明やお知らせ版等での周知を徹底する。(出産準備手当に関しては、母子手帳の『妊娠の経過』のページに付箋で、『妊娠22週以降出産準備手当申請できます』という注意書き貼り付けることで、電話連絡を廃止することで事務の改善につながった。不妊治療についても忘れず申請するよう呼びかける内容で3月のお知らせ版に掲載した)	特になし	出産準備手当から出産祝い金への制度移行への検討。支給対象者を申請から認定まで益子に住所があり、妊娠22週以降の妊産婦としているので、支給後すぐ転出してしまいう方もいるため。 不妊治療助成内容の検討(上限額・年数)上限額の申請が増えていること、県制度が年齢により回数制限を設けたため、年齢によって県制度を全く利用できない、また年度途中で回数終了する方がでてきているため、町の制度を拡充することで子供がほしい方のニーズにこたえられるのではないかと。	このまま継続	引き続き事務の軽減化に繋がるものを念頭に置きながら正確・迅速に事務を遂行する。	妊婦や不妊治療を受ける夫婦の妊娠や出産に伴う経済的負担の軽減を図り、安心して産み育てる環境を整える。不妊治療費補助金の助成内容を拡大するか検討をしていく。
102	母子保健事業	健康福祉課	乳幼児健診・歯科検診・フッ素塗布、両親学級、育児相談・サロン・サークル、乳児全戸訪問事業、思春期保健対策事業、ことばの教室、発達障害児早期発見事業、離乳食教室、栄養相談・教室、妊婦健康診査(検査費助成)	母子の健康の保持増進、疾病の早期発見・予防を図り、安心して子育てのできる環境を整備する。	目標程度	<成果指標> ・平成26年度から全乳幼児健診対象者に対する個別通知を開始。受診・実施率の維持が図れた。通知の導入により未受診者への介入が容易になった。 ・全戸訪問事業は、訪問未実施の家庭があるが、電話や育児サロン等で全数把握している。	特になし	・健診未受診家庭及び乳幼児全戸訪問事業の訪問拒否者への対応をできる限り早期に実施し、健やかな成長発達を支援し、虐待防止に努める。 ・支援者の資質向上のためのスキルアップに努める。	改善して継続	児童福祉法及び母子保健法の法改正に伴い、虐待予防対策の強化、及び妊娠期からの切れ目のない母子保健サービスの充実を図るための子育て世代包括支援センターの開設準備を進める。	H32までの子育て世代包括支援センター開設をめざし、母子が健やかに生活できるような、妊娠、出産、育児と切れ目のない母子保健サービスの提供を図る。
103	健康増進支援事業	健康福祉課	住民の疾病予防と早期発見、健康意識の向上による健康の保持増進を目的とし、がん検診、歯周病検診、骨密度検診、肝炎ウイルス検診を実施する。保健指導・栄養指導を実施する。	住民が検診を受診することにより、疾病の早期発見・早期治療を行えるようにする。また、受診者各自の健康意識を高めることを目指す。	目標程度	がんの受診者数・率において目標程度の成果である。これはH25より過去受診者あるいは予約者が、翌年度への自動予約システムを導入したこと、また未受診者には、即日個人に電話勧奨や手紙郵送してきた結果ともいえる。ほか、H27には未受診者対策としてキャンサースクリーンに業務委託し、新規受診の発掘をしたが、経年受診につながらない方の存在や、後期高齢への移行が、昨年より受診が伸び悩んだ要因と考える。	検診体制の充実。精度管理強化。	継続受診者の確保。未受診者の減少。	このまま継続	H29健診予約日を4月当初に個人通知する。またH27受診するもH28未受診者へ、通知内容を工夫し、再度勧奨通知を実施し、継続受診者の増加を目指す。検診の必要性等について啓蒙活動を強化、受診勧奨を引き続き積極的にしていく。	検診の受診率向上、継続受診及び未受診者勧奨のためPRを工夫する。
104	高齢者対策事業	高齢者支援課	老人ホーム入所措置、敬老のつどいの開催、いきいきクラブ・シルバー人材センターへの補助、敬老祝金の支給、緊急通報システムの運用、寝たきり老人介護手当の支給、生きいき在宅生活支援事業の委託、手押し車購入費助成等	高齢者が生きがいや誇りを持ち、楽しく安心した暮らしができるようにする。	目標程度	敬老のつどいは、栃木県出身の若手演歌歌手による歌謡ショーを開催し、昨年の参加者数まではいかなかったもの予想を上回る人数が参加した。シルバー人材センターにウッドチップを貸出し、事業拡大を図った。 いきいきクラブに対し新規会員勧誘等に関するアンケートを実施。会長会議時に結果を伝え、情報共有を図った。	特になし	年々高齢者は増加しているが、趣味の多様化により、いきいきクラブへの新規加入者が伸び悩んでいる。新規会員確保が課題となっている。	改善して継続	いきいきクラブ会員数が近年増加している他地域での研修を実施することで、現在実施している活動の再確認・見直しを行い、クラブの魅力を高めていく。	前年度と同様に事業を実施していく。

105	地域包括支援センター事業	高齢者支援課	介護予防ケアマネジメント、包括的支援業務、高齢者権利擁護・虐待防止等、高齢者総合相談業務	高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができる。	目標程度	総合相談業務について、包括支援センター内で毎日打合せを行うことにより、個々の相談内容を全員が把握し、各職種の知識を生かしたきめ細かな支援を早期に行うことができた。また、定期的に介護支援専門員連絡会を開催し、情報交換・資質の向上を図った。	特になし	高齢化や社会の変化に伴い、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が年々増加している。生活支援、相談、困難事例が今後ますます増加すると予想される。	このまま継続	平成30年度から実施する在宅医療・介護連携事業、認知症対策に向け取組みを進めていく。	高齢者が可能な限り住み慣れた地域において、安心して生活できるよう事業の取組みを進めていく。
106	介護予防事業	高齢者支援課	ふれあいサロン推進事業、介護予防教室	高齢者が要介護状態等になることを未然に防止し、地域において自立した日常生活を営むことができるようにする。	目標程度	介護予防教室終了後、自主教室として活動できるよう支援することで、継続的な介護予防が図られた。高齢者サロン開設に関する打ち合わせ・相談を行うほか、28年度から運営支援として開設費及び運営費の補助を実施した。	ふれあいサロンは今後も各地域に増設、また介護支援等の充実も強化されたい。	高齢者の自主教室では、運営について定期的な支援が必要。	このまま継続	高齢者サロン増設に向け、開設支援を今後も実施していく。介護予防を進めていくにあたり、ボランティアを育成・支援していくとともに、予防事業参加者が増えるよう周知していく。	事業継続により、高齢者が可能な限り住み慣れた地域において、安心して生活できるよう支援する。
107	介護保険料の賦課徴収事務事業	高齢者支援課	介護保険法第129条に基づき、第1号被保険者に対し、介護保険料の適正なる賦課を行い、徴収する。	介護保険第1号被保険者による、保険料の完納を図る。	目標程度	賦課額は、見込み額よりも高い結果となった。収納額は目標を達成し、前年度実績を上回った。収納率低下を防ぐため、督促状のほか催告書の発送時には納付誓約書も同封し、納付計画書の作成を行った。また、未納の方と定期的に訪問する方については、定期的に電話連絡を行って納付を促した。	特になし	保険料の還付に関し、相続人による還付請求が行われないということが数件発生した。	改善して継続	滞納状態が続いた場合のペナルティ、納付している方との均衡、社会保障の仕組みをしっかりと伝え、不合理が生じないように交渉を続け、納付へと結びつける。また、税務課や住民課に来庁する未納者を高齢者支援課に誘導できるように、TASKでの情報共有、年度内に被保険者となる方に対する口座振替依頼書を送付するなどして、未納の発生防止に努めていく。	前年度の実績を参考に継続。
108	介護保険被保険者資格管理事務事業	高齢者支援課	被保険者証の交付若しくは回収を行う。被保険者管理台帳の作成若しくは修正を行う。	町民が適切な介護保険を受給できるよう、被保険者の適正な管理を行う。	目標程度	概ね予定通りの管理ができた。保険証の回収や被保険者管理台帳の整理も適正にできている。	特になし	特になし	このまま継続	H28年度と同じ方針で取り組んでいく。	前年度の実績を参考に継続。
109	給付管理事業	高齢者支援課	介護サービス費の現物支払い分については、国保連合会を通じ、各事業者に支払いを行い、償還払いについては、利用者へ直接支払いを行う。また、給付通知書を送ることにより、サービスの適正な利用を図る。	要介護(要支援)認定者が、介護サービスを適正に利用できるように給付費を管理していく。	目標程度	H28年度は、大きな過誤に結びつくものがなかったが、事業所の責任において給付費の返還を行ったケースが多く見受けられた。介護給付費通知書は、例年通り2回実施した。	特になし	H29からの総合事業実施に伴う請求コード誤りが懸念される。	このまま継続	H28年度の事業実施内容を引き継いで行っていく。総合事業の実施による過誤の可能性が非常に多くなる可能性があるため、二つの係が協力して対応していく。	前年度の実績を参考に継続し、「総合事業」の新たなサービス構築について、二つの係が協力して対応していく。
110	地域密着型サービス事業	高齢者支援課	推進会議での議題をもとに、利用者に対するサービスの向上に関するアドバイスや高齢者総合福祉計画に位置付けられた介護施設の整備を行う。	地域密着型介護事業所が適正な運営ができるよう、また高齢者総合福祉計画の介護施設等の整備を行う。	目標程度	活動指標は概ね、成果指標は達成できた。	特になし	地域密着型事業所の推進会議における問題点や課題、利用状況の透明性などについては定着しているが、利用者と地域との交流という密着型の主題が解決できない。これは、地域においても要支援・要介護状態になる方が増えたため、新たな人と人の交流の方法を見出すことが必要である。また、「高齢者が住み慣れたところで自分らしく生活していく」という地域密着型の考えを実現していくことが課題。	このまま継続	地域密着型通所介護事業所については、栃木県からの引継ぎ事項も踏まえて、2箇所について実地指導を実施する。H28の問題・課題解決に向けた検討を事業所の特色を活かしながら、推進会議で考えていく。	制度の改正が繰り返し行われている現状を踏まえ、定期的な実地指導ができる体制を構築していく。
111	要介護認定事務事業	高齢者支援課	サービス受給のための申請の受付、調査、主治医意見書の取得、認定審査資料の作成、審査会の会議録の作成、審査結果の通知を行う。	介護を必要とする被保険者が、サービスを受けられるようにする。	目標程度	活動指標は概ね目標程度、成果指標は目標値が達成できた。認定審査会での審査件数についても、当該者や医師の事由によるものの他は、規定の日数内で処理ができていた。また、不服審査については、窓口での説明において理解をいただくことができたため、回避できている。	特になし	認定調査の「特記事項」をまとめるための時間が不足してきているため、外部調査員への委託について人数を増やしていく必要がある。また、入院中の被保険者が状態が安定する前に申請を行うケースが増えており、規定の期間で認定結果を出すことが難しくなっている。	改善して継続	H28年度の事業を継続して実施しつつ、退院時からの介護サービスがスムーズにあてられるよう、介護認定申請の適切な時期などについても連携がとれるよう努めていく。	前年度の実績を参考に継続。

112	道の駅事業	農政課	益子町地域振興拠点施設の本体建築工事及び施工管理、敷地外構工事、広場工事等を実施し、施設の整備を行う。	益子町地域振興拠点施設「道の駅ましこ」の施設整備を行う。	目標以上	地域振興拠点施設の整備を完了し、平成28年10月に道の駅をオープンした。 施設の運営体である第三セクター(株式会社)が施設の管理運営を開始。 来場者数及び売上高については計画当初に設定した目標を達成した。	施設利用者から施設に関する意見・要望が複数あった。 近隣市町をはじめ、地域住民からの出荷希望や施設利用が多くあった。 議会からの一般質問7件。全員協議会・委員会において進捗・経過状況の説明を随時行った。	平成24年度から5か年に及ぶ地域振興拠点の整備が完了した。 今後は安定的かつ継続的な施設運営を進めるため、新ましこ未来計画に掲げる各施策との十分な調整と円滑な事業の実行により施設経営の早期安定を図る必要がある。	終了・完了	整備事業は平成28年度をもって完了。	数年後に課題となる施設の改築更新について中長期計画を策定することが求められる。
113	担い手総合支援事業	農政課	認定農業者、集落営農、営農集団、農業の後継者に対する研修会の実施、補助金、定期的な相談会の実施等を行う。また、地域農業の現状を把握するとともに、人・農地プランの充実を図る。	地域農業の中心となる担い手の営農活動を支援することで、地域農業及び集落の活性化を図る。	目標未達成	平成28年度から認定農業者の相談会については新規者のみとされたため、相談会への参加者数については減少している。 研修会については、昨年に引き続き、各農業団体と連携することにより広く参加者を募ることができ、懇親を深めるなど充実した研修会を開催することができた。	担い手に対しての支援策。(補助事業等)	農業担い手の高齢化及び後継者不足。 耕作放棄地の増加。	改善して継続	集落営農の組織化、法人化の助言、支援を関係機関(JA、農業振興事務所等)との連携を強化しながら行う。	関係機関と連携し、農業経営の安定化に向けて支援を行う。
114	水田農業対策事業	農政課	地域水田農業の将来方向を明らかにするとともに、経営所得安定対策の円滑な事務を行う。	農業者の農業意欲を向上させ、経営の安定を図る。	目標程度	米の需給調整は、配分量(面積)の減ってはいるが、飼料用米をはじめとする転作作物の作付の増加により達成することができた。 経営所得安定対策については、担い手への農地集積は進んでいるものの、不作付の担い手が増えている等の影響により、加入率の増加に繋がらなかった。	国の農業施策等の情報不足。 担い手への支援不足。(機械等の補助事業等)	米価下落。 平成30年産米からの生産調が整廃止になり、さらなる米価下落が危惧される。県として参考値を示す予定ではあるが、参考値達成者に対する交付金等はなく、強制力もないため、今後の県、町としての生産調整が不透明。	改善して継続	経営所得安定対策の加入を推進し、農業者の経営安定を図る。 農業経営の組織化等を推進し、コスト低減を図る。	米価下落に対応するため、安定的な収益が得られる作物を模索するとともに、水田農業の効率的利用に努める。
115	農業振興地域整備促進事業	農政課	4ヶ月に1回の協議会の開催並びに農業振興地域整備計画の見直しを行う。また、優良農地を確保していくため、耕作放棄地解消に向けた支援を行う。	農用地の確保及び適正利用の保持を図る。	目標程度	平成28年度は、5件の申請受付があったほか、相談は数件あり、農振除外の適否について、法令に基づき適宜事務処理を行った。	耕作放棄地の拡大。	耕作放棄地の解消、再生を担う農業担い手の育成確保が急務である。	このまま継続	農業振興地域制度については、法律により規定されている事務であり、手続き等の簡素化はできない。特に、農振除外の申出に際しては、優良農地確保の観点から、県や農業委員会と十分な連絡調整を図る必要がある。	県や農業委員会と十分な調整を図りながら、優良農地の確保及び耕作放棄地の解消に努める。
116	青年農業者育成事業	農政課	青年農業者の育成のための活動支援や農業振興に関することへの支援を実施することで、青年就農者の営農意欲の向上を図る。	事業活動の環境を整備することにより、青年農業者の数を増加させる。	目標未達成	新規クラブ員2名の入会があり、クラブ活動の活性化に繋がっている。商工会等との連携は強くなりつつあり、イベント等への積極的な参加を行っている。	特になし	青年農業者の活動になかなか理解が得られず、新規加入員の確保が難しい。さらに、現クラブ員の高齢化が目立ち始めている。イベントへの参加や協力体制が不十分(人力的に)であり、納得のできる活動を行うことが難しい状況である。	このまま継続	広報・おしらせ版等を活用し、新規就農者や新規クラブ員の開拓を進めるとともに、青年就農者の育成をはかることが必要であり、育成支援の充実を図る。クラブ員等を通しての就農者情報等の収集に努め、青年就農者の育成・支援に役立てたい。平成29年度には青年就農給付金受給者の3名増を予定しており、引き続き支援を行う。	振興事務所やJAとの連携を図り、新規就農者の開拓を進める。また、青年農業者育成、就農支援の強化に取り組む必要がある。
117	農畜産の振興事業	農政課	畜産農家に対する家畜防疫衛生対策、環境汚染の防止、先進地視察研修会、町民まつりへの参加	地域畜産農家の営農活動を支援することで、安定経営を図り、畜産物の安全・安心を確保する	目標程度	酪農、肉用牛、養豚部会主催による研修会の開催については、先進地への視察を行うことにより、畜産経営における知識や理解を深めることができ、今後の畜産経営に参考となった。	家畜防疫衛生対策・環境汚染の防止	地域畜産農家の高齢化・後継者不足・環境問題(悪臭・水質汚濁)	このまま継続	今後、畜産農家の高齢化が進むため、後継者の育成・確保に努める。また、関係機関(JA・農業振興事務所・家畜保健所等)との連携を強化し、畜産農家への助言、支援を行う。また、栃木県食肉センターが、平成32年度開業に向け、平成29年度より着工される。	今後、畜産農家の高齢化が進むため、後継者の育成・確保に努める。また、関係機関(JA・農業振興事務所・家畜保健所等)との連携を強化し、畜産農家への助言、支援を行う。
118	土地改良区支援事業	農政課	益子町土地改良区及び芳賀台地土地改良区へ支援助言をして運営補助金の交付をする。	土地改良区の運営を支援することにより、農家組合員の負担の軽減を図る。	目標程度	土地改良区の運営を支援助言することにより、運営事務手続きが改善されたが、なお引き続き事務の改善に努める。	農家の賦課金の効率的な運用 益子町土地改良区の健全な運営	電気料の高騰や施設の老朽化による維持管理費等の増大により、改良区の財政運営が圧迫されている。	このまま継続	益子西部地区土地改良事業工事がH28で完了し、益子町土地改良区への補助金を減額する。また、引き続き、益子町土地改良区及び芳賀台地土地改良区の健全な運営確保のために全般的な支援を行う。	小泉・本沼地区畑地帯総合整備事業がH30から始まるため、今後も引き続き効率的な運営が図れるよう支援する。

119	土地改良区事業計画実施事業	農政課	農業農村整備事業計画を作成し、国庫補助等を活用しながら事業の実施をする。	農業農村整備事業計画を進行管理し農業生産基盤を向上させる。	目標程度	県事業主体の経営体育成基盤整備事業(益子西部)や、益子町土地改良区事業主体の土地改良施設維持管理適正化事業等農業農村整備事業計画を進行管理し農業生産基盤を向上させることができた。また、畑地帯総合整備事業(小泉・本沼)では、地区推進協議会を開催し、基礎調査等を行った。	ため池等整備に向けた町としての取組。畑地帯総合整備事業実施にあたっての地元の費用負担。	老朽化、破損した農業施設の確認を行い、計画的な事業の実施が必要である。	改善して継続	県事業主体の経営体育成基盤整備事業(益子西部)及び畑地帯総合整備事業(小泉・本沼)、益子町土地改良区事業主体の土地改良施設維持管理適正化事業等農業農村整備事業計画実施に向けて、農家の合意形成のための支援及び関係機関との連絡調整を図る。	農業農村整備事業計画を実施するにあたって、農家の合意形成のための支援及び関係機関との連絡調整を図る。
120	多面的機能支払交付金事業	農政課	多面的機能支払交付金事業の活動組織への支援と助言。	多面的機能支払交付金(25年度までは農地・水保全管理支払交付金)事業の適正な執行。	目標以上	活動組織が1組織増え19組織となり、地域共同による農地、農業用水等の資源の保全管理と農村環境の保全活動の取組を適正に行った。また、老朽化が進む農地周りの水路等の施設の長寿命化の取組を適正に行った。平成26年8月には推進協議会を設置し、職員を雇用や研修会を開催するなど、活動組織への支援の充実に努めた。	活動組織の事務の簡素化	活動組織での申請書、報告書作成などが多くなっている。	このまま継続	資源向上(長寿命化)交付金が平成28年度終了となった。また、引き続き、各活動組織に対し、丁寧な指導助言を行い、事業が円滑に実施されるよう努める。	本事業が平成27年度から法整備されたことにより、更なる効果的な事業となるように努める。
121	農業委員会運営支援事業	農政課	法令業務(農地法、農業経営基盤強化促進法、農業者年金基金法等に基づく業務)、農業振興業務(農地パトロール、農地の利用集積等)、意見の公表建議、答申等を行う。	優良農地を確保し、有効利用及び担い手の確保・育成を目指し、適正な農地行政と農業農村の振興に努め、農業者の生活・地位の向上を図る。	目標程度	優良農地の確保や担い手の確保・育成を目指し、適正な農地行政と農業農村の振興に努めた。	特になし	国・県の指導による審査案件の厳格化による事務量の増加が見込まれる。また、農地中間管理機構の稼動により農地集積化の事務量の増加が見込まれる。	このまま継続	的確な運営支援を行うことにより、総会をスムーズに執り行うとともに、農地集積に取り組む担い手を支援する。	的確な運営支援を行うことにより、総会をスムーズに執り行う。
122	青色申告会支援事業	農政課	簿記記帳研修会、指導会、申告受付等を行う。	各農家が簿記記帳を通じ、経営内容の正確な把握、経営の合理化、節税をできるようにする。	目標程度	指導員向けの県・郡の研修には全て参加でき良好。会員向けの指導会では、参加者が減少傾向にあるので全員が参加できるように日程調整が必要である。	特になし	農協でもパソコン簿記の指導会を行っていることから、関係機関との連携が必要である。また、指導会未参加の人に対して、引き続き積極的な参加を呼び掛ける。	このまま継続	郡・県の指導会に積極的に参加し、指導員の資質向上を図る。また、会員のニーズにあった運営を目指す。	多様化していく申告内容に対応できるよう、研修会指導会に積極的に参加をする。会員増加を目指す。
123	農業者年金事業	農政課	国民年金に加えた農業者の老後の備えとするため、税制上等でメリットの多い終身年金である農業者年金の加入を推進する。	保険料の国庫補助対象となる、認定農業者および40歳以下の農業者に対して重点的に加入促進を図る。	目標程度	農業委員の努力、JAはが野との連携により目標以上の成果を上げた。	特になし	加入対象者の減少	このまま継続	農業委員を対象とした年金制度の研修を行い、加入推進を図る。また、JAはが野とのさらなる連携を図り、加入推進、広報活動を行う。	農業委員を対象とした年金制度の研修を行い、加入推進を図る。また、JAはが野とのさらなる連携を図り、加入推進、広報活動を行う。
124	農地法に基づく申請支援事業	農政課	申請者に対する必要書類の説明、申請書の受付、許可書の交付及び進達を行う。	申請者に対し、記入方法や必要書類を説明し、申請が滞りなくできるようにする。	目標程度	申請者に対する必要書類の説明、申請書の受付、許可書の交付及び進達を行なった。	特になし	特になし	このまま継続	分かり易く的確な説明により、申請の不備を防ぐ。	分かり易く的確な説明により、申請の不備を防ぐ。
125	農地の利用状況調査及び指導事業	農政課	年1回、農地の利用状況調査を行い、利用状況の低い農地所有者に対し、農業上の利用の促進を図るため指導等を行う。	農地の利用状況調査及び指導等を行うことにより、農地の遊休化を防ぎ、農地の利用増進を図る。	目標未達成	農地の利用状況調査の結果に基づき、利用意向調査を実施した。地域農業者の協力を得て、耕作放棄地4ほ場で解消が図れた。	特になし	解消作業用機械の進入を拒むような農地が増加している。	改善して継続	自発的解消がされるよう啓発活動を実施する。耕作放棄地を解消できるよう引き続き、あっせん活動を実施していく。	自発的解消がされるよう啓蒙活動を実施する。
126	タウンプロモーション事業	観光商工課	各種イベントへの出展や、紙媒体及びSNS等を活用した情報発信により広く益子町の魅力を発信し誘客促進を図る。おもてなしセミナーの受講や店舗のクレジット化・免税店化の取組促進。	国内外観光客の入込数を増やす。おもてなしの精神から接客対応の充実。	目標程度	昨年と同様に各協議会において実施した、首都圏でのイベント、PR事業への参加。また、益子単独で行った海外プロモーション、国内のイベント・観光PR。県、県東地域、笠間市、米沢市等との連携・交流で行ったイベント等、それぞれに、効果的なPRに手応えを感じる事が出来た。観光客数については、前年と比較して増加となった。陶器市期間中の入込数の増加や道の駅ましこのオープン等が主な要因であると考えられる。観光「おもてなし」振興補助金制度も広く周知されてきており制度活用により、円滑なおもてなしイベントの実施に繋がった。地方創生の交付金を活用し多言語マップ、プロモーションビデオ、モニター等の実施で海外への効果的な情報発信に繋がった。	特になし	町内、町外での各種イベント開催時の効果的な情報発信方法が課題である。また、陶器市期間中における休憩スペースの確保が課題である。	このまま継続	とちまるショップでの観光PRについては、休日の出展とし効果的なPRを行う。首都圏を中心とした誘客目的に発行している「ミチカケ」については、効果的な配布先の拡大をし、適切な部数配布に努める。また、26年度から始まった、観光「おもてなし」振興補助金制度の活用を促進し、地域のおもてなし力の向上を図るとともに、点在する豊富な資源のネットワーク化、周遊ルートの設定に向けた取り組みを行う。また、地方創生の交付金の活用により滞在型の拠点整備事業及び益子焼の販路拡大事業、インバウンド誘客事業に取り組む。なお、事業費は減少しているが、7,000万円が平成28年度から繰り越される。	関係各課と連携を図り、2020年のオリンピックに向け観光客が楽しんで歩ける環境作りのための案内板の設置や、周遊ルートの検討、また、適切な情報発信設定を行う。また、国内外でのプロモーション事業と販路拡大事業、インバウンド誘客事業を継続的に取り組む。

127	フォレスト益子活用事業	観光商工課	フォレスト益子及び天体観測施設と益子の森の管理運営を行う。	国内外観光客の入込数を増やす。おもてなしの精神から接客対応の充実。	目標程度	フォレスト益子全体の利用者は、前年並みで推移しており、さらなるPR活動に努める。天体観測については、雨天による中止日が40日ほどあったため、予約者のキャンセルがあったが目標人数を上回る参加者数となった。お客様アンケートの結果を見ると、宿泊施設の設備等についての苦情はあったものの、宿泊・天体観測施設ともに、対応や内容については高い満足度を感じていただいている。	小中学生等子供連れの施設(天体観測施設)活用の活性化を求める。フォレスト益子の展示施設の充実を図ってほしい。	展示室については、興味を持って立ち寄っていただけるような、四季折々変化のある展示、町内のイベント等とリンクした内容の展示等をするなど工夫が必要。宿泊・天体観測・食事をセットにしたプランの提案など連携した取り組みが求められる。	このまま継続	宿泊施設、レストランとの連携を密にして、三位一体となって施設全体のサービス向上と利用者の増加を図る。	継続して施設全体の利便性の向上と魅力アップを図り、利用者の増加・リピーターの創出に努める。
128	商工業振興事業	観光商工課	益子町商工会へ運営補助金、プレミアム商品券発行補助金を交付する。また、町が金融機関に資金を貸し付け、金融機関はその3倍以上の額を中小企業に貸し付ける。貸付時の信用保証料の1/2以内の額を借入者に補助金として交付する。保証協会に保証金額に応じて負担金を支出する。また、利率の1%分を補助する。	経営改善事業や地域活性化事業を行うことにより商工会会員企業が力をつけ、商店街の活性化と魅力ある地域づくりを図るほか、中小企業者の健全な経営を助ける。	目標程度	融資については、補助率、および利子補給の見直しを行った。	融資件数が毎年増加していたため、利子補給の支出額が増加傾向である。プレミアム商品券発行に伴う事務費の補助	商工会加入者の減少傾向融資申込件数の増加による町予算の支出増	改善して継続	経営指導については引き続き現状の講習会件数を開催していた。融資については、利率および期間の見直しを検討する。	商業の活性化は、町全体の活性化とイメージアップにもつながることであり補助対象事業の執行については随時検証していく。利子補給内容については、近隣町の見直しも参考にしつつ、引き続き取り組んでいく。
129	消費生活対策事業	観光商工課	芳賀地区消費生活センターでの消費生活相談と多重債務相談。広報での啓発活動。消費生活研究会等による出前講座の開催。	消費者被害の未然防止と被害者救済のための支援をする。	目標程度	後期高齢者に対する町からの通知に、消費生活センターに関する広報チラシを同封した。	特になし	高齢者に対する還付金詐欺が増加しているため、被害者にならないための広報活動が必要。	このまま継続	さらなる消費生活センターのPRをして、広報等を活用し消費生活関係の啓発活動を進めていく。	広報等を活用し消費生活関係の啓発活動を進めていく。
130	伝統工芸品産業支援事業	観光商工課	益子焼関係団体振興協議会、益子焼協同組合、益子焼販売店協同組合に、PRや販路拡張のための補助金を交付するほか、益子芳星高校の益子焼作陶活動を支援する。また、益子焼を業とする者、独立しようとする者に行った貸付金を回収する。	町の伝統産業である益子焼を活性化するため、関係団体を支援する。益子焼を業とする者、独立しようとする者が作陶活動を円滑に進められるように基金より貸付けたものを返済計画どおりに回収する。	目標程度	益子焼関係団体振興協議会等において、日本や海外においてPR・販路拡張のための活動を展開している。25年度をもって補助貸付制度が終了となり26年度より返済金受付業務のみとなり、大塚実氏に経過報告している。	補助貸付制度利用の要望が年に数件ある。	PR活動等が、販路拡張にどの程度結びついているかの検証が不足している。貸付金の返済が遅れ気味の方が数名いる。	改善して継続	限られた予算で効果的な運用が求められるため、事業内容を検討していく。新たな対応への可能性に向けて大塚実基金の原資を返済計画どおりに増やしていく。	限られた予算で効果的な運用が求められるため、29年度の結果を踏まえ、事業内容を検討していく。新たな対応への可能性に向けて大塚実基金の原資を返済計画どおりに増やしていく。
131	企業誘致・起業支援事業	観光商工課	企業等の誘致促進 町内で起業する方に対して事業費の一部を補助し、雇用創出を図る。	企業等を新設、増設すること又新たな起業によって産業の振興及び雇用の確保を図る。	目標未達成	起業支援補助金については15件の問合せがあった。そのうち3件が申請し、交付決定をすることが出来た。また、健全な経営が出来よう、商工会への加入を義務付け、経営指導が受けられるようにした。企業誘致については3件の問合せがあったが、28年度は実績につながらなかった。	町内で起業したい方のうち、空き店舗情報を求める方がいる。	企業誘致については適地が少ない事もあり、新たに町外から企業等が進出してくるのは難しい状況であるため、スモールビジネスを支援するとともに、起業者に対しては商工会に加入し経営指導受講を促し、健全な経営が継続できるようにしていく必要がある。	改善して継続	起業支援補助金は、問合せを受けてから、申請・審査まで短時間の方が多いため、補助金制度に関するPRをし、スムーズな申請が出来るようにしていく。また、町で実施する事業者向けセミナーへの参加を促し、さらなる雇用が生み出せるようにする。町ホームページの見直し等によりさらに起業支援補助金、企業誘致両制度のPRをしていく。	前年度までの取組を検証しつつ、必要に応じ条例等見直しをしながら、さらに発展させ雇用確保に取り組んでいく。
132	地域通貨事業	観光商工課	地域通貨導入に向けて、試行運用も含めて検討を行い、29年度からは、地域通貨の個人への販売、社会福祉協議会への寄付もできるようにする。	「地域経済の活性化」に主眼を置き、「自主的な地域活動・ボランティア活動の推進」「待機労働力の需要拡大」「地域と人との繋がりをもった地場力形成」をも担う地域通貨の検討を行い、29年度の本稼働へ繋げる。	目標未達成	子育て応援手当を地域通貨で配付することにより、多くの方が地域通貨を利用できるようになった。地域通貨を利用しやすくなるため、利用できる店舗を増やした。	利用店舗がわかりづらいとの意見があり、利用店舗最新名簿の配布が必要。	プレミアム商品券と同じ使用方法とされている方が多いため、循環していない。	改善して継続	PR用幟を配布し利用店舗を周知するとともに、プレミアム商品券とは違って、個人間でのやりとりができるなど地域通貨自体の周知も引き続き行っていく。	前年度の結果を踏まえ、改善策を協議する。
133	陶芸メッセ益子管理運営事業	観光商工課	益子陶芸美術館施設全体の維持管理運営	益子陶芸美術館で魅力ある企画展を開催し、陶芸メッセ・益子の施設に来場者がもう一度来たいと思うような魅力的な場所としたい。	目標程度	益子陶芸美術館の来館者に陶芸・工芸の魅力を知ってもらうための企画展を年4回を開催した。施設の活用では、国際交流事業、茶華道協会メッセ茶会、支援センター修了作品展、商工会炎まつり、東工大ホタルキャンプ、などさまざまな事業等での施設の活用を図った。	イベント情報についての問い合わせに対し、ポスター及びチラシの充実を図り、又、ホームページを随時更新し、詳しい情報を発信した。	施設の老朽化が進んでいるため、保守・維持管理していくかが課題。	このまま継続	現在のニーズに合った企画展を開催し、より良いよりよい展示作家を紹介して情報を発信していく。(企画展の充実を図り、情報発信ではホームページ、フェイスブック、ツイッターの活用に取り組む。)施設の維持について、昨年に引き続き、旧濱田庄司邸(町文化財)の茅葺屋根の改修工事を行い、益子町文化財の保護に取り組む。	益子の陶芸工芸をはじめとした文化観光の魅力を発信していく。

134	益子町文化のまちづくり事業	観光商工課	益子町文化のまちづくり事業として、企画展を開催、交流館においては、海外作家の招聘をおこなう。	陶芸文化の担い手を輩出し、益子焼の飛躍に貢献する。	目標程度	益子陶芸美術館で企画展を年間4回開催した。 益子国際工芸交流事業で2人のイギリス人陶芸家、染織家を招聘。また、公募による2人の国際交流事業を開始した。(公開制作・講演会・レクチャー・成果展を開催)	情報発信を強化し、ホームページで最新情報を随時アップ(フェイスブック、ツイッター)するようにした。	益子陶芸美術館事業の企画は、良い作品、展示作家を紹介していくという基本姿勢で行う。 益子国際工芸交流事業は、招聘作家や公募作家に対する対応システムを構築していきたい。	このまま継続	2020年は東京オリンピック開催年と英国のリーチ工房創設100年ということを見視野に入れ、それまでにメモリアルイヤーをアピールできる事業を考える。	2020年の東京オリンピック、英国のリーチ工房創設100年を視野に、文化・観光施設の役割を考えながら運営をしていく。
135	法定外公共物管理に関する事業	建設課	境界確認申請の際に道水路の幅員を確保する。 用途廃止申請についての処理を行う。 使用許可申請についての処理を行う。	法定外公共物を適正に管理する。	目標程度	境界確定資料電子化により事務作業の効率が図られた。	境界の確認や使用許可の申請等、ニーズは毎年一定数存在している。	法定外公共物の境界確認において、現地が公図や測量図等と一致しない場合があり、境界を確定するのに時間を要する場合がある。	このまま継続	境界の確認及び使用許可の発行を適正に持続する。	法定外公共物の適正な管理を行う。
136	道路及び河川の維持管理に関する事業	建設課	道路・河川の保全に関する計画の立案、維持補修工事の実施、道路の除雪の実施、自治会等で道路を補修するための碎石・コンクリートなどの支給を行う。	道路及び河川の維持管理を行い、町民が安全で利用しやすい状態を保つ。	目標未達成	維持工事の一括発注方式を3地区、前期と後期の2回に分けて実施した。結果、速やかな補修ができ、さらに維持工事発注件数も大幅に減った。(6契約、115箇所) H26年度に実施した舗装点検の結果を基に町道3路線の舗装補修を実施した。 橋梁長寿命化に基づき1橋の橋梁補修を実施した。	舗装補修関係のニーズが特に多く、ほかに側溝清掃、法面補修などのニーズがある。	管理瑕疵に基づく事故が1件発生してしまっ。内容については路面段差が起因するものでした。 維持工事の一括発注方式については、今後も継続的に実施していきたい。	このまま継続	修繕箇所の優先順位の把握により、同コストでより適正な維持管理を行う。 また、橋梁についてはH25年度に策定した橋梁長寿命化計画に基づいて継続的に補修を実施し、舗装につきましてもH26年度に実施した点検を基に継続して補修を実施する。 維持管理工事の一括発注方式を今後とも継続したい。 管理瑕疵に基づく事故の改善策につきましても、道路点検や維持管理工事の中で早期の対応を実施していきたい。	修繕箇所の優先順位を把握し、維持工事の一括発注方式も取り入れ実施していくことで、同コストでより適正な維持管理を行う。 橋梁については今までの事後保全型管理から予防保全型管理へ方向転換する。舗装についても計画に基づいた維持管理を実施する。
137	町道の用地管理に関する事業	建設課	町道の境界確認・登記関連事務及び町道用地買収並びに道路占用に関わる事務をする。	町道と民地との境界確認及び道路台帳などで管理する。また、道路占用許可については占用料を徴収する。	目標未達成	境界確定資料電子化により事務作業の効率が図られた。	境界の確認や占用許可の申請等、ニーズは毎年一定数存在している。	現況は町道となっているが、未登記のまま残存している箇所があるため処理が必要。	このまま継続	町道と用地との境界確認及び道路台帳整備。 未登記処理を行い適切な道路用地の管理を行う。 境界確認申請について町道と法定外公共物の一体化を図る。	町道用地の適切な管理を行い、事務作業の更なる効率化を図る。
138	道路整備事業及び関連協議会事務に関する事業	建設課	道路新設改良に必要な測量設計、用地取得、工事を行う。また、道路関連協議会等に関する事務を行う。	幅員が狭小な道路や通行量が多い道路に対して、道路拡幅の改良、歩道の設置を行うことで道路環境の改善や通行性の向上を図る。	目標程度	今年度は国からの交付金の付きがよく、目標に近い延長を改良することができた。	道路改良の要望だけではなく、歩行者、自転車のための道路整備のニーズが多くある。 新規道路改良路線について早期実施を希望するニーズが多くある。	道路は日常生活をするうえで、必要不可欠なものである。車社会になった現在、歩行者の安全性や良好な通行性の確保を求められる一方で現況の道路はそういったニーズを満たす状態に至っていない。また、社会情勢等の変化により道路整備の要望も常に変化しているため、整備計画等をよく検討する必要があると考えられる。	このまま継続	全体の道路整備計画につきましても、「益子町道路整備指針」に基づき整備していく。 また、現在道路整備を進めている路線については、継続して事業を進めつつ、新規道路整備路線の着手に向け用地取得等に努める。 国からの交付金については、歩道設置など整備内容にあったメニューで要望していく。	引き続き幅員が狭小な道路や通行量の多い道路に対して、道路拡幅の改良、歩道の設置を行うことで道路環境の改善や通行性の向上を図る。
139	建築物の耐震改修促進事業	建設課	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅に対し、耐震診断や改修費の一部を助成するもの。利子補給については、震災後住宅復旧にともなう、借入の利子分を補てんするもの。	益子町建築物耐震促進計画(二期計画)の住宅の耐震化率95%達成に向け、耐震診断や改修等費用の負担軽減を図るもの。住宅利子補給については、被災住宅早期復旧のための負担軽減措置制度。	目標程度	耐震改修等の実績が上がらない中、平成28年度より県と合同で年2回耐震ローラー作戦を実施し個別に概要説明し制度の周知を図った。	平成29年度の耐震補助関連の建替えについて、県の取り組み方針の説明を受け、町も同調すべく、要綱を改正し、平成29年度当初予算に耐震建替え分を予算計上した。	制度の周知不足と町民の防災に対する意識の低さが問題であり、これからどのようにして身近な問題として取り上げていくかが今後の課題	改善して継続	平成29年度の耐震補助関連の建替えについて、県の取り組み方針の説明を受け、町も同調すべく、要綱を改正し、平成29年度当初予算に耐震建替え分を予算計上した。また、負担なしで利用できる、耐震アドバイザー派遣事業を実施し専門家から助言を受けることにより、耐震に関する意識向上を図る。	前年度実績から需要動向の見極め、引き続き、耐震補助関連の予算措置に努め、耐震改修促進を図る。利子補給は30年度まで支払い予定。
140	都市計画企画調整事業	建設課	都市計画図閲覧、用途地域等証明書発行等窓口業務及び、都市計画審議会の実施。26年度から都市再生整備計画事業の各課調整、屋外広告物の申請。	都市計画事業を円滑に進めること。	目標程度	都市計画決定案件はなかったが、閲覧や相談対応の実施の他、都市再生整備計画のヒアリングから各課調整のうえ申請、報告等の業務を行った。	特になし	窓口に関しては各種申請、相談に伴う専門的な知識の習得。都市再生整備計画事業に関しては、各課担当との連絡調整。	このまま継続	行政評価シートでは、区画整理準備関連はこちらのシートに記載していたが、26年度分から区画整理事業シートに記載する。また、26年度からの都市再生事業計画事業は継続してこちらのシートに記載していく。	今後の都市計画業務拡大により、計画的な事務手続きを行っていく。

141	都市計画建設事業	建設課	都市計画道路や都市施設の整備・維持を行う。また、必要に応じ、都市計画施設の決定や変更をするため、都市計画審議会にて審議を諮る。	計画にもとづいた事業選定や、事業の見直しを適宜おこない、都市計画事業の円滑な運営を図る。	目標程度	26年度都市計画変更案件は県との事前調整のみであったが、27年度は県都市計画道路のバイパス交差部分を変更(県決定)、平成28年5月17日及び平成29年2月1日に県都市計画課・都市整備課と「役場周辺地区土地区画整理事業」の導入を検討するための打ち合わせ会議を実施。平成29年2月24日県都市整備課・都市計画課・真岡土木事務所あて、益子公園通り益子公園線法線変更を要望した。	地元関係者から都市計画道路益子公園通り線について、部分変更の要望あり。	「役場周辺地区土地区画整理事業」の導入を検討するうえで、財政状況がひっ迫している中、地元地権者の理解・協力が得難い。「都市再生整備計画事業」「立地適正化計画事業」などの選定が困難。	このまま継続	関係機関の県都市整備課・都市計画課と調整を図りながら都市計画マスタープランに基いた都市計画事業の実施や、事業内容の見直しも含めた事業対応をすすめる。	特になし
142	土地区画整理事業	建設課	役場周辺地区土地区画整理事業化に向けての上級機関からの補助や都市計画決定の調整	土地区画整理事業化の事業化	目標未達成	補助金や事業認可関係で県の事前了解が得られないため、足踏み状態にある。平成28年5月17日及び平成29年2月1日に県都市計画課・都市整備課と「役場周辺地区土地区画整理事業」の導入を検討するための打ち合わせ会議を実施。	議会では早期の事業化と、財源の確保への配慮をとの意見あり。	補助金や都市計画決定、事業認可を得るため、再構成が必要。また、認可後には調査や測量等を細かく進め、個々人の減歩率が明確になった時に地権者の合意を得るのが問題となる。「役場周辺地区土地区画整理事業」の導入を検討するうえで、財政状況がひっ迫している中、地元地権者の理解・協力が得難い。「都市再生整備計画事業」「立地適正化計画事業」などの選定が困難。	このまま継続	財政状況がひっ迫している中、地元地権者の理解・協力が得難く「都市再生整備計画事業」「立地適正化計画事業」などの選定が困難。庁内の調整と県関係課との協議を重ねながら、「役場周辺地区土地区画整理事業」の導入あるいは代替事業を検討していく。	財政状況がひっ迫している中、庁内の調整と県関係課との協議を重ねながら、実施可能な事業の導入を検討していく。
143	建築基準法等関係法令の施行に関する事業	建設課	建築確認受付、地区計画届出、道路位置指定申請、大規模行為、屋外広告物許可申請等	法の遵守による適正な建築等により、住民の安全で快適な生活を守る。	目標程度	建築確認申請受付などの多種申請業務の実施	特になし	専門的な知識の習得	このまま継続	多様な申請に対応出来るようにする	特になし
144	公共下水道整備事業	建設課	社会資本総合整備計画(H27～H31の5年計画)に基づき、住民の要望や財政計画等を検討し、計画的・効率的に費用対効果を前提に整備事業を進める。	住民が下水道を利用することにより、公共用水域の水質がきれいになり、衛生的で快適な生活を送ることができる。	目標程度	H26年から塙地区の整備について工事着手し、H27は前倒して目標以上の施工を実施し、H28は目標程度の施工が実施できた。H25まで整備完了した未接続世帯への個別訪問を実施し、接続啓発に努めた。	塙地区についての早期整備要望が強い。新たに供用開始した区域の接続促進。	塙地区について、より計画的に整備が進められるよう事業費の予算確保に努める。また、水洗化率の高い市町への視察、聞き取り等を通して、より専門的な知識を習得し、接続啓発に努める。	改善して継続	社会資本総合整備計画(H27～H31の5年計画)に基づき、住民の要望や財政計画を勘案し、費用対効果を前提に計画的・効率的に事業を進める。具体的には、H26年度から整備を開始した塙地区について計画的に事業を進めていく。未接続世帯については積極的に訪問を実施し接続啓発に努める。新たに供用開始した区域についても、益子町管工事組合と協力し接続啓発に努める。	H26年度から開始した塙地区の整備について引き続き計画的に事業を進めていく。未接続世帯については年1回以上の個別訪問を実施し接続啓発に努める。また、新たに供用開始した区域については、益子町管工事組合と協力し接続啓発に努める。
145	公共下水道維持管理事業	建設課	下水道管路やマンホールポンプ施設の維持管理及び補修を行う。終末処理場の維持管理及び補修を行う。	下水道管路やマンホールポンプ施設及び終末処理場を順調に稼働させて、下水道を使用している家庭からの汚水を排除できるようにする。	目標程度	終末処理場の異常事態による停止状態は皆無。	特になし	供用開始をしてから27年が経過している中で、終末処理場・管路の老朽化による不明水の侵入等があるので、TVカメラ調査や長寿命化対策を行っていく必要がある。	改善して継続	専門的な知識を有する業者に委託している現況だが、情報処理装置の継続により維持管理費・委託費の人員費抑制に努める。簡易補修は直営で実施するか、委託業務に含めることで対応する。随意契約から競争入札へ見直しを実施したが、包括的委託契約の検討する。施設の老朽化対策として、長寿命化計画を策定し、計画的に施設を修繕する。現地踏査やテレビカメラ調査により不明水の流入状況を把握し年次計画的に既布設管渠の不明水対策を実施する。	維持管理費・委託費の人員費抑制に努め、長寿命化計画により施設の該当箇所を修繕する。現地踏査やテレビカメラ調査により不明水の流入状況を把握し年次計画的に既布設管渠の不明水対策を実施する。
146	公共下水道業務運営事業	建設課	受益者負担金の賦課徴収事務、下水道使用料の賦課徴収事務、滞納整理事務、下水道への早期接続のための啓蒙活動等を行う。	公共下水道事業を円滑に運営し、受益者負担金の賦課徴収及び下水道使用料の賦課徴収事務を円滑に実施し、滞納額の減少を図る。	目標程度	下水道使用料、受益者負担金の徴収率は前年度より低率となったが、現年度分及び滞納分の未納が増加しないよう戸別訪問し、電話による督促等徴収率の向上に努めた。	郵便局取引口座からの受益者負担金の口座振替。下水道使用料、受益者負担金の未収金の削減。	受益者負担金・下水道使用料の未納額・滞納額が増加傾向にある。	改善して継続	滞納世帯・未納世帯への戸別訪問を強化し、分納制約などを取り付け、収納率の向上に努める。	滞納世帯・未納世帯への戸別訪問を強化し、分納制約などを取り付け、収納率の向上に努める。

147	農業集落排水施設維持管理事業	建設課	下水道管路やマンホールポンプ施設の維持管理及び補修。農業集落排水処理施設の維持管理及び補修。	下水道管路やマンホールポンプ施設及び処理場を順調に稼働させて、農業集落排水処理施設を使用している家庭からの汚水を排除できるようにする。	目標程度	水処理施設の維持管理及び機械装置の交換や修繕、マンホール周りの舗装など必要に応じた補修の実施。	維持管理委託費等の経費削減。費用対効果を前提に事業を進める。	維持管理委託費の増大。委託業者の事務執行能力や信用力等の評価及び随意契約から競争入札へ見直し及び包括的委託契約の検討。不明水対策。	改善して継続	専門的知識を有する業者に委託している現況だが、費用対効果を前提に事業を進め、維持管理費等の経費削減を図り、施設の長寿命化の一助とする。競争入札は平成28年度から実施しているが、包括的委託契約を検討する。簡易補修は直営で実施する。現地踏査やテレビカメラ調査により不明水の流入状況を把握し年次計画的に既布設管渠の不明水対策を検討する。	費用対効果を前提に事業を進め、維持管理費等の経費削減を図る。簡易補修は直営で実施する。計画的に既布設管渠の不明水対策を実施する。
148	農業集落排水運営事業	建設課	使用料の賦課徴収事務を円滑に実施するとともに滞納者については、個別訪問を実施し、使用料の滞納額減少に努める。	農業集落排水事業を円滑に運営し、農業集落排水への早期接続の啓発に努める。また、使用料の賦課徴収事務を円滑に実施し、滞納額の減少を図る。	目標程度	農業集落排水使用料の賦課件数については目標を上回ることができた。徴収率(見込み)も前年度並みの見込み。今後も戸別訪問を実施し、未納の減少に努める。	施設使用料の未収金の削減。	徴収率の低下 施設使用料収納率の低下	このまま継続	滞納・未納世帯への戸別訪問を実施し、収納率の向上に努める。	滞納・未納世帯への戸別訪問を実施し、収納率の向上に努める。
149	浄化槽普及促進事業	建設課	循環型社会形成推進地域計画(H26～H30の5年計画)に基づき、浄化槽の計画的な整備を進めていく。町補助金申請者に対し、適切な書類審査・現場確認検査を実施し補助金を交付する。	公共下水道及び農業集落排水の処理区域外の住民が浄化槽を設置することにより、公共用水域の水質を改善し、衛生的で快適な生活を持続させる。	目標未達成	国、県、町の浄化槽補助金分である82基のうち47基を助成した。電話やファクシミリでの対応や2回の広報誌掲載により、多くの住民の方に合併処理浄化槽へ転換を周知した。	特になし	平成25年度末には消費税増税に伴う駆け込み需要があったが、増税後の平成26年度は、計画基数の約8割しか申請がなかった。平成27年度は計画基数の71%、平成28年度は57%の申請であり、今後も申請件数は計画件数を割り込んで推移することが想定される。	このまま継続	住民や業者に対しての補助金制度を周知する。(申請書類の配布、対象地域の場合積極的に制度を活用してもらうよう説明するなど。)補助で設置した浄化槽設置者に対しては、特に維持管理について指導強化に努める。平成25年度末には消費税増税に伴う駆け込み需要があったが、今後は申請件数は計画件数を割り込んで推移することが想定されるので、広報等による合併処理浄化槽へ転換を周知徹底していく。	住民や業者に対しての補助金制度を周知する。(申請書類の配布、対象地域の場合積極的に制度を活用してもらうよう説明するなど。)補助を受け設置した浄化槽設置者に対しては、特に維持管理について指導強化に努める。
150	地籍調査事業	建設課	一筆ごとの土地について調査を行い、所在、地番、地目、面積、筆界を明確にし、地籍図・地籍簿を作成する。地籍図・地籍簿を登記所に送付し、登記に反映させる。	土地の地籍及び境界を明確にすることにより、土地取引の円滑化、境界紛争の防止、災害復旧をはじめとした公共事業等の迅速化、課税の適正化等に寄与する。	目標程度	新規地区は山本Ⅲ地区及び山本Ⅳ地区ともに0.34km ² であり、基準点設置、一筆地調査、一筆地測量を計画通り実施済。2年目作業である閲覧業務について、前年度は専門業者に全委託したが、今年度の山本Ⅰ地区及び山本Ⅱ地区は、主業務を専門業者に委託し付随業務の一部を町職員が担うことによりコストの低下に繋げることができた。また、前年度末に導入した地籍情報管理システムの稼働により、調査済地区の地籍図や座標の交付業務がスムーズに行うことが可能となり、事務の効率化及びサービス水準の向上に繋がったと思われる。	実施時期の問合せや早期実施についての要望がしばしばある。	山林部分については、境界が分かる方が高齢化しており、できるだけ早期に実施することが望まれる。全地区完了するには、多大な費用と時間がかかる。町の要望に対し、国・県の財源が十分に確保されるかは不透明である。	このまま継続	第6次国土調査事業十箇年計画(H22～31年度)に基づき、新規事業を2地区(山本Ⅴ・Ⅵ地区)、継続事業を2地区(山本Ⅲ・Ⅳ地区)実施する。また、3年目の山本Ⅰ・Ⅱ地区については、国の認証承認を受けた後、法務局に登録する。	第6次国土調査事業十箇年計画では、新規地区2地区ずつ事業を実施して行く予定だが、財源が確保できれば実施地区を増大し、事業を加速して行くことが望ましい。
151	支出事務事業	会計課	法令等に従う適正な支払処理が行われているかの審査、正確で効率的な支出処理の執行。	適正な支払審査と、正確な支出。	目標程度	平成28年度からの公会計システム移行にともない、活動指標を「口座振込件数」から「口座振込割合」に変更。支払伝票枚数が2,500枚程増加しているが、システム変更によるものなのか、翌年度移行の数値と比較していく。支払伝票は、負担行為者の事務の効率と、会計課での審査・保管の点から、減少させていきたい。口座情報相違による振込不能は、再調査により全て振込されている。	特になし	正確な口座情報の収集・入力に努める。支払方法に関して、現金払から口座振込への推進(資金前渡払を除く)、公共料金等の用紙払の一括口座引落し処理の検討など、効率化に向けて取り組む。	このまま継続	正確な口座情報の収集・入力に努める。支払方法に関して、現金払から口座振込への推進(資金前渡払を除く)、公共料金等の用紙払の一括口座引落し処理の検討など、効率化に向けて取り組む。	継続して実施する。

152	収入事務事業	会計課	町税等を正しく受領し収納する。収納された公金を会計・科目別に整理し、正確・迅速に出納管理をし日計を確定させる。	公金収納整理を行い、日計・月計・決算に結びつける。	目標程度	公金収納の手段として、窓口収納から口座コンビニ収納に移行している傾向にあり、収納の利便性と事務の効率化が図られている。	特になし	町税等の収納において、正確性の確保を最優先し、窓口での町公金等の受領・日計整理事務を関係課と連携を図りながら円滑に進めていく。	このまま継続	町民の方への窓口対応をはじめ、各関係課との連携を図りながら、収納業務が円滑に進められるように努める。	継続して実施する。
153	決算等の検査事務	会計課	例月検査を行い、出納閉鎖後3カ月以内に歳入・歳出額の照合・確認を行い、決算額の整理を行う。	議会の承認を得るために、当該年度の決算額の確定をおこなう。	目標程度	例月検査、決算審査にて審査を受け、監査委員から予算通り正確に収入・支出処理が行われているかの承認を受ける。監査を受けることで、事務処理の正確性を保つ事が出来る。	特になし	例月検査・決算審査にて監査委員より指摘された内容が、職員全体への周知徹底がされておらず、今後の事務改善につながっていない。公表出来る範囲で、検査での指摘事項を周知し、適正な収支執行処理を徹底していきたい。	このまま継続	適正な収納・支払が行われているか個票の審査を的確に行う。正確に例月検査資料を作成するため、月計収支額と各項数値との整合性を確認する。	継続して実施する。
154	議員活動支援事業	議会事務局	2日間で先進自治体での研修を実施。事務局は研修日程の立案や、視察受入先との連絡調整を実施。	議会運営に関する先進事例等の調査研究を行うことで、議会運営や委員会活動の活性化を図る。	目標程度	町が取り組んでいる事業について研修し、先に問題点を聞くことができた。研修成果として今後事業に活かせるよう協議した。	特になし	先進地だからというだけではなく、当町の実情にあった、まさに今行くべき場所・行うべき研修内容の選択。	このまま継続	比較的近隣の市町で行政視察を行うことで、より多くの有効性のある研修をしたい。	研修の成果を分析、政策提言に活かすとともに、視察研究成果の公表の場を設け、住民との情報共有を図る。
155	議会広報事業	議会事務局	定例会ごとに議会だよりを発行し、全世帯に配布。議会の審議内容や議員の一般質問等活動の周知を図る。HPに議会の情報を掲載する。	町民が議会の役割について知り、議員の活動の理解を深める。また、町全体の行政の内容についても関心をもつ。	目標程度	一般質問の見出しを大きくし、一般質問をメインとした紙面にした。難しい言葉に注釈をつけるようにした。HPに議長交際費、政務活動費などの掲載を開始した。	分かりにくい言葉には説明をつけてほしい。	文章の視点や表現の統一。評価の高い議会だよりを参考に、レイアウト等を改善。町民や子どもを紙面に載せることで読者増に繋がると考える。	改善して継続	議会報告会について掲載する。紙面のイメージチェンジを図る。議会HPに議会関係の条例・規程等を掲載(例規集とリンク)するなど更なる充実に努める。	広報の充実にを図る。また紙面ではポイントを押さえた、簡易で分かりやすい内容をめざし、読者を増やしたい。
156	会議録作成事業	議会事務局	業者委託により、定例会会議録の作成及び校正の実施。書面で内容について確認できるようにするほか、HPでも公開する。本会議以外の会議録も作成する。	町民はいつでも、会議録により、町の行政運営や議会の活動を、公式記録により確認できる。	目標程度	議事日程を日ごとにする事で、HPの閲覧を分かりやすくした。HPへの掲載時期を一定にした。本会議の会議録(年4回)を年間で1冊とした。	情報公開の手続きによる議事録要求(HPで確認できない方)	会議終了後、直ちに会議録を要求される場合は、すぐ対応するのが難しい。	改善して継続	音声提供、校正等の流れを迅速にしつつ正確を期す。その他の会議の会議録についてもスピード化に務める。	会議録作成のスピード化に努めると同時に、コストを削減する方法を模索する。
157	監査運営事業	議会事務局	会計管理者から提出された各種資料に基づく計数の調査、現金管理状況と現金残高の確認を行う。企画課長から各種契約状況について説明を受け、必要に応じて書類の確認を行う。	地方自治法等に則した例月出納検査等を、監査委員が円滑に実施する。	目標程度	毎月の例月出納検査にあわせて定期監査も実施した。8月には決算審査を実施。決算審査意見書の内容を分かりやすく改善した。他市町の監査のやり方について研修できた。	特になし	実践的な研修の機会が少ない。他市町の監査のやり方も参考にしたい。	このまま継続	郡内研修を充実させ、監査の精度をあげる。	最小の経費で最大の効果を上げるとともに行政組織及びその運営の合理化を図ることを留意事項として、監査、審査、検査等の高度化を推進する。
158	教育委員会運営事業	学校教育課	定例教育委員会の開催、教育委員会活動の点検・評価、委員研修を実施する。	教育委員会の円滑な運営を支援する。	目標程度	定例委員会を12回、臨時委員会を1回開催した。また、関東甲信越静教育委員連合会総会への参加をはじめ、県、及び郡教育委員研修に参加し、委員並びに事務局職員の資質向上につながる活動を行った。教育長の任期満了による新体制への移行が順調に行えた。	特になし	・定例会や研修会のほかにも委員が出席する行事などが多いため、委員の負担が大きい。 ・教育委員制度の改正に伴う教育委員の新たな役割について、更に理解を深める必要がある。	このまま継続	教育委員会の各施策・事業について点検・評価を行い、見直し改善することで、効果的な教育行政の推進を図る。	教育委員会事務局は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に依るところが大いいため、国の動向を見極めながら効率的な事務運営に努める。
159	学校施設の維持管理	学校教育課	校舎や体育館等の定期的な点検と計画的な改修を行う。また、緊急的なものは随時修繕を実施する。簡易な修繕は学校配置職員が実施し、専門的な修繕や施設警備等の業務については業者に委託する。	学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、災害時には地域住民の緊急避難場所として使用されることから、安全性や衛生面の確保が重要であり、計画に沿った施設等の修繕等を行う。	目標程度	各学校の修繕要望を取りまとめ、教育環境の充実につながるよう配慮しながら修繕等を行った。また、七井小学校屋外プールの改築工事、中学校のトイレ洋式化に伴う実施設計を行った。	保護者・学校から施設整備についての要望があった。	施設の老朽化が進んでいるため、今後、維持管理費の増加が見込まれる。	このまま継続	各学校からの要望を踏まえながら、実態を把握した上で緊急性の高いものから順次修繕を行う。また、教育環境の充実を図るため、保護者・学校等の意見を反映しながら施設の改修を検討する。	教育環境の充実のため、小学校衛生設備の改修工事、田野中・七井中武道館改修工事等を行う。また、学校施設等の現状を把握するとともに、今後の施設整備の方針について検討しながら施設の改修を検討する。
160	中学生海外派遣事業	学校教育課	町内中学生12名をイギリスのロンドン、セントアイヴスに9日間派遣し、ホームステイや学校交流活動を通して、異文化理解の重要性を学ぶ。	町内中学生の海外派遣を通し、外国の風土や歴史・文化を直接見聞し、豊かな国際感覚と郷土愛にあふれる青少年の育成を目的とする。	目標以上	当初計画のとおり、中学生12名を9日間イギリスに派遣した。学校交流活動のメニューを学校間で話し合って決定することで、事前学習や派遣生徒の英語力に合った活動を行うことができた。また、学校の協力により、交流活動の練習を校内で行うことができた。	保護者から、事前研修会でもう少し詳しい説明(持ち物等の説明)をして欲しいと要望があった。	派遣生徒は視野を広め貴重な体験を得られるが、全生徒数からすれば対象者は少数である。派遣の成果が、より多くの生徒に波及していくようにする必要がある。	他事業と統合	旅行業者と連携して現地情報を的確につかみ、安全に事業運営が進められるよう努力する。	現状維持で事業を推進したい。

161	小中学校運営事業	学校教育課	各小中学校の消耗品や、備品等をはじめとする教育分野の支出を統括する。各小中学校に技手を1名ずつ配置する。	児童生徒の円滑な学校生活を推進する。	目標程度	各学校からの要望をとりまとめ、予算編成を行い、消耗品及び備品の配備を行った。	学校から、なるべく要望通り備品等の配備を行って欲しいという意見がある。	備品の老朽化が目立ち、修繕や新規購入の要望が多いが、全てに応じることが難しい。	改善して継続	各学校のヒアリングを通じて需要の把握に努め、適切な予算執行を行う。	円滑な学校運営ができるよう、各学校のヒアリングを通じて要望を把握し、適切な予算編成を行う。
162	学力向上支援事業	学校教育課	小学3年・中学1年で学力調査を実施する。中学2年で職場体験学習マイチャレンジ事業を実施する。また、小・中全学年でQU調査を実施する。	学力調査を実施することにより、児童生徒の学力や学習の状況等を把握分析し、学習指導における改善を図り、学力向上に資する。職場体験学習の実施により、啓発的経験と進路意識の伸長を図る。	目標程度	町独自の学力調査を踏まえ、小・中学校学力調査結果報告会を開催し、各校ごとの結果分析をもとに、各学校の学習改善プランの作成を行った。このプランに基づき、教師の授業力向上のための校内研究授業や授業研究会を実施し、児童生徒一人一人の学力向上を図った。職場体験学習については、中学2年生が全員参加した。Hyper-QU調査については、学級集団の傾向を把握し、学校生活に意欲をもたせることで、学級経営の改善つなげた。	特になし	全国・県平均の正答率を上回る成果を上げている学年や教科、領域もある一方、課題のある部分もある。PDCAサイクルを複数回実施し、児童生徒一人ひとりに結果をフィードバックすると同時に、指導者自らの指導改善を図る取組を行い、更に学力向上を図る。また、職場体験学習については質の向上と新規受入事業所の開拓が課題である。	他事業と統合	小学校1～6年で第2回学力調査を実施し、学力向上について検証するとともに、指導力改善に努める。	内容を継続して進め、PDCAサイクルの確実な運営を支援し、児童生徒一人一人の学力向上及び指導者の指導力改善に努めたい。
163	指導助手・ALT等関連事業	学校教育課	各小中学校に指導助手、ALT(外国語指導助手)及び専門教諭のいない中学校に書道・陶芸を担当する非常勤講師を配置する。	児童生徒の自己教育力の向上及び学習内容を充実させるために、各学校に人的配置を行う。	目標程度	・小学校に10名、中学校に5名の指導助手を配置したことで、特別な支援を必要とする児童生徒や通常学級の児童生徒にきめ細やかな指導をすることができた。また、各中学校に陶芸講師を、田野中に書道講師を配置した。 ・H28年度は小学校に3名、中学校に2名のALT(外国語指導助手)を配置した。	特になし	・次年度の指導助手募集の際、募集要項に面接試験日を設定して記載するよう改善する。また、必要に応じて二次募集をかけるなどして指導助手の確実な確保を目指す。 ・H28年度に開催した指導助手研修会において、指導助手から様々な要望や意見が挙げられた。それらについて改善を図る。	他事業と統合	・指導助手配置数は小学校はH28年度と同数の10名、中学校は1名増加の6名を配置する。 ・各中学校へ陶芸講師、田野中へ書道講師を配置する。 ・ALT配置数はH28年度と同数である。(小学校3名、中学校2名)	内容を継続して進める。
164	不登校対策及び教育相談関連事業	学校教育課	学校生活適応指導教室(つばさ教室)を設置し、学校との連携の外、児童生徒の学校復帰を目指し、随時各種の教育相談を実施する。	不登校児童生徒が学校生活に適応できるようにするための支援体制をつくる。また、随時、教育相談を行い、問題行動等を早期発見する。	目標程度	・適応指導教室の職員の指導により、今年度の入級者全員が、入級当時よりも表情や気持ちの面で良い変化がみられるようになり、学校への部分復帰することができた。また、入級者のうち、中学3年生の1名は高校進学が決定した。 ・適応指導教室運営委員会を開催し、各学校と情報の共有をすることができた。	特になし	教室の運営に必要な消耗品や備品管理を徹底する。(必要な備品の購入、廃棄処分の推進等)	他事業と統合	・H29年度も引き続き、適応指導教室運営委員会を開催し、各校と情報交換する機会を設ける。	内容を継続して進め、不登校になった児童生徒に対して、自立支援に努めたい。
165	児童生徒の就学支援事業	学校教育課	要保護・準要保護児童生徒、特別支援学級の在籍児童生徒等の保護者に対し、学用品費等の支援をする。	児童生徒の教育活動に必要な諸費用を支援することにより、保護者の経済的な負担を軽減し、児童生徒が安心して就学できるようにする。	目標程度	・要保護及び準要保護児童生徒就学援助費交付要綱の改正を行い、就学援助費の支給の流れを明確にすることができた。 ・特別支援教育においては、教育支援委員会での判定やその後の教育相談の結果を基に、児童生徒に最も適切な判定を行うことができた。	・要保護及び準要保護児童生徒就学援助費交付要綱及び事務マニュアルと、特別支援教育就学奨励費交付要綱及び事務マニュアルを見直した。	・要保護・準要保護児童生徒就学援助会議において、民生委員及び学校から出た意見を踏まえ、児童生徒の現状把握に努め、必要に応じて要綱の改正等の改善を図る。	このまま継続	・生活保護法の改正等の動向を注視し、必要に応じて要保護・準要保護児童生徒就学援助費交付要綱の見直しを行う。 ・特別支援教育就学奨励費交付要綱の改正を行い、事務処理の手続き等の明確化・効率化を向上させる。	内容を継続して進める。

166	学校安全体制整備関連事業	学校教育課	スクールガードリーダーを中心に防犯教室や交通安全教室を開催する。また、スクールガードが登下校中、立哨や巡回をすることによって、児童生徒の安全を確保する。	通行車輛または不審者等から児童生徒を守るために、学校内や登下校時の安全を確保する。	目標程度	スクールガードが年間1人当たり平均163日、登下校中の児童生徒へ見守り活動を行ったため、重大な事故の発生はなかった。スクールガードの人数を増加させるため、H28年度より1日入学時に保護者あて勧誘チラシを配布した。	議員や町民から通学路の安全安心に対し要望が出ている。(歩道整備や防犯灯の設置)	スクールガードの高齢化や新規人員確保が課題である。	他事業と統合	・通学路の安全安心を高めるため、益子町通学路安全対策推進協議会と連携しながら、学校・警察・道路管理者・スクールガードリーダーが一丸となって、危険箇所の把握や合同点検並びに安全対策を進めていく。また昨年度、益子町通学路安全対策推進協議会にて公表した箇所の現状確認、新規危険箇所の把握・合同点検の実施に取り組む。 ・新規スクールガード確保のため、H29年度も引き続き、勧誘チラシを配布する。	通学路における児童生徒の安全対策については、町民・議会から年々ニーズが高まっていることから、危険箇所の把握や地元からの要望をしっかりと受け止め、関係機関へ積極的に伝えていく。
167	学校保健関連事務事業	学校教育課	教職員、児童生徒を対象とした健康診断を行う。	教職員及び児童生徒の疾病を早期に発見し、健康の維持に努める。インフルエンザ等の集団感染を防止するため、関係機関と連携を密にし、早期発見・治療に努める。	目標程度	各健康診断は、すべて予定通りに実施した。要精検者に対しては、速やかに医療機関で受診するよう学校を通し通知した。	特になし	教員の人員削減と業務量の増加により要観察者、要精検者の増加が懸念される。	他事業と統合	要観察、要精検者数を減らすため、保健センター・健診機関・学校・学校医と連携を図り、該当者に対し適切な指導を行えるよう体制を整える。また、H29年度から新たに教職員大腸がん検診、ストレスチェックを導入する。	学校保健安全法や各小中学校養護教諭との意見交換の場を設け、学校現場の声を聞きながら、適切に進める。
168	学校関連調査報告事務事業	学校教育課	各関係機関との調査・報告事務を行う。教科書・一般図書の無償給与事務を行う。児童生徒の学籍・就学関係事務を行う。	学校関係の調査・研修の実施により教職員の資質の向上を図る。また、転出・転入・新規入学の児童生徒をスムーズに学校へ就学させる。	目標程度	教科書無償給与事務について、学校現場で教科書給与システムの不具合が生じたが、大きな問題も生じず、スムーズに事務を遂行することが出来た。また、業務については増加傾向にある。	学校現場から調査業務が多いという声があがっている。	国や県からの調査業務を削減してもらおうことが課題である。	他事業と統合	学校教員が回答に要する調査時間に余裕をつくるため、県教委からの調査依頼を受信次第、速やかに学校へ送信する。また、紙ではなく、できるだけデータで業務のやりとりを行い簡素化を図る。	学校教員との連携を密にし、調査事務の効率化を図る。
169	副読本編集事業	学校教育課	年に数回、編集委員会を開き、編集委員が2か年度をかけて副読本の内容(資料、写真、データ等)を改訂する。	児童生徒が、生まれ育った郷土の歴史や文化を正しく理解し、郷土愛や豊かな人間性を持つことができるようにする。	目標程度	今年度は、副読本編集委員会を小学校で計3回、中学校で計2回開催した。各編集委員から出された、現在の副読本の改善点をまとめ、次年度の本格的な改訂に向け進めることができた。	特になし	中学校副読本を益子検定の参考資料として使用できるよう、一般販売できるよう検討していく。	改善して継続	小学校、中学校共に、副読本編集委員会の開催回数を増やし、1年間かけて副読本の改訂を行う。	H32年度から小学校の学習指導要領が新しくなるため、それに沿った内容の副読本に改訂していく。
170	給食センターの維持管理事業	学校教育課	調理及び配送業務は民間委託をしている。2,030食/日 年間給食日数 195日	町内小中学校の児童生徒に、安全・安心で栄養バランスのとれた給食を提供する。	目標程度	平成26年度で3年間の調理業務等民間委託が終了し、第2期目(平成27年度から5年間)の民間委託が開始された。指名型プロポーザル方式により引き続きイトランド(株)に民間委託しているが、大きな事故等がなく円滑に給食の提供をすることができた。県の補助事業にも取り組み、地産地消・食育活動も推進できた。	・地産地消の向上を図り、食育の推進に努める。 ・安心・安全で栄養バランスのとれた、おいしい給食を提供する。 ・道の駅の商品を給食に取り入れられないかとの要望がある。 ・小学校からは、1年生の入学当初を簡易給食にしてほしいなどの要望がある。	県の補助事「とちぎの地産地消学校給食推進事業」を実施し、地産地消率の向上を期待したが、天候不順のために地場産物が品薄で結果に結びつかなかった。また、補助事業の基準額を超えるよう給食を提供したために、給食費をかなり圧迫してしまった。しかし、県内産の高価な食材を使用したり、生産者による授業や食育だよりを発行したりして良い面もあった。今後も、県の補助事業を実施する場合には、農政課と連携を密にし実施していく必要がある。	改善して継続	学校給食の副食における地産地消率が、春から夏にかけてかなり落ち込み時期によるばらつきがある。JA・県・生産者などと需要と供給について連携をとり、地場農産物の利用及び流通経路の拡大を図っていく。天候不順による地場産物不足、価格高騰にも適切に対応していく。給食の献立としては、小学校1年生の入学当初を簡易給食にする予定である。	給食センターは平成14年に建設され、10年以上経過しているため建物や調理機器の修繕等が増えてきている。計画的な修繕や、調理機器の入れ替えを考える。
171	生涯学習総合企画調整事業	生涯学習課	生涯学習の年間活動計画の設定や、益子町生涯学習推進本部会において生涯学習の推進方策を協議決定する。	町の生涯学習を総合的に推進するために年度ごとに適切な量(メニュー)を設定する。	目標程度	生涯学習推進本部会は年1回開催した。生涯学習地区推進会は以前は改善センター、中央公民館、あぐり館の3地区で開催していたが、中央公民館での合同開催を継続した。	地方創生時代のニーズに合わせ、地域住民が自ら考え行動する地域ごとのまちづくりを生涯学習を手段として協働の視点で取り組む。	平成24年の行政組織改革により課長補佐で構成されていた幹事会が廃止となり具体的な計画を考案する組織がないため本部会で協議する必要があるが、効率化を図るため会議を1回のみで開催している。したがって、会議内容を充実させる必要がある。	このまま継続	生涯学習推進本部会と生涯学習推進協議会が連携を図りながら、町全体の生涯学習の方向性を検討し、総合的に企画調整を行う。	前年度同様に実施していく。

172	生涯学習推進協議会運営事業	生涯学習課	生涯学習推進協議会を設置し、生涯学習に関する施策について、委員からの意見を求めるとともに、総合的に整備、充実する方策を研究協議する。また、報酬の支払いや研修の計画・同行を行う。	生涯学習推進協議会委員を通じて広く町民の意見を聴き、生涯学習に関する施策に反映させる。	目標程度	町民のついででは、昨年度に引き続きボランティア団体活動発表会を開催し、各団体の活動を紹介することにより生涯学習活動に興味を持つきっかけづくりを行った。昨年度と同内容のため、協議会委員による大会運営も滞りなく進められた。	特になし	生涯学習の推進について推進組織の企画や総合的な企画運営を行うため、生涯学習関係団体の実践者等から選出される委員により町内の情報交換を行うとともに、他市町の事例を研究し協議を行う。	このまま継続	会議時に活発な意見交換を行うため、他市町の事例を紹介するなど積極的な情報提供を行う。	前年度同様に実施する。
173	生涯学習推進組織の運営事業	生涯学習課	各自治会及び中学校区に生涯学習推進員研修及び生涯学習地区推進員を設置するとともに、資質・能力を養うための研修を開催する。	住民の学習活動の企画を支援するため、自治会や地区に生涯学習推進員及び地区推進員を配置し、資質・能力をつける	目標程度	生涯学習推進員研修にて大学教員を招き専門的かつ生涯学習に親しみを持てる研修を実施し、研修参加者から高評価を得ることが出来た。それにより、H25年度2地区のみで開催した地区推進員主催事業も引き続き3地区で開催する運びとなり研修の成果が向上した。	研修会では大学教員レベルの専門家による基礎講話や活動事例発表など、専門知識の習得と即実行に移せるような実践的な研修が求められている。	推進員の活動は長期的に行い自治会内の課題を把握・解決するとともに、自身のスキルアップも行っていく必要がある。しかし、自治会長の任期に伴い任期中に退任する推進員が多く推進が図れていない現状があり、設置要綱は改正したがまだ全体には浸透していないと考えられる。	このまま継続	年に4回開催している推進員研修以外にも、日本遺産登録の動きに関連し、歴史講座の案内等により、文化財を活用した地域づくりを提案していきたい。	前年度同様に実施する。
174	生涯学習広報事業	生涯学習課	生涯学習振興大会の開催をする。生涯学習関連情報を広報ましこに毎月、町ホームページ、フェイスブックに随時掲載する。	町民の生涯学習についての興味関心を高める。	目標程度	生涯学習振興大会は27年度に引き続き、町民センターにてボランティア団体活動発表会を行い、町内で活動する団体やボランティア活動について周知した。また、ホームページやフェイスブックを活用し、各種イベントやいきいき講座・自主教室等を幅広い年代に周知できた。	スマートフォンの普及により町ホームページやフェイスブックへの反響が増加したが、防災無線でイベントの告知をして欲しいという要望もある。	現在利用している広報ましこ、広報ましこお知らせ版、防災無線、町ホームページ、フェイスブックのそれぞれの性質をよく理解し情報発信する必要がある。	このまま継続	予算や情報量が限られる生涯学習振興大会、広報ましこ他、特にホームページやフェイスブックを活用して広報を実施する。それぞれの読者のターゲットとなる層が異なるため性質を理解し、効果的な広報媒体を選択、活用する。すでに公開されているホームページの情報の更新及び、掲載されていない事業についても広報を行う。	前年度同様に実施する。
175	学社連携・融合事業	生涯学習課	学校支援ボランティアとコーディネーター、地域連携教員の連携を強化し情報交換を行うため交流会を開催する。各校での活動をまとめた広報誌を発行する。	地域の教育力として学校支援ボランティアの充実を図り、児童生徒が受ける教育の質を向上させるとともに、地域住民は生涯学習を通して地域社会へ参画する。	目標程度	平成26年度から各校に配置された地域連携教員との連携が求められており、ボランティア、コーディネーター、教員が一堂に会してそれぞれの立場から現実維持が妥当であるが、地域連携教員から支援の依頼が数件あり情報提供や講師派遣を行った。	地域連携教員は配置されて間もない制度のため積極的な支援が求められている。市町生涯学習課としての支援や情報提供の方法を検討し連携を強化することが必要である。	地域連携教員は学級担任を兼務している場合、活動可能な時間が限られるため効率的な活動が必要となる。今後の活動方針も見極める必要がある。	このまま継続	懇談会開催や広報紙発行と合わせてコーディネーターや地域連携教員と連携を図りながら各学校における活動を支援する。また、平成27年12月の中央教育審議会にて新しい時代の推進方針が答申されており、地域と学校の協働体制など時代の変化に伴う方策を検討する。	各学校の特色を活かした活動が展開できるようコーディネーターや地域連携教員への支援を行う。町内小中学校間のつながりを維持する。
176	学習活動支援事業	生涯学習課	学習ガイドブック作成を作成する。自主教室、いきいき講座の普及推進を図る。	町民や幼稚園・保育園・学校等地域の人々に様々な学習機会を提供する。	目標程度	いきいき講座は開催数、参加者数ともに増加している。自主教室の開催数は施設の空き状況から現状維持が妥当であるが、各教室所属者が高齢化等で全体的に減少している。	自主教室は受講生の不足や講師の不在など教室のよってそれぞれの課題を抱えているケースが多い。そのため、個々の教室にあったきめ細かな支援が求められている。	いきいき講座、自主教室共に長年継続されている講座が多く新たな分野や講師の講座を開設し幅広い学習を提供することも重要である。また活用されていないいきいき講座もあるため、多くの講座が活用されるよう促す必要がある。また活用されていないいきいき講座もあるため、多くの講座が活用されるよう促す必要がある。	このまま継続	いきいき講座、自主教室共に長年継続されている講座が多く新たな分野や講師の講座を開設し幅広い学習を提供することも重要である。また活用されていないいきいき講座もあるため、多くの講座が活用されるよう促す必要がある。また、中央公民館は施設予約が取りにくい状況にあるため、あぐり館や改善センターでの開催も促す。	自主教室は50講座程度で推移、いきいき講座町民編は講座の質に重点を置きすべての講座が活用されるようにする。また、町民講師はニーズ等に合わせて新たな人材を登用する。
177	改善センター事務事業	生涯学習課	主に田野地区住民に学習の場や情報の提供・相談等を行う。(センター主催事業、南部地区ぐるみ体育祭、高齢者学級)また、事務局として各種団体の支援を行う。(自治会長協議会、遺族会、消防団後援会)	田野地区の住民を主な対象に、身近な施設で生涯学習について学び、体験することによって、個人の生活の充実、変化への対応、生涯活躍、一人一人がまちづくりに参加できるようにする。	目標以上	参加者のアンケートを考慮し企画した結果とても好評だった。また、参加者が多くお断りした講座もあった。今後とも魅力のある講座を企画し実施する。	調理器具が少ないので利用したいができない(電気オーブンなど)との声がある。	社会情勢の変化により、講座、学級に求められるものは変化してきているため、アンケート等を活用してより多くの参加者が参加できるようなものを企画する必要がある。	改善して継続	情報収集や他地域の事例研究を行い、魅力ある講座を計画、実施していく。	前年度同様に実施する。
178	改善センター施設管理事業	生涯学習課	施設の維持管理業務、センター貸し付け業務、地域住民の利便性を図るための各課関連受付業務を行う。	地域住民に対して学んだり交流を深めたりする場所として有効に使用できるようにする。	目標以上	夜間や祝祭日の施設管理を委託していることで、利用者の利便性を図った。	特になし	今後も利用者が利用しやすい施設にしていくとともに、利用者増を図るため、限りある予算を適切に活用し施設の維持管理をしていく必要がある。	改善して継続	施設の維持管理技術の習得や、他施設の情報収集につとめ、住民にとってより利用しやすい施設となるようにする。	前年度同様に実施する。

179	あぐり館事務事業	生涯学習課	七井地区住民に学習の場や情報の提供・相談等を行う。(あぐり館主催事業、北部地区ぐるみ体育祭、七井地区高齢者学級)また、地区ぐるみ体育祭については北部地区ぐるみ協議会が主催し、生涯学習課は事務局として各団体の支援を行う。(北部地区自治会長連絡協議会)	七井地区の住民を主な対象に、身近な施設で生涯学習について学び、体験できるようにする。	目標程度	主催教室のそば打ち教室を13回開催したところ参加延べ人数は受講生260人、スタッフ42人、計302人となった。食の視点から健康づくりを思考し、参加者同士のコミュニケーションを図るとともに、地産地消を推進し地域のきずなを醸成することができた。	特になし	毎開催時において、定員を超える申し込みがあることから、定員+5名で対応しているところであるが、受け入れスペースの構造上、毎開催時何名かの方にお断りしている状況である。	このまま継続	29年度は、そば打ち教室に加えパン作り教室を開催する予定である。引き続き参加者等に聞き取り調査などを実施するなど、住民ニーズを把握し講座開設を考える。	住民ニーズを把握し講座開設を考える。
180	あぐり館施設管理業務	生涯学習課	施設の維持管理業務、あぐり館使用のため貸し付け業務、地域住民の利便性を図るための各課関連受付業務を行う。	地域住民に対して学んだり交流を深めたりする場として有効に利用できるようにする。	目標程度	夜間や祝祭日の施設管理を委託していることで、利用者の利便性を図った。	特になし	今後も利用者が利用しやすい施設にしていくとともに、利用者増を図るため、限りある予算を適切に活用し施設の維持管理をしていく必要がある。	このまま継続	施設の維持管理技術の習得や、他施設の情報収集に努め、住民にとってより利用しやすい施設となるようにする。	前年度同様に実施する。
181	社会教育委員会運営事業	生涯学習課	年2回の社会教育委員会、年1回の公民館運営審議会の資料作成や日程調整を行うとともに開催する。	委員に生涯学習課事業についての説明をし、適切な意見・判断を求めるとともに、委員会運営を円滑に進める。委員の意見を参考にし、社会教育事業を実施する。	目標程度	委員会・審議会を予定通り開催することができた。また、委員会・審議会の開催曜日・時間等を調整したことにより出席率も上がり、多くの委員から意見を求めることができた。	特になし	会議の開催回数が限られているため、重点事業の説明が中心となり出席委員に社会教育事業全般について説明することが難しい。	このまま継続	社会教育委員会、公民館運営審議会の位置づけを明確にし、会議をなお一層活性化するために適切な資料作成を行う。	年2回の社会教育委員会、年1回の公民館運営審議会を開催する。
182	家庭教育学級開催事業	生涯学習課	学級講座開設に当たり、指導・助言並びに実施内容の検討と助言を行う。	親及び親に準ずる人を対象に、家庭における子供の教育を行うのに必要な知識や技術を習得する機会を提供し、幼児から中学生の教育についての理解を含め、家庭教育力の再生を図る。	目標以上	家庭教育学級の担当者会議を開催し、家庭教育学級の取り組み方や講座の中に食育と読書を組み入れるよう依頼した。	特になし	中学校での取り組みが、授業カリキュラムとの関係もあり、実施回数は中学校については、減らすことも考慮する必要がある。	このまま継続	学習主題の明確化を図り、学習者のニーズに応じたものをよく検討調整し家庭教育学級の講座として適切なものを計画するよう指導助言する。	前年度同様に実施する。
183	子ども会育成会支援事業	生涯学習課	育成会長研修会や、ましこいきいきトライヤルスクールを開催する。(小学1年~6年生が対象)ジュニアリーダーズクラブ(高校生)また、ユースリーダーズクラブ(18歳~30歳)を育成する。	子ども会育成会の基本的な役割や、子どもたちのより良い理解者としての資質を養うために、ジュニアリーダー、ユースリーダーの相互協力と連携により、活動の充実を図り、未来を担う健全な青少年の育成に努める。	目標程度	参加申込者が34名と目標の30名を超える申込者が得られた。また、講座について、選択制ではなく原則すべての事業の参加にすることで、他の学校の児童との交流を図ることができた。	特になし	実施日による、参加者数の開きがかった。開催日時や講座の内容を検討する必要がある。	改善して継続	事業内容について、新ましこ未来計画「遊びの達人」事業との調整を図りながら実施する。	新ましこ未来計画との関連を図るとともに、事業を通してジュニアリーダーズクラブ、ユースリーダーズクラブの育成に力を入れる。
184	PTA活動支援事業	生涯学習課	総会・役員会・研修会等の開催及び取りまとめを行うとともに、事業の開催にあたっての学校関係者との打ち合わせ、通知の作成、発送業務を行う。補助金及び交付金の概算払いや精算を行う。	町内小中高のPTAの連携を強化し、青少年育成を図る。	目標程度	研修会の開催を青少年育成事業と合同で開催した。また生徒会の生徒を対象に実施してきた3中学校サミット研修会を今年度から3中学校サミット・リーダー研修会とし、生徒会以外の生徒も対象とした。この事業は、学校とは違う環境での宿泊学習を通して、交流活動や研修の機会を与えることにより、自立心、責任感、社会性を培うものであり、自らの学校や地域に対する想いなどを真剣に考え、将来、地域社会に大きく貢献できる人材を育成することを目的として行った。	保護者から研修会や講演会の動員が多いとの意見があった。	研修会等における参加者の獲得方法について検討する必要がある。	このまま継続	研修会の開催を青少年育成事業と合同で行い、より質の高い講師を招へいし参加者の獲得を図る。また、関係機関との連携を密にする。	会議・研修等の開催において適切な調整を行い、参加者数を増加する。
185	女性団体連絡協議会支援事業	生涯学習課	会議の開催、補助金の交付、研修会等開催を提案、及び取りまとめを行う。また、町民が楽しく参加できるみんなの集いを開催する。	女性団体の育成・支援を行い、女性の社会進出を促進する。	目標程度	新ましこ未来計画への政策提言、青少年育成健全大会共催、陶の郷混声合唱団結成により町民音楽祭共催、議場コンサート出演、はが路ふれあいマラソンの応援、町民のつどい参加協力などを行い、女性団体の活動を地域に発信することができた。	特になし	今後さらに多くの人が参加できる事業を考えていく。	休止・廃止	平成28年度の事業を分析検討し、その反省の上に、みんなのつどいinましこ、陶の郷混声合唱団設立、はが路ふれあいマラソン応援、青少年健全育成大会及び町民のつどい参加協力等を実施する。	事業を通し、町民に対して男女共同参画社会の意識づけを行う。

186	青少年健全育成事業	生涯学習課	青少年健全育成大会、地域懇談会、有害図書立入調査、街頭パトロールを実施するとともに、地域住民への青少年健全育成の普及・啓発を図る。	地域住民が一体となって青少年の健全育成に取り組む。	目標程度	青少年健全育成大会において、講演会をPTA連絡協議会と共催することで来場者を増やし、より質の高い講師を招へいし内容を充実させた。また家庭の日作文コンクールの発表について、小中学生だけでなく高校生の発表も行った。	特になし	青少年健全育成大会の参加者が前年より増加したが、さらに多くの町民が青少年育成を地域ぐるみで行うために参加者を増やす。	このまま継続	今まで同様の事業を実施するが、青少年健全育成大会の参加者を増やすよう、広報活動等を活発に行うほか、他団体と共催することで予算を増額し、講演会の内容を充実させる。青少年を取り巻く環境が改善されているため、街頭パトロール事業の廃止するほか、立入調査回数を減らす。	前年度同様に事業を行う。
187	男女共同参画社会づくり事業	生涯学習課	男女平等の社会の実現を図るための、普及・啓発活動を行う。	男女が社会の対等な構成員として自らの意志によってあらゆる分野において活動に参画する機会が確保される社会の実現を図る。	目標未達成	男女共同参画社会実現のため、広報等の啓発を行う。また第2期ましこ男女共同参画プランを新たに策定し、定めた数値目標実現のため、関係団体等と協働で計画の推進を図る。	特になし	本町において委員会等の女性登用率が他市町より低い現状にある。	改善して継続	広報紙やパンフレットなどで定期的に啓発活動を実施するとともに、第2期ましこ男女共同参画プランの概要版などを作成し周知に努める。	前年度同様に事業を行う。
188	成人式開催事業	生涯学習課	二十歳のつどい実行委員会を開催する。また、各関係機関へ該当者の報告を依頼するとともに、名簿の作成、しおり作成、通知作成、発送事務、記念品の物品購入の関係事務、記念品の発送事務を行う。	成人となった若者たちに大人としての自覚と責任を促す。	目標程度	二十歳のつどいに向け、各関係機関との連絡を密にし、実行委員会を立ち上げ、開催した。	特になし	毎年アトラクション等に代わり映えがなく、同じような式典が続いている。	このまま継続	成人者が、積極的に式典やアトラクションの内容等を考えられるよう指導・改善を図る。	二十歳のつどい参加率の向上に努める。
189	図書室企画運営管理事業	生涯学習課	蔵書の充実、貸出、返却処理、予約、他館からの貸出処理、購入等の事務処理を行う。	住民の読書意欲を向上させる。	目標程度	新着図書の紹介掲示や利用しやすい図書室づくりを目指すとともに、リクエストカードによる要望に柔軟に応えられるよう図書の知識を高めることに努めた。また、11月末に蔵書点検を実施した。	蔵書の整理に努めてほしい。	図書室の構造上(書庫・スペース等なし)、蔵書を増やすのに限りがある。	このまま継続	リクエストカードの利用などにより住民の求める図書を把握し、図書の選定・発注を行う。また、ボランティアの方との打ち合わせ等を積極的に行い、情報の共有をしながら蔵書整理等を行う。	図書に関する知識を深め、図書室利用者の増加に努める。
190	主催教室講座開催事業	生涯学習課	主催教室の立案や開催準備を行うとともに、実施内容の検討、講師依頼、謝礼金の出勤事務を行う。また、参加者の募集、通知作成、発送事務を行う。	教室に参加することにより、住民の交流、住民の知識、技能習得を支援する。	目標程度	本年度は例年実施している読書感想文教室、自然観察教室、親子読書教室、女性講座のほか、太極拳教室、料理教室を実施した。	特になし	参加者の獲得や、講師の確保に努める。	このまま継続	高齢者を指導者に迎え、暮らしに役立つ講座を企画立案する。アンケートなどを参考に開催日時・回数等を考慮し、より多くの参加者を募るよう努める。	情報収集や教室開催時の広報活動に力を入れる。
191	高齢者学級開催事業	生涯学習課	高齢者に関する講話、教室、日帰り研修の実施。保健師の指導による寝たきり防止の健康体操の実施など。	高齢者に生きがいと健康を得られるように、また交流を深められるようにする。	目標未達成	高齢者が興味を持てるような講座・研修を企画立案し、年間8回行った。今年度は日帰り研修を1回にし、事業負担を軽減した。	特になし	近年、いきいきクラブ(高齢者学級と連携)に入会する高齢者が減少している。また加入中の高齢者が高齢化、病気等の理由で退会傾向にある。	このまま継続	関係機関との連絡調整、新規会加入者の獲得のための周知をする。	高齢者のニーズに応えられるよう、関係機関と連携を取りながら高齢者学級の開催を企画立案する。
192	地域コミュニティ事業	生涯学習課	中部地区ぐるみ体育祭を開催する。(中部地区ぐるみ協議会が主催)事務局は事業企画を立案し、協議会は事業内容の決定等を行う。また、事前の準備や当日の運営は、協働で行う。さらに、花いっぱい運動コンクール、研修会を開催するとともに、備品・設備等の助成を行いコミュニティ活動を充実させる。	地域住民の親睦を深めるとともに、健全な心身を養うこと、また自然保護や道路愛護の気持ちを育むことを目的に地域住民の連帯感の高揚を図り、コミュニティ活動を活性化させる。	目標程度	平成27年度に引き続いて「第2回綱引き・大縄跳び益子町NO.1決定戦」を実施した。	規模の小さな自治会から、人数が少ない自治会でも参加しやすい競技種目を検討してほしいとの意見がある。	花いっぱい運動コンクールの広報PRをより強化し、参加団体の更なる増加を目指していく。また、地区ぐるみ体育祭について、参加が難しいブロックが出てきているため、ブロックの統合や競技種目や実施方法を見直しする必要がある。	改善して継続	地区ぐるみ体育祭について、競技に参加しやすいように参加ブロックと協議しながら実施方法を検討する。	継続して地区ぐるみ体育祭が実施できるよう、ブロック編成や実施方法等を見直す。
193	中央公民館バス運行維持管理事業	生涯学習課	バス利用にあたり、利用者が適当であるか、運行行程に無理はないかを審査し、適切であれば運行を行う。また、安全走行のため、定期点検や適切な修繕を行う。	住民がバスを利用した研修を行うことにより見識を深めるとともに、研修で得た知識を社会活動に活用できるようにする。	目標程度	無理のない運行と安全な運行を実施した。	特になし	利用者のニーズに全て応えると安全管理面で無理な行程になるので、利用者への説明を行わなければならない。バスの老朽化が心配である。	このまま継続	無理のない運行と安全な運行を行う。	前年度同様に実施する。

194	ましこ花のまちづくり事業	生涯学習課	花の町づくりを実施するため、「花畑イベント」「施設・団体」「フラワーボランティア」の3本柱を中心に、町全域に花いっぱい運動を展開し、花で包まれた美しい町を目指す。	花で包まれた美しい益子を目指すとともに、交流人口の増加を図る。また、住民自ら実施することにより、自然環境の保全や環境美化意識の高揚を図る。	目標程度	大規模花畑でひまわりについては、台風9号により2日間のみ開催となった。コスモスについては予定どおり16日間開催した。また、道の駅オープンにより来場者増を見込み、コスモスの駐車面積を増設した。さらに、道の駅の渋滞を避けるために、田野橋のたもとから東田井へ進入路を変更した。	大規模花畑(ひまわり・コスモス祭り)経済効果(費用対効果)について検討する。	ひまわりの開花が想定よりも早く咲いてしまった(空梅雨のため)。コスモスの出来映えは、今までで一番悪かった。(9月中晴れ間が4日間しかなかった)また、ひまわり期間中、台風によりテントが被災した。	改善して継続	大規模花畑(ひまわり祭り・コスモス祭り)イベントを実施するとともに、町内の各種団体に働きかけ、花を活かしたまちづくりを推進する。また、ひまわりを通して連携した野木町、上三川町とともにイベントをPRしていく。小宅古墳群の桜・菜の花についても、備品や人的事で支援していく。	前年度同様に大規模花畑(ひまわり祭り・コスモス祭り)イベントを実施するとともに、町内の各種団体に働きかけ、花を活かした美しいまちづくりを推進する。また、ひまわりを通して連携した野木町、上三川町とともにイベントをPRしていく。花畑イベントの駐車場ぬかみ対策に養生パネルを追加購入していく。平成30年度の減反政策終了後のイベント開催の方向性についてそれぞれの実行委員会と協議する。
195	町民大学開設業務事業【新未来】	生涯学習課	講座数・各講座テーマ設定、講師選定、募集要項の作成を行う。	平成29年9月開講に向け、平成29年3月末までにカリキュラム案や募集要項案を作成し、民間の講師依頼を行うようにする。	目標程度	業務の効率性を上げるため、講師の依頼を、該当講師の他の講演会を利用して行った。	カリキュラム内容を前回と比べ大幅に変更した。(ワークショップ形式の導入、地理・歴史・文化部門の追加、現地視察、町内実践者活動紹介)	特に無し	このまま継続	引き続き、同様の取組を行う。	平成29年度から4年間町民大学を継続し、カリキュラムテーマや講師も同様とする。
196	文化財保護審議会の運営事業	生涯学習課	文化財保護審議会の招集、議事の取りまとめ等を行う。審議会に必要な資料等を収集する。	文化財保護審議会の円滑な運営を支援することにより、各委員の文化財の保存や活用に関する見識を深めることができるようにする。	目標程度	文化財に関する研修会や宿泊研修に参加、文化財防火訓練に立ち会うなど、審議委員の見識を深める支援ができた。また、山本八幡宮を町指定文化財に指定した。	特になし	特になし	このまま継続	年3回の審議会の開催や宿泊研修、文化財防火訓練に積極的な参加を促す。	前年度方針を継続して実施する。
197	文化財の保護管理事業	生涯学習課	指定文化財に対し、国・県・町の補助金を活用し保存修理事業を実施する。また、史跡の管理団体及び民俗文化財の継承団体を援助する。	文化財保存修理補助金、伝統芸能振興交付金を交付するなど、文化財や伝統芸能の保護・保存に努め後世に継承する。	目標程度	宇都宮家の墓所の枯れてしまったケヤキの伐採を行い、墓の保護と見学者の安全を確保できた。また、伝統芸能の保護・保存の一助として補助金を交付しているが、積極的な活動がみられた。特に28年度に実施した伝統芸能フェスティバルでは多数の団体が出演し盛大に開催することができた。	専門職員の確保	文化財の保存修理は、所有者の負担がないと実施できないため、所有者との連携と計画的な文化財の改修工事が課題である。また、文化財案内板が老朽化しており、更新の必要がある。	このまま継続	平成29年度は県指定の参考館上台茅葺屋根修繕の2か年目となる。また、山本八幡宮の屋根の修理も実施する。老朽化している文化財も多いため所有者と相談しながら計画的に保存修理ができるよう連携する。民俗芸能等維持保存交付金は、交付団体を増やして交付する。	文化財の破損状況等を正確に把握し、適正な保存修理ができるよう所有者等と連携をとる。
198	埋蔵文化財の保護事業	生涯学習課	土地の開発事業者に対し、埋蔵文化財包蔵地の照会を行い、必要に応じ届出の指導、現地確認・指導を行う。	土地の開発事業者に対し、埋蔵文化財包蔵地の照会を行い、必要に応じ届出の指導、現地確認・指導を行う。	目標程度	企画課、建設課と連携し土地の開発事業者に対し、埋蔵文化財包蔵地の照会を行い、必要に応じ届出の指導、現地確認・指導を行った。	地蔵院周辺の整備について要望がある。	特になし	このまま継続	継続して実施する。	継続して実施する。
199	町民会館及び中央公民館の施設維持管理事業	生涯学習課	施設の安全維持のため、各種専門業者に管理や点検などを委託し、点検等で異常があった場合には速やかに修理、修繕を行う。利用者が快適に利用できるよう会館の環境を整える。	町民会館及び中央公民館を利用する人が、安全で効率的に利用できるようにする。	目標以上	事故発生がなく、利用者の安全確保ができた。経年劣化に伴う会館屋根塗装、変電設備改修、ホールドエレベーター改修、冷温水機修繕を実施した。舞台業務については、業者委託することにより、安定したサービスの提供を行った。	特になし	施設、設備が築28年となり、経年劣化により老朽化しているため、計画的な改修や更新が必要である。	このまま継続	町民会館舞台照明更新工事、エレベーター更新工事、駐車場照明器具交換工事等を実施し、安全性と利便性の確保に努める。委託業務については、引き続き継続で委託し、安定したサービスと維持管理に努める。	経年劣化による老朽化が著しいため、優先順位を決めて計画的に改修を行う。
200	町民会館の自主事業	生涯学習課	町音楽祭、アマチュアバンドコンサート、芸術鑑賞教室、プロの演奏家によるコンサートを実施する。	住民一人一人に優れた芸術にふれる機会、発表する機会を提供する。	目標程度	音楽鑑賞教室は児童生徒を対象に実施するが、空席については保護者に開放した。町音楽祭は子供と大人に分けて2回開催し、大人の部では、幅広い年齢層の方々の出演があり、町民が音楽に親しむ機会を提供できた。3回目となる若手支援コンサートについては、町内出身若手音楽家への発表の機会と音楽を鑑賞する場の提供ができた。	特になし	事業について、広く町民に周知し集客数を増やすことが課題である。	このまま継続	町民が気軽に参加できるコンサートを中心に実施する。若手音楽家支援事業コンサートも継続して実施する。	現状維持で継続する。

201	町民会館の運営事業	生涯学習課	主に町民会館の貸館事業及び会館・公民館の借用申請の受付、調整を行う。	円滑に施設の申込、使用ができる。	目標程度	町民会館、公民館の利用受付に関してはトラブルもなく要望に応じられた。ホールでの催事については、主に地元へ根ざした小人数の団体が利用。また、リハーサル室は鏡があり、防音設備も整っていることから、音楽やダンス等幅広く使用された。	特になし	特になし	このまま継続	現状のまま継続する。	現状のまま継続する。
202	文化協会の支援運営事業	生涯学習課	加入団体の連絡・交流、文化・芸術の振興のための成果の発表を支援する。年2回の会員研修や他市町文化協会との交流会、文化祭の企画・運営、『ましらこ』編集などの事務支援を行う。	文化協会加入の団体または会員が、連携・協調し、文化水準の向上を目指し、安定的な活動ができる。	目標程度	春の宿泊研修と秋の日帰り研修を行い、見聞を広めることができた。また、文化協会加入団体が町民会館で発表会を開催する際の支援もできた。さらに、協会誌を様々な場所に設置し、会への加入促進を行った。	特になし	会員の高齢化が課題である。	このまま継続	文化協会加入の団体または会員が連携・協調し、文化水準の向上を目指して安定的な活動ができるよう支援する。	現状のまま継続する。
203	町文化祭の実施運営事業	生涯学習課	町文化祭(舞台部門発表、囲碁・将棋大会、ギャラリー・文芸部門展示)を実施する。	町民が、文化祭を通じ、活動発表や芸術作品等に触れることにより、充実した文化活動ができる。	目標程度	日程を町民祭りに合わせて文化祭を実施した。	文化祭ギャラリー部門の最終日を日曜日にしてほしいとの声もあるが、町民祭りに合わせた方が集客が見込めるため町民祭と合わせることとすることを理事会で決定している。	舞台部門発表会時の観客の減少が課題。	このまま継続	舞台部門発表会時の観客増加及び、ギャラリー部門の展示方法を工夫する。	現状のまま継続する。
204	益子町体育協会支援事業	生涯学習課	運営経費を補助するとともに、企画運営を行う。群市民体育祭、県民スポーツ大会などの選手派遣、各種主催大会の開催及び傘下団体主催事業の事務的な人的支援による運営を行う。	町体育協会の活動を支援することにより、住民がスポーツをする機会を提供し、健康維持・体力増進に努めるとともに、スポーツ人口の拡大や競技力の向上を図る。	目標程度	少子高齢化が進むなかで、いかにしてスポーツの楽しさや親しみ、興味をもてるようにするために、場所の確保や環境、いろいろなスポーツの情報提供が必要である。	大会各種の情報等の発信、提供が必要である。	老若男女を問わず、生涯スポーツの実現のためには、スポーツに親しみ、その楽しさや喜びを味わう機会を確保することが重要であり、その充実を図る必要がある。	終了・完了	支援が必要な団体には、自主運営に向けた人的支援や情報提供を行う。	スポーツのきっかけ作りは大切であるが、少子高齢化のなかで、変化する住民ニーズを適切に把握し、地域住民自らが主体的に取り組むスポーツ活動への支援を推進する方向へ移行する。
205	スポーツ推進委員会活動事業	生涯学習課	誰でも気軽に行えるニュースポーツの指導、出前講座への派遣、地区ぐるみ体育祭などの運営協力を行う。町駅伝大会の主管、企画、運営を行う。月1回の定例会を開催する。	スポーツ推進委員がスポーツの指導と普及活動、各種スポーツ行事に協力を行うことにより、住民がスポーツをする機会を増やし、また技術を習得し、健康増進を図れるようにする。	目標程度	小学校学年親子行事や地域交流会などで、ニュースポーツの出前講座の要請を受け、3回講座を開催した。地区ぐるみ体育祭、歩け歩け大会、町駅伝大会、はが路ふれあいマラソン等の町の行事の企画、運営、協力を行った。毎月の定例会の開催時にスポーツ推進委員のスキルを上げるため、ニュースポーツの実技研修を取り入れた。総合型クラブと連携し、スポーツレクリエーション大会を開催した。	25年2月に設立した益子町総合型地域スポーツクラブ(ましこチャレンジクラブ)と連携を図ることにより、お互いの活動の幅を広げる。	委員の中には、仕事の関係で出られないため、出勤回数に偏りがみられる。研修会に参加できない委員の指導のスキルが上がらない。学校関係以外の要請が少ないので、自治会等への広報を行うことが必要である。	このまま継続	総合型地域スポーツクラブと連携を図り、より幅の広いスポーツ普及活動ができるよう取組を進める。ニュースポーツの実技講習会、研修会に参加し誰もが指導できるようスキルアップを図る。また、活動をPRし、ニュースポーツの普及を進める。平成29年度の関東大会が栃木県で開催されるため、運営の支援を行う。	総合型地域スポーツクラブとより連携を深め、幅の広いスポーツ普及活動を行う。
206	スポーツ教室運営事業	生涯学習課	トップアスリートを招いて、小中学生及び指導者を対象にしたスポーツ教室の企画運営を行う。	運動をする子どもたちが少ないなか、いかにしてスポーツに接するきっかけづくりの場を提供していくか、また、将来、町から日本を代表する選手やオリンピック選手を輩出するためにトップアスリートを招いて経験や技術等を学び、そしてスポーツを通じ将来の夢や目標をしっかりと持てるよう開催する。	目標程度	各スポーツ教室において、オリンピックで活躍した選手を招いて開催した。柔道、バレーボールにおいては、オリンピックで実際に獲得したメダル(銅メダル)に触れるなど、好評であった。	教室種目選定の見直しや情報等の発信が必要である。	少年スポーツ教室については、少子化が進み、スポーツに接する機会も少なく、参加者は減少傾向である。トレーニング室については、トレーニング器具の老朽化等もあり、交換も考えていかなければならない。講習会参加者が増加(会員6000人)しており、適正な利用方法を促す必要がある。	改善して継続	スポーツ教室の講師については、より効果の上がる講師の選定に努める。また、専門的な知識をもった指導者を育成するため効果的なプログラムを企画する。	少年スポーツ教室事業は、子供たちにスポーツへの興味をもたせ、将来への夢や目標をもてるようにする。また、それをバックアップする体制を構築するために必要な事業であるため、継続的に実施する。
207	学校施設開放事業	生涯学習課	登録団体から申請があった各小・中学校、高等学校施設(体育館・武道館・校庭・夜間照明施設)を貸し出しするための受付、調整を行う。	住民が各小・中学校、高等学校施設(体育館・武道館・グラウンド)を利用し、スポーツやレクリエーションをすることにより、健康を維持し、体力増進できるようにする。	目標程度	高等学校施設の利用状況が定期的に増え、利用者増加の傾向があった。また、申請書を手早く処理し、利用状況をわかるようにし、登録団体への連絡調整を早めに行った。	他の体育館に比べ、バドミントンコート別の料金がなく、利用料が割高の意見がある。利用を希望する団体は、登録の手続きが必要になり、利用制限もあるので、誰でも気軽に使えるようにする。	学校の鍵の開閉は、管理人が行うので不特定多数の人が利用することはできない。また、利用するまでの手続きがいくつもあり、きまりもあるなどの課題がある。	このまま継続	登録団体に対し利用制度・申請期限を周知徹底し、申請者・学校・管理人と円滑に連絡調整をする。また、利用者が使用するまでの手続きで、簡略化できるように努める。	登録団体以外でも、施設が空いている時など使用することはできないか、検討する。

208	町民センター 施設維持管理 業務	生涯学習課	総合体育館や町民センター・プール等の施設の貸し出し、予約受付、使用料の収受、施設の整備、維持管理を行う。	住民が体育館・武道館・町民センターを利用し、スポーツをすることによって、健康を維持し、体力を増進できるようにする。	目標程度	町民センター・総合体育館・町民プールの施設の貸し出しと適正な維持管理を行った。施設利用については、総合型地域スポーツクラブ設立始動により、施設利用件数は増加した。総合型のグラウンドゴルフ教室利用のため、グラウンドのならし回数が増えた。	総合体育館の夜間利用は飽和状態であり、空きがない状況であり、新規利用の予約は厳しい状況にある。夜間フットサル利用ができる体育館の要望がある。また、屋外トイレについては、トイレ詰まりの対応、水洗化などの要望がある。	町民センターグラウンドが傷んでおり、土を入れ替え、大型機械による整地作業が必要である。プールも老朽化が進んでいる。また、夏休みに高校生の課外授業があり、監視アルバイトの募集に大変苦慮している。総合体育館の夜間利用は飽和状態であり、既存利用団体を優先しているため、総合型クラブの施設利用要求に対応できていない。荒天の際、雨漏りがひどいので、何らかの対応が必要となる。	改善して継続	総合体育館の夜間利用は飽和状態であるので、学校開放施設・あぐり館・改善センター等を利用している既存利用団体、新規利用団体の調整により、できる限り施設利用の要望の応えられるようにする。また、屋外トイレについては、水洗化に伴う改修工事を進める。エレベーターの更新工事についても対応をする。	施設の維持管理に努め、早めの修繕等を行う。また、利用については関係団体と調整を図る。
209	南運動公園維持 管理業務	生涯学習課	南運動公園及び南運動場を整備及び維持管理し、施設の貸し出し等を行う。	住民が南運動公園を利用することで安らぎを得たり、スポーツをすることによって、健康を維持し、体力を増進したりできるようにする。	目標程度	南運動公園及び南運動場の維持管理のため遊具の点検、芝生の手入れ等を行い、施設の貸し出しを行った。芝生の手入れでは除草剤の効果があり、芝の状態が良くなった。北公園、町民センターを併せ一元的に管理することにより共同作業の効率化を図った。テニスコートの人工芝老朽化のため、張替え工事を行いサービス水準が向上した。	屋外トイレについて、洋式化の要望が出ている。また、栃木国体開催に向けて、芝の張替えなど指摘が出ている。	栃木国体開催に向け、施設の改修老朽化した芝生の張り替えや、トイレの水洗化等が必要となる。改修計画を作成する必要がある。	改善して継続	芝生の活性化のための知識・作業の習得により、張り替えまでの間隔を延ばす。北公園、町民センターを併せ一元的に管理しより一層共同作業の効率化を図る。栃木国体のサッカー場として使用する予定のため、会場整備の改修計画を作成する。	芝生の張り替えの検討も必要である。また、併せて、栃木国体開催に向けて、改修等を進める。
210	北運動場、北公園 野球場維持 管理業務	生涯学習課	北運動場及び北公園を整備及び維持管理し、施設の貸し出し等を行う。	住民が運動場や公園を利用することで安らぎを得たり、スポーツをすることによって、健康を維持し、体力を増進したりできるようにする。	目標程度	北運動場、北公園の維持管理のため、遊具の点検、野球場芝の手入れ、多目的広場、ターゲットボードゴルフ場の管理作業を行い、施設の貸し出しを行った。南運動公園・町民センターを併せ、一元的に管理することにより、共同作業の効率化を図った。	野球場は栃木国体の軟式野球会場に内定しており、中央団体の視察の結果、バックネット側にスコアボードの設置必要性や、バリアフリーについての整備必要性、芝の維持管理やマウンドの高さ管理など、いくつか指摘されている。	野球場は栃木国体の軟式野球の会場にも内定しているため、28年度に中央団体の視察に伴い、施設の改修等について、いくつか要望が出されている。今後、費用や改修時期等に関して検討を要する。また、北運動場テニスコートについては、老朽化と震災の影響で亀裂の入っているところがあり、改修するか違う用途に利用するか検討を要する。	このまま継続	栃木国体に向けて、施設改修の検討を進める。北運動場のテニスコートについては、より良い用途は何かをもう一度検討する。南運動公園、町民センターを併せ、一元的に管理し、より一層共同作業の効率化を図る。	同上
211	益子町駅伝競走大会 運営業務	生涯学習課	町駅伝競走大会の企画運営に伴う事務の協力及び人的支援を行う。	町民の健康と体力づくり、世代を越えての地域間の連携と親睦を図る。	目標程度	町民の体力づくりや運動をするきっかけづくり、また、世代を超えての地域間の交流チームや職場での交流チームで参加し、終了後には豚汁の無料配布や大抽選会を行い、大会としては好評であった。以上のことを踏まえて、駅伝大会は感動と元気を与えるスポーツであるため、継続的に支援する必要がある。	大会のレベルアップ、コースの変更を検討する。	参加チームが多いと、コース上の選手の安全確保や記録などに影響がでる可能性がある。	このまま継続	運動の能力をアップさせるため、運営方法を参加者のニーズに合わせて実施する。	運動能力をアップさせるため、運営方法を参加者のニーズに合わせて実施する。
212	芳賀郡市民体育 協会運営事業	生涯学習課	郡市民体育祭、地区スポレク祭の運営、及び参加者の取りまとめ、郡市駅伝選手強化練習、郡市社会体育事務担当者会議を開催する。	芳賀郡市内のスポーツの交流と競技力向上、及びスポーツ人口の底辺拡大、及びレクリエーションスポーツの普及を図る。	目標程度	郡市民体育祭・芳賀地区スポレク祭については、今年度から8月から9月に変更し開催した。郡市駅伝競走大会については、最強のメンバーを揃えるため、ふるさと選手の招集について、大学や実業団チームの監督とコンタクトをとり、協力を依頼した。	郡市民体育祭については、近年暑さが厳しいため、開催時期の変更を検討すべきとの意見がある。今年度から9月に変更したが、他の大会や行事との重なりがあり、元の時期に戻してほしいとの要望があった。	郡市民体育祭・芳賀地区スポレク祭については、今年度から8月から9月に変更して開催したが、開催できる種目と厳しい種目があり、今後また開催の時期については検討課題である。	改善して継続	芳賀郡市民体育祭は9月に開催する予定である。併せてスポレク祭も同時開催する。芳賀地区スポレク祭では、参加者が増えるよう実施種目の選定を行う。郡市駅伝競走大会では、選手招集に関して企業や大学へのアプローチを積極的に行う。予算厳しい折、節減を図れるよう工夫する。	芳賀郡市のスポーツの交流と競技力の向上、スポーツ人口の底辺拡大のため、今後も継続して事業を進める。

213	スポーツ少年団支援事業	生涯学習課	県登録、指導者講習会、町及び郡大会の運営、補助金や手当の交付を行う。	小学生等のスポーツ環境を整え団員及び指導員の増加を目指し、体力・競技力の向上を図る。	目標程度	町、郡スポーツ少年団の大会を主催し、円滑に大会運営ができた。お知らせ版を利用し団員募集をした。県スポーツ少年団登録に際し認定指導員各団2名以上必要になること、再研修の2期目に入るので、認定指導員の資格喪失にならないように再研修の周知徹底した。平成28年度よりスポーツ少年団の登録がWeb登録になることを周知した。認定指導員は年度ごとに登録をしないと資格が喪失することの制度説明をした。	スポーツ少年団で、町体育協会専門部から指導者を派遣してほしい、また、広報誌で、団員募集を適宜呼びかけてほしい、との声がある。	少子化等により廃部の危機にある団もある。認定指導員も各団2名必要になるので、より指導者を増やしていく必要がある。小学校卒業後認定員指導者の継続される方が少なくなる。町体育協会との連携をとっていくには、どのような方法が良いかなど、課題がある。	このまま継続	平成29年度より認定員講習会の受講する日にち・会場も増えたので、より受講できるよう周知徹底を図る。各スポーツ少年団の現状を把握して、的確にアドバイスする。認定指導員不足が起きないように研修の案内をする。また、再研修も併せて知らせる。	認定指導員不足で大会に出場できないことのないよう、また、年々認定指導員が増え、団員も増えていくよう、研修会を周知するとともに、広報誌を利用し広く団員募集も定期的に行う。
214	総合型地域スポーツクラブ支援事業	生涯学習課	H25年2月に設立された総合型地域スポーツクラブ「ましこチャレンジクラブ」が自立できるよう情報提供、運営委員会への参画など支援を図る。	いつでも、いつまでもスポーツができる生涯スポーツ社会を実現するために、総合型地域スポーツクラブを設立し、様々な世代がスポーツを楽しむ環境を作り、健康の維持増進をできるようにする。	目標程度	クラブ運営支援のため、30万円補助金を支給した。年に2回開催されるスポーツ交流会では、運営の協力など、クラブ活動支援を行った。クラブ運営が自立できるよう、育成・支援指導をした。施設利用については、優先的に年間予約を入れる支援をした。	一般向けのプログラムが少ないので、その参加者を増やすためのプログラムを検討する。	総合型地域スポーツクラブの知名度がまだ浸透しておらず、さらなるPR活動が必要である。施設利用については、既存利用団体の利用を優先しているため、体育館の夜の利用については、ほとんど空きがない状況であり、クラブの事業を仕組むのにも良い時間帯ではとれないので苦慮している。	このまま継続	クラブ事業の施設利用については、改善センターやあぐり館、学校開放施設を含め、既存利用団体との調整等を行い、より有効利用が図れるよう工夫する。スポーツ推進委員会との連携により幅の広いスポーツ活動が図れるよう連絡調整を図る。一般向けのプログラムが増やせられるよう、支援する。事務局の勤務体制(勤務時間減)の面から、その不足分について対応できるよう支援する。	総合型地域スポーツクラブとスポーツ推進委員会が連携できるよう調整を行い、幅の広いスポーツの普及活動を行う。
215	はが路ふれあいマラソン大会運営業務	生涯学習課	1市4町が連携して大会を実施し全国から参加者を募る。地域情報等を発信し、宿泊・観光へ繋げる。特産品を提供し、地域の魅力をPRする。地域住民等による「おもてなし」を行う。	住民のスポーツ活動への参加意欲やスポーツ競技力の向上並びに芳賀郡市のPRと活性化に寄与する。	目標以上	第1回、2回大会の運営方法を基にして、関係機関と打合せや協力依頼をして、参加者が満足できるような大会が開催できるよう準備を進めた。前大会で状況を把握できたため、会議等の打合わせ回数を減らした。運営の質向上のため、関係者へは個別に打合わせや連絡調整を密に進めた。大会当日は、1000名を超えるボランティアの協力と、2181名のランナーが1市4町(はが路)を駆け抜け2060名が完走した。警察との協議における交通規制は、概ね方向性が確立したため、さらに精度を上げ計画通り規制が運用できるよう進めた。中間点計測や距離表示、大時計設置などの参加者の要望に応じた運営ができた。	今回の交通規制は予想通りに進んだので、次回も同じ内容で進める。さらに、規制や迂回について、芳賀郡市以外の広いエリア(茨城県も含め)へも事前に周知させることや、看板等での周知を充実させる必要がある。県外からは約1500名が参加したので、観光PRや町に宿泊・滞在するような施策が必要である。中間点以外でも記録計測をして欲しいとの希望がある。交通規制について、さらに周知徹底できるようにする。	今回も協賛金によって運営が成り立った。今後も、協賛金や1000名を超えるボランティア(自治会等の協力)を安定して確保することが課題である。また、第3回大会では、業務内容(当日を含め)は、概ね把握できた。今後、さらに内容を精査してマニュアル化を進める。第4回大会は芳賀町が大会事務局となるので、6月から、引継ぎを含め業務を進めてきたが、第4回大会が終わるまでは引継ぎを継続する必要がある。また、公認大会開催の有無について、栃木陸協との協議や研究を進めているが、引き続き検討課題である。参加者満足度は、点数は下がっているが、内容が前回以上にアップしているので、維持できるよう大会レポを参考に質の向上に努める必要がある。前回に引き続き地元からの応援、協力が継続(自発的に)できるような大会にする必要がある。スタッフから改善要望等が出ているので、可能なものは対応する必要がある。1市4町の連携と協力、同じ立場で進められるような体制・組織作りが必要である。	このまま継続	大会事務局が芳賀町に移管になるが、今までの業務内容や課題等を引き継ぐ。参加者からの意見(大会レポ)を再度見直し、足りなかった点を検討する。運営面からは、スタッフからの意見を集めているので、一つずつ改善する。警察、警備、会場設営、コース設営、計測関係についても、第3回大会を振り返りながら、完成度を上げる。1市4町の担当者打合せを密にし連携して、考え方や運営方法を統一して質の高い大会を開催する。公認大会開催について研究を継続する。	マラソン参加者人数は2,500名を限度とする。他町が事務局となるため、積上げたノウハウをスムーズに引き継ぐ。さらに、運営面について完成度を高めながら大会を育てて、恒例行事として認知度を高める。
216	オリンピック選手輩出に向けた指導者育成事業	生涯学習課	町内中学校の部活動種目及びオリンピック種目を対象として、スポーツ少年団指導者、中学校部活指導者、体協専門部員等を対象に講演会や技術指導等の教室を開催する。	スポーツ指導者の指導力の向上及び指導者の発掘を行い、オリンピック選手を輩出できるよう指導者を育成する。	目標未達成	野球、卓球、バドミントン、陸上競技、サッカーについて、指導者育成教室を実施した。指導者向けの講演や技術講習は、参加者からは好評を得ており、一定の効果があった。特に野球の講演では、将来伸びるためにジュニア世代にすべきこと、すべきでないことなど教訓となるものが多かった。ただ、少年スポーツ教室と重複する面もあり、改善が必要である。	少年スポーツの指導者は、益子町内においては、各競技とも、あまり多いとはいえない。そのため、指導者教室も、実施できない競技が、バレーボールやソフトテニスなど数競技あった。指導者育成教室ばかりでなく、中央の研修会に参加するための補助や、指導者及び保護者など多くの人を集めての講演会などもいいのではないかとこの声もある。	オリンピック選手を輩出するための指導者育成を目的としているが、オリンピック等に指導をお願いする少年スポーツ教室と、重複する部分があり、また、指導者の絶対数が少ないことから、新たな指導者への発掘や、指導者育成教室にかかわる講師の選定が問題である。	改善して継続	少年スポーツ教室と重複するような指導者育成教室は控え、指導者や保護者への動機付けとなるような講演会を開催する。また、各競技ごと、指導者研修等への参加を促し、参加者への補助を実施する。	各競技ごと、指導者に係る研修会等参加を勧奨するとともに、研修会参加者への補助を行う。また、指導者や保護者の動機付けとなる講演会等を開催する。

217	文化財の普及啓発事業	生涯学習課	『芳賀の文化財』編集、『益子町の文化財』冊子の販売、文化庁補助事業「伝統芸能フェスティバル」を開催する。また、文化財ガイド養成講座の実施などを進める。歴史文化基本構想策定、ましこ検定の実施等。	町内文化財について普及啓発を行い、町民をはじめ多くの人に、文化財についての理解を深める。	目標程度	文化庁の補助を受け、「ましこ伝統芸能フェスティバル」「文化財養成講座」等を実施し、町の文化財について広く紹介し、文化財について興味・関心を高めることができた。また、広報ましこにおいて「日本遺産認定に向けて」と題し10回掲載することができた。	地域に残る貴重な文化財の活用を図り、地域活性化に繋がるとの要望がある。	歴史文化基本構想を策定し益子の歴史のまとめと、今後の保存活用についての計画を立てることができたので、これからは文化財の保存と活用の推進を図るため歴史文化基本構想推進委員会を立ち上げ、停滞することなく事業を進めていくことが課題である。	このまま継続	歴史文化基本構想の推進と、日本遺産関係事業を継続する。	継続して実施する。
-----	------------	-------	--	--	------	--	-------------------------------------	--	--------	-----------------------------	-----------